

合志市制施行20年

検証報告書

令和8年5月

合 志 市

検証にあたって	2
第1 検証の目的と実施手法	
1 検証の目的	3
2 検証項目と整理	4
第2 行財政運営の検証	
1 行政運営の検証	5
2 財政運営の検証	8
第3 合併協定及び新市建設計画の検証	
1 合併協定項目の評価	15
2 新市建設計画に関する検証	16
第4 分野ごとの検証	
1 市民生活	26
2 健康・福祉	29
3 産業振興	33
4 都市基盤整備	35
5 子育て支援・教育	37
6 コミュニティ活動	42
第5 危機事象への対応	
1 平成28年熊本地震	43
2 新型コロナウイルス感染症	48
3 危機事象対応に対する検証	56
まとめ	57

検証にあたって

平成18年2月27日、合志町と西合志町が対等合併し「合志市」として新たな一歩を踏み出してから本年で20年が経過しました。

合併当時、人口およそ5万2千人でスタートした本市は、全国的に人口減少が進む中であって、子育て世代を中心に多くの方々に選ばれるまちとして発展を続け、現在では6万5千人を超えるまちへと成長を遂げました。

また、この間には企業の新規立地や半導体関連企業の進出が相次ぎ、地域産業の活力はかつてないほど高まりを見せています。特に先端技術分野や製造業の集積は、雇用の創出と地域経済の安定に寄与し、本市の持続的な成長を力強く支えてきました。さらに、御代志駅周辺の整備をはじめとした都市基盤の充実、民間商業エリア開発により、暮らしやすさと利便性が向上し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりが進展しております。

合志市は20年の歩みの中で、平成20年のリーマンショックによる世界金融危機、最大震度6強を観測し甚大な被害を受けた熊本地震、令和に発生し世界情勢にも影響を与えた新型コロナウイルス感染症など、かつてない危機事象に直面しました。こうした困難への対応に奮闘する中で、行政、市民、地域、企業等が一体となり、今日の活力ある合志市を創り上げてきました。

今後も、少子高齢化の進展により、社会経済情勢の見通しはますます不透明になるなど自治体を取り巻く課題が複雑多様化する中に、目指す都市像である「人と地域が輝く未来へ～健幸都市こうし～」を実現していかなければなりません。

そのためには、合併によって育まれた一体感と協働の精神を大切にしながら、次の10年、20年を見据えたまちづくりについて行政・議会をはじめ、市民一人ひとりが思いを一つにして取り組んでいく必要があります。

今回の検証は、20周年という節目を迎えた今、これまでの合志市の歩みを振り返り、20年前に思い描かれたであろう当時の合志町と西合志町の町民の願いがどこまで実現できたのか、残されている課題は何かを明らかにし、合志市の未来を展望するために実施しました。

今後は、今回の検証結果を市政運営や協働のまちづくりに反映させることはもとより、合志市総合計画第3次基本構想第2期基本計画の策定に繋げてまいります。

令和8年5月

合志市

第1 検証の目的と実施手法

1 検証の目的

平成18年2月27日の旧合志町と旧西合志町の合併により、新しく「合志市」が誕生して20年が経過しました。この間、本市では、合併後のまちづくりの方向性を定めた「新市建設計画※（平成17年3月策定）」に基づいて、速やかな一体化と均衡ある発展を図るための様々な施策を実施してきました。

加えて、まちづくりの基本理念や将来都市像を描き、これを実現するための施策の大綱を定めた、まちづくりの設計書となる「合志市総合計画（第1次～第3次）」を定め、第1次では前述の新市建設計画で描いた将来像を踏まえ「未来が輝く産業・定住拠点都市」を目指す都市像とし、同じく、第2次では「元気・活力・創造のまち」、そして、第3次では「人と地域が輝く未来へ～健幸都市こうし～」を将来都市像に掲げ、人と自然を大切にした協働によるまちづくりに取り組んできました。

そのような取り組みにより、現在の合志市は、全国的に人口が減少する中でも人口増加が続き、こども医療費助成など子育て分野での手厚い公的支援の実施、市街地再開発事業や製造業をはじめとした新たな産業立地の進展など、住みやすく暮らしやすい元気なまちとして高い評価を受けています。

一方、新市建設計画については、当初、計画期間を10年間、平成27年度末までとし、平成29年10月に合併の効果や課題について検証を行い、その結果を広く市民に公開して共有化を図るとともに、今後のまちづくりに生かしていくことを目的に合併検証報告書を作成しました。

その後、東日本大震災等の影響により合併特例債の発行期間が延長されたことに加え、平成28年熊本地震の発生に伴い、合併特例債の発行期間がさらに延長されたことから、災害に強いインフラなど国土強靱化への取り組みを進めるために、本市では新市建設計画の計画期間を2度にわたり延長し、最終的に令和7年度末で終了することとなりました。

このようなことから、今回の検証では、前回実施した検証結果を踏まえるとともに、延長した10年間を含め、新市建設計画の最終的な達成状況を明らかにします。

また、平成の大合併と呼ばれ特例法などを整備し国が後押しした今回の合併については、その目的として、「地方分権の受け皿となる自立した行政経営体制の整備」、「人口減少、少子高齢化時代への対応」、「広域的な行政需要への対応」が挙げられています。

そこで、これらの観点から本市の合併を検証するとともに現状と課題を明らかにし、今後のまちづくりに生かしていくために、行財政運営をはじめ、協働のまちづくり、次世代育成、産業振興、都市基盤整備など分野ごとに、これまでの取組み、現状及び残された課題を整理します。なお、これらの検証にあたっては、市民生活や福祉の向上など市民の視点に立脚して実施します。

加えて、ケーススタディとして、新市建設計画期間中に発災した「平成28年熊本地震」と「新型コロナウイルス感染症」という未曾有の危機事象への対応を振り返り、特に、「地方分権の受け皿となる自立した行政経営体制の整備」という観点から検証します。

2 検証項目と整理

本検証においては、以下の4つの視点から行い整理しました。

(1) 行財政運営に関する検証

①行政運営

職員数（一般職・専門職、正規・非正規等）、組織、事務分掌などの行政運営について、効率性、機能性等の観点から検証を行いました。

②財政運営

合併後の決算状況などから、経常収支比率[※]、実質公債費比率[※]、財政力指数[※]など、財政の健全性について検証を行いました。

(2) 合併協定及び新市建設計画[※]の検証

2町合併協議会で協議し取り決めた、合併協定項目及び新市建設計画で掲げられた各種施策・事業の進捗状況を把握し検証を行いました。

(3) 分野ごとの検証

市民生活、健康・福祉、産業振興、都市基盤整備、子育て支援・教育、コミュニティ活動の分野ごとに、推移や現状、課題等を把握するとともに、市民の満足度や意識やニーズの変化などを踏まえて市民の視点に立って検証を行いました。

(4) 危機管理事象への対応に関する検証

合併や町から市への移行による効果と活用について、具体的にわかりやすく示すため、平成28年熊本地震と新型コロナウイルス感染症の対応という2つの危機事象をケーススタディとして取上げ、検証しました。

※ 新市建設計画：新市の基本方針や事業計画などについて定めた計画。合併特例債など、国や県からの財政支援を受けるためには、この計画に位置付けておく必要があります。

※ 経常収支比率：経常的な活動によって得られる収入（経常収入）が、経常的な活動に要する支出（経常支出）に対して、どれだけの割合で賄われているかを示す数値です。

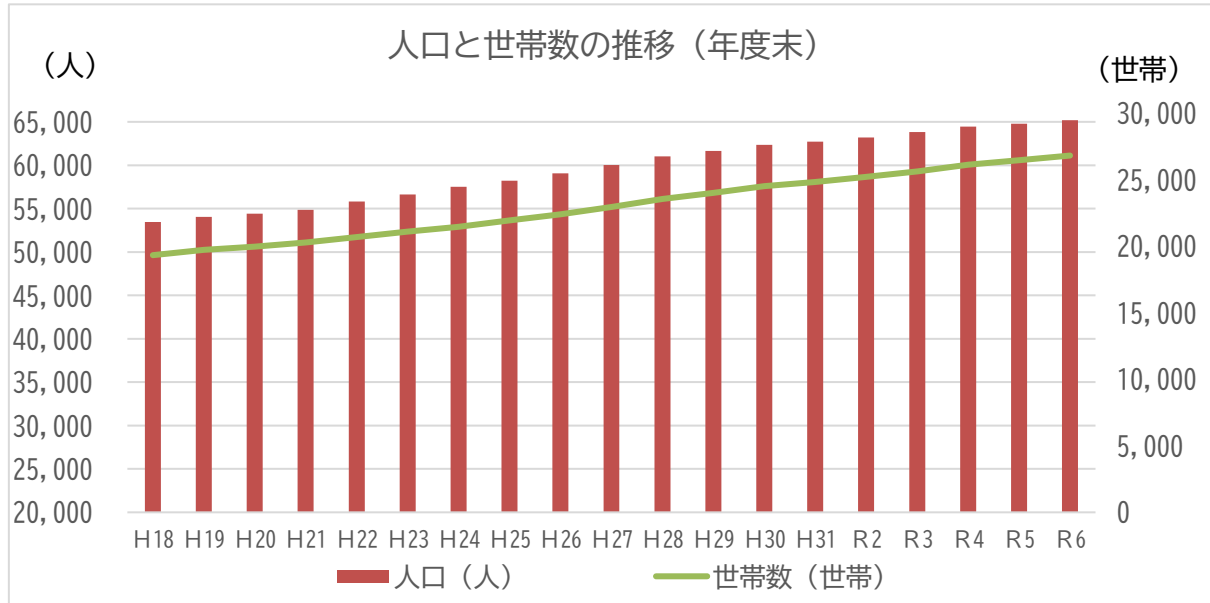
※ 実質公債費比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標の一つであり、当該団体がその年度に負担する公債費（地方債の元利償還金など、借金返済に要する経費）が、一般財源総額（地方税、地方交付税など、用途が特定されない財源）に対して占める割合を示す。これは、地方公共団体の財政状況を評価する上で特に重視される指標です。

※ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す代表的な指標であり、その団体の財政構造の安定性および自主性を評価する上で用いられます。これは、当該地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するために必要とされる財源（標準財政需要額）を、どの程度、自主財源（主に地方税収）で賄うことができるかを示す比率として定義されます。

第2 行財政運営の検証

1 行政運営の検証

全国的な人口減少の中で、本市の人口は合併時から20年間で約12,000人増加しました。社会構造の変化、生活スタイルの多様化による市民ニーズの多様化・複雑化と行政需要の増加に対応するため、本市は行政運営体制の充実に取り組んできました。



（1）組織体制の推移

①組織の変遷

時代の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、熊本都市圏の中核となる成長するまちにふさわしい組織体制の整備を進めてきました。具体的には、都市機能の充実を目指し、平成31年4月1日、都市建設部に土地区画整理室（令和6年4月1日都市整備室へ移行）を新設し、区画整理事業などの都市基盤整備を推進する体制を整えました。また、政策立案機能と横断的調整機能を強化し、スピーディな政策実現を図るため、秘書政策課と企画課からなる市長公室を令和3年4月1日新設しました。さらに、市民生活の安全安心を確保するため、令和5年4月1日に交通防災課を安全安心課に改め危機管理機能を強化したほか、上下水道事業の健全で持続可能な経営を実現するため、水道局を新設するなど、必要な組織改編を積極的に行っています。加えて、次代を担うこどもたちの健全育成に注力するため、健康福祉部を再編して令和6年4月1日にこども部を新設し、専門的な支援体制を構築しました。

②人材確保、職員の資質向上

合併当初は、事業・業務の見直しや効率化、アウトソーシングの推進等により、人員の削減や職員総数の抑制に取り組んできました。しかしながら、人口増加やニーズの多様化・複雑化、国、県、市施策の拡充に対応するため、平成31年度には職員定数を増員し、第4期集中改革プラン（令和2年度～令和5年度）においても、増員にシフトし組織力の維持に努めてきました。現在は、定員管理計画（令和6年度～令和9年度）に基づいた職員採用により人材確保に努めるとともに、市役所DXや業務のデジタル化を推進することで、行政サービスの効率化と市民サービスの向上を両立させています。特に職員採用においては、人口増加と市民ニーズの多様化に対応するため、保健師及び管理栄養士を増員し、新たに社会福祉士などの専門職を採用しました。

また、人口増加基調にあるまちにふさわしい都市機能の充実を図るため、土木・建築などの技術系専門職を新規採用するなど、必要な人材の確保を戦略的に進めています。職員の資質向上については、充実した職員研修を実施するとともに、県、国への派遣研修や民間企業との交流を積極的に行い、時代の変化に柔軟に対応できる職員の育成に取り組んでいます。これらの取り組みにより、専門性の高い人材の確保と、幅広い視野を持った職員の育成を両輪で推進しています。

(2) 県からの権限移譲

熊本県においては県下の市町村に対し、地域特色を活かした自主自立のまちづくり、住民生活に密接にかかわる事務処理の迅速化や利便性の向上、計画から実施、指導から許可まで一連の事務を同一自治体で完結できるワンストップサービスの実現などの視点から、積極的かつ継続的に権限移譲を進めており、平成12年度から平成16年度にかけて48法令410項目を、令和8年4月1日時点で87法令922項目を移譲しています。

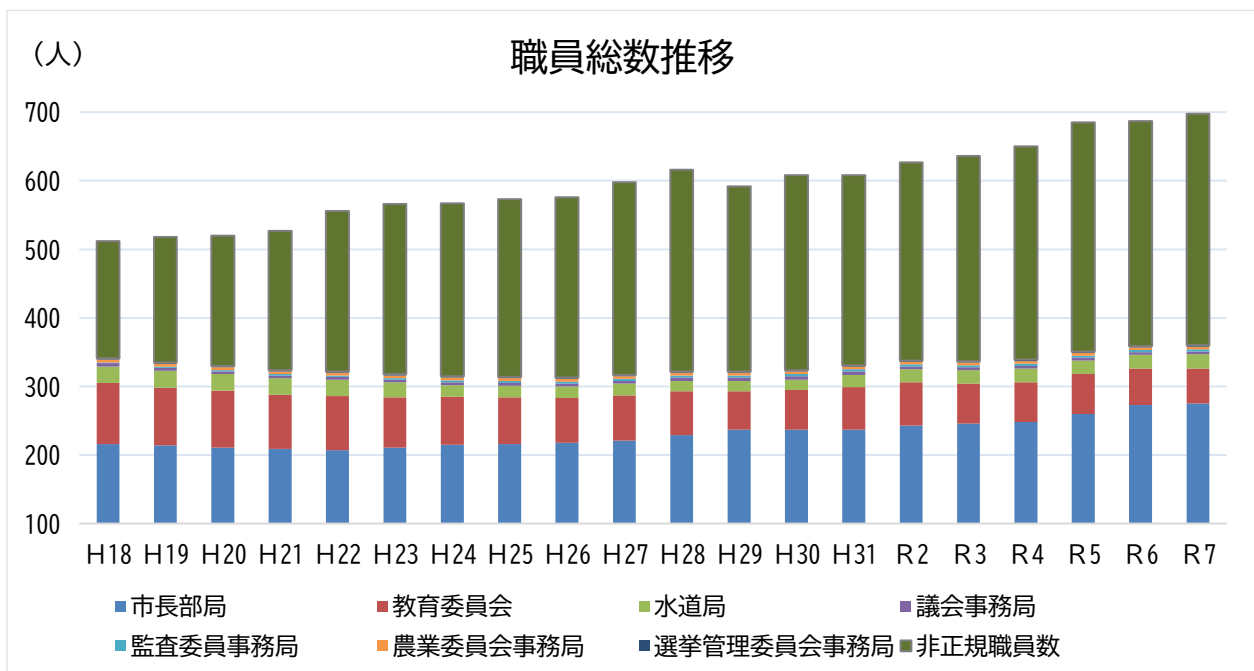
本市が受けた主な権限移譲事務は、パスポートの申請受付・交付事務に加え、市制施行に伴い福祉事務所が設置され、生活保護の決定及び実施、児童扶養手当の支給など、より広範な福祉事務が移譲されています。

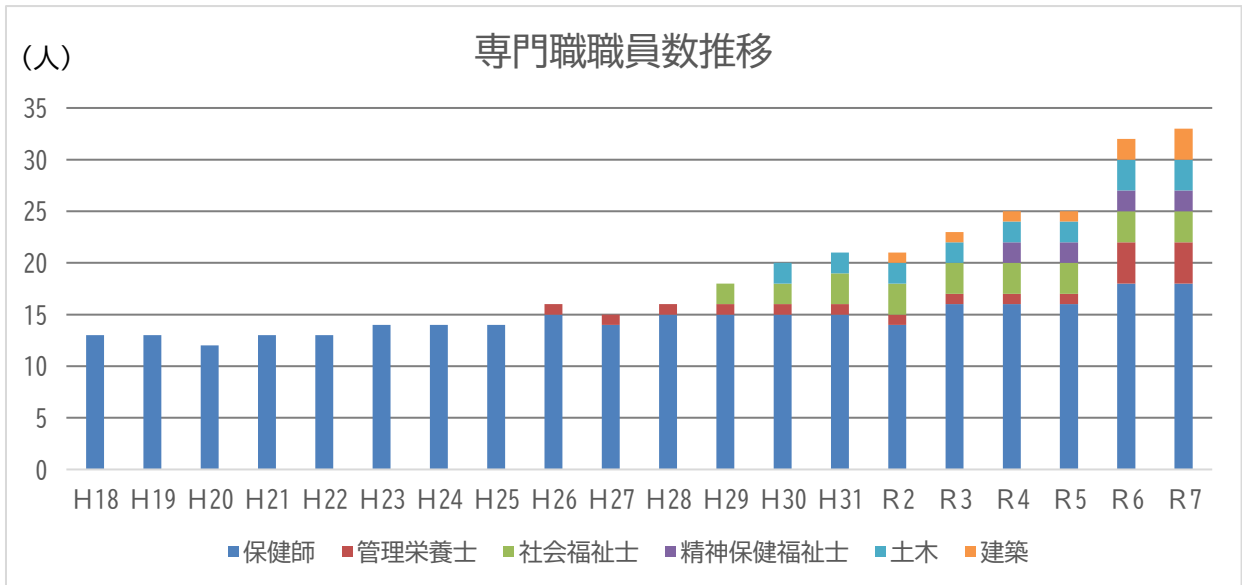
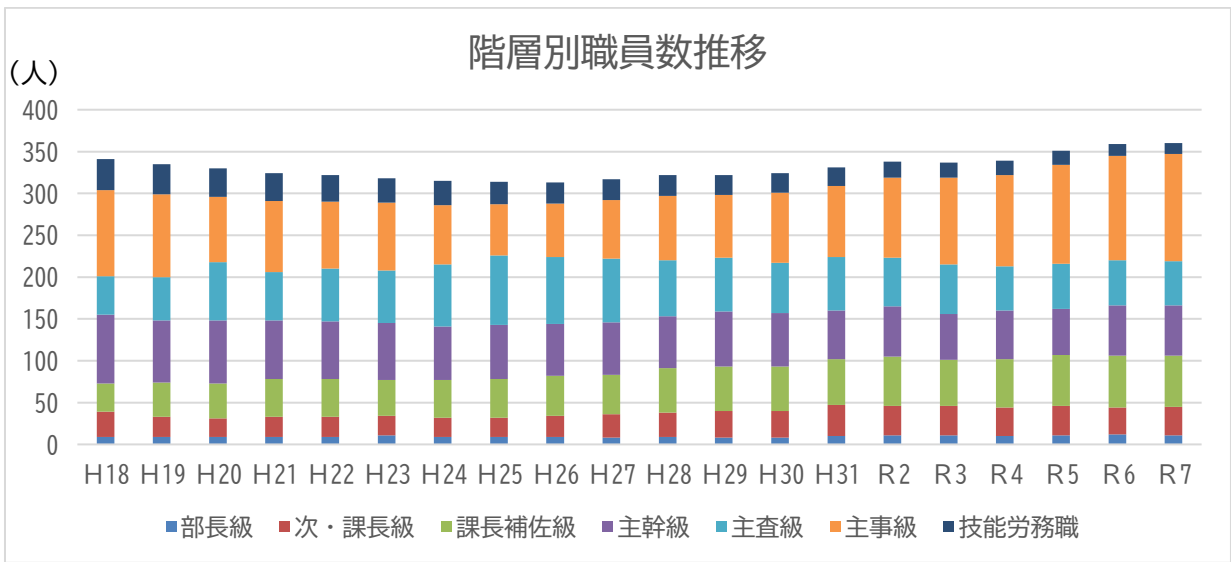
引き続き、市民サービスの向上につながる事務については、適正に処理できる体制を整えつつ、可能な限り積極的に権限移譲に取り組む必要があると考えています。

(3) 行政運営のまとめ

地方自治体を取り巻く厳しい環境の中でも、合併により必要な人材の確保、機構改革や人員配置の適正化などを通じて、行政基盤の強化を実現することができました。今後は、市役所DX・IT化を一層推進し効率的な行政運営に努めるとともに、職員研修の充実や意識改革を図り、さらには連携中枢都市圏など広域的な連携強化を図り、時代変化や市民ニーズの多様化に即応できる体制の確立に取り組みます。

特に、近隣へのTSMCの進出に伴う関連企業の誘致や地場企業の活性化など、この機会を捉えた地域経済の振興を図るとともに、交通渋滞対策、地下水などの環境保全、農業振興との調和ある発展といった喫緊の課題に対応するため、必要な体制整備と人材の確保育成に努めます。





2 財政運営の検証

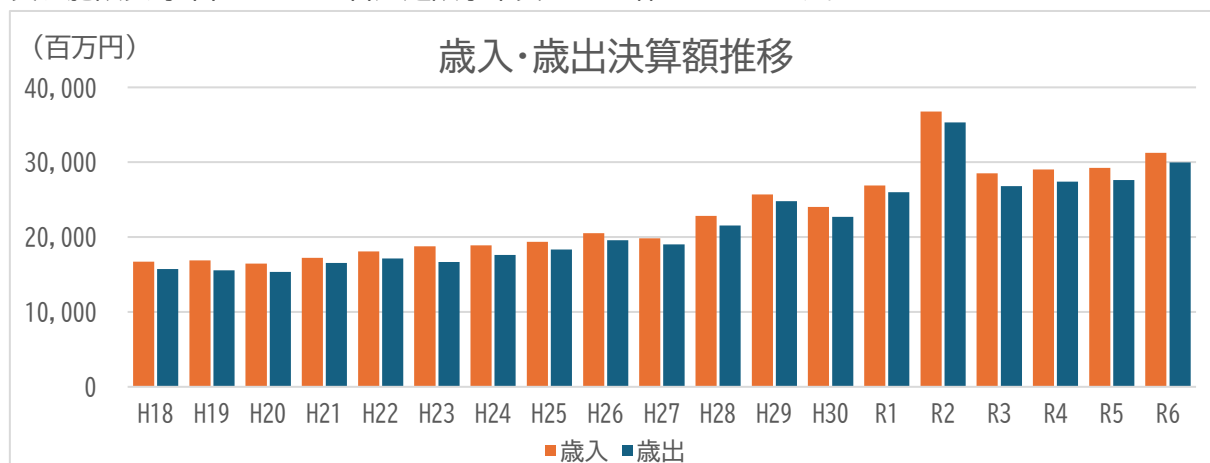
(1) 財政全般の各種統計データ及び分析

①決算額の推移・分析

【決算額の推移及び分析】

歳入決算額は合併時の167億円から令和6年度には312億円まで増加し、歳出は合併時の157億円から令和6年度には299億円まで増加しています。令和2年度には合志楓の森小・中学校建設などにより歳出は352億円を超える決算となりました。

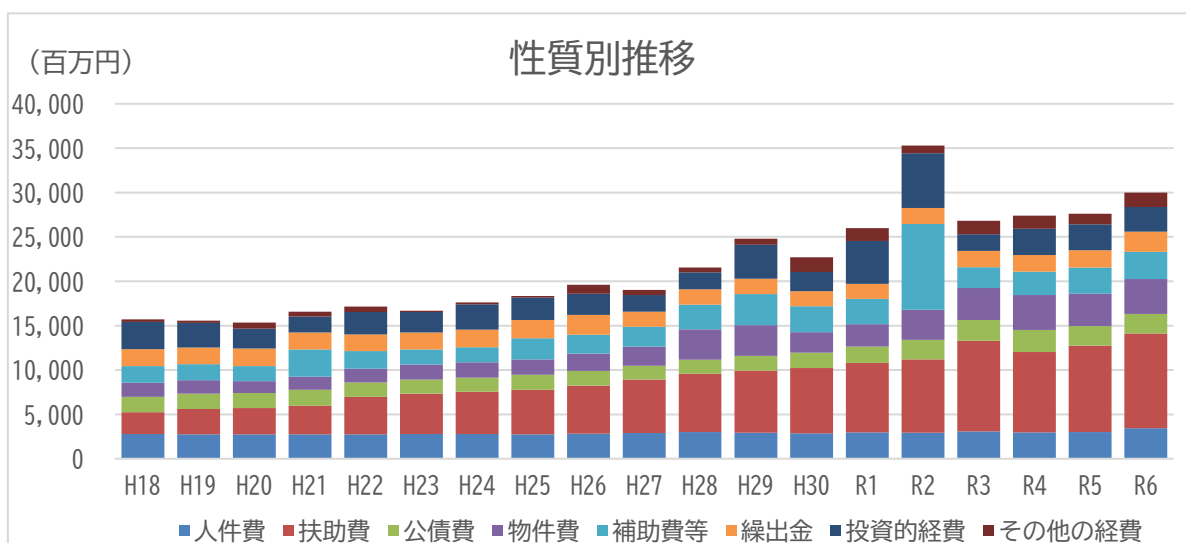
歳出増加の主な要因は、人口の増加に伴う保育施設給付費や児童手当などの扶助費の増、社会福祉費関連業務委託などの物件費の増のほか、熊本地震からの災害復旧や新型コロナウイルス感染症対策などの突発的な財政需要によるものです。近年は物価高騰による人件費や、施設の維持管理経費、施設長寿命化のための普通建設事業費などが増加しています。



②歳出額の推移・分析

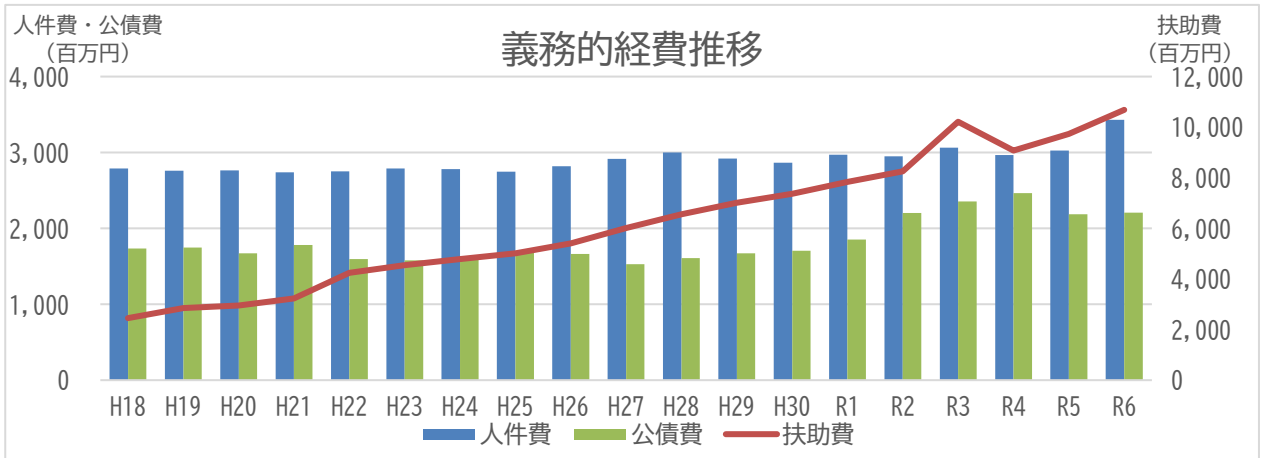
【性質別】

人口増や制度改正などにより扶助費が増加傾向にあり、平均約9%の伸びが見られます。このほか、施設数増加に伴う放課後児童健全育成事業委託料の増や、GIGAスクール構想の推進による小中学校のICT教育関連費の増、レターバス運行業務委託、総合健康センター施設指定管理委託など、資材価格の高騰による維持管理費の増などにより物件費が増加傾向にあります。



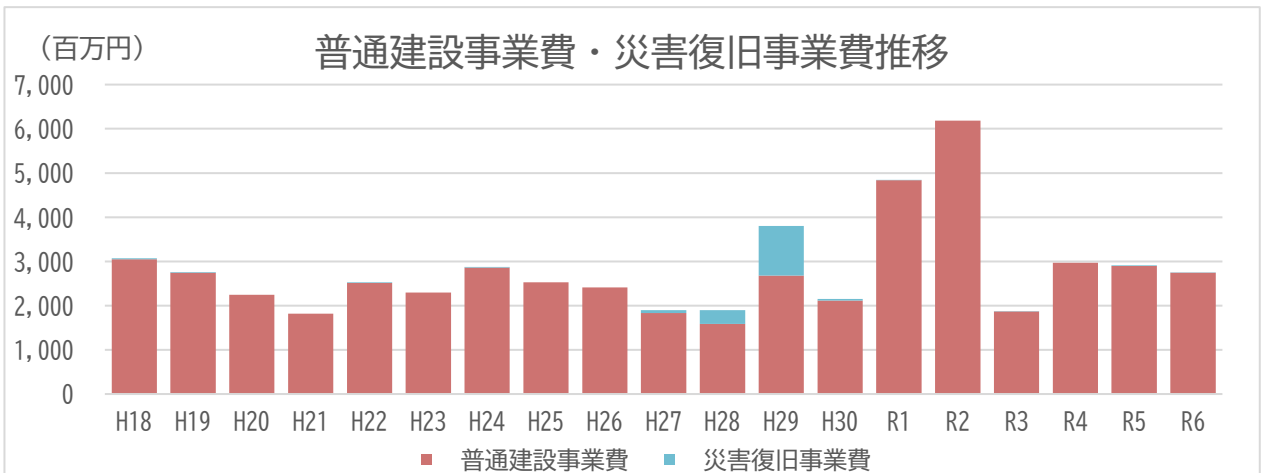
【義務的経費】

人件費はおおむね横ばいで推移していましたが、近年は人口増に対応した職員数の増加や会計年度任用職員制度における任用の適正化などにより伸びが見られます。公債費は20億円以内で推移していましたが、熊本地震に伴う災害復旧事業や合志風の森小・中学校建設などでの借入により令和4年度に24億円まで増加しました。その後は、普通建設事業費の減に伴い減少しています。扶助費は人口増や制度見直しに伴う保育施設給付費や障害福祉サービス給付、児童手当、子ども医療費などの増により、平成18年度の24億円から令和6年度には106億円となり82億円増加しました。



【普通建設事業費・災害復旧事業費】

普通建設事業費はおおむね15億円から30億円で推移しています。令和元年度と2年度は合志風の森小・中学校建設事業などにより大幅な増となりました。災害復旧事業費は平成28年熊本地震に伴う総合センター「ヴィーブル」の災害復旧事業などで、11億円を超えました。これまでの主な事業は以下のとおりです。

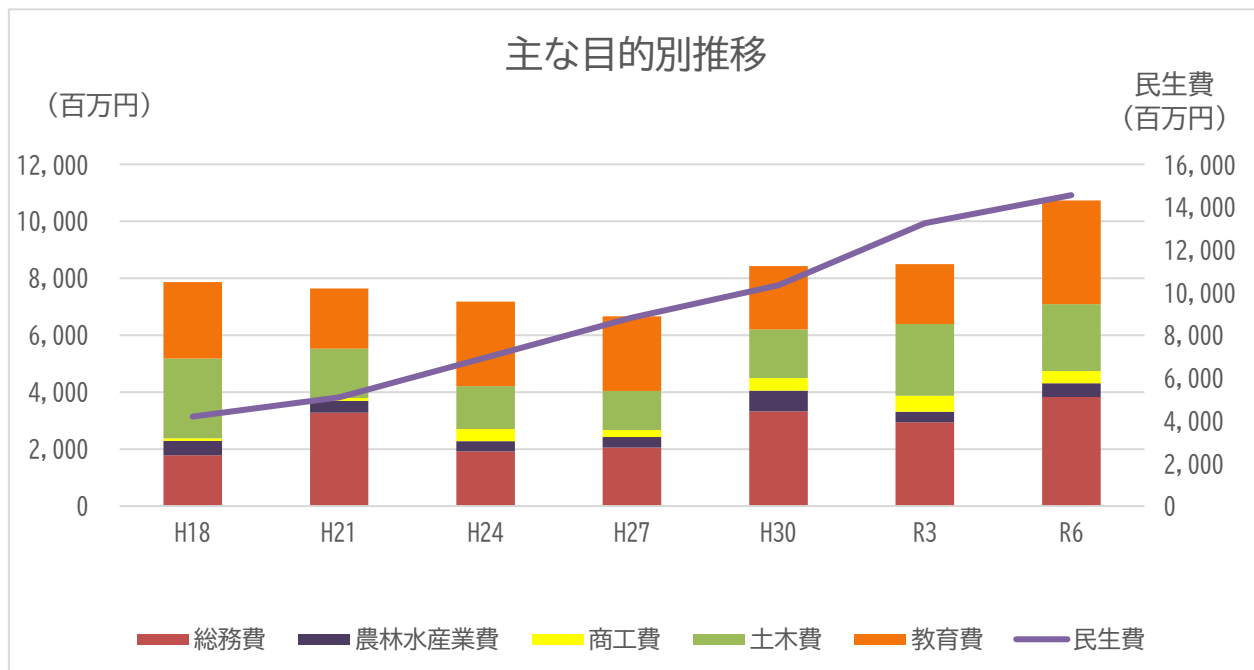


《これまでの主な事業》

年度	事業	年度	事業
H18	合志小学校新築事業	H30 ~R2	合志風の森小・中学校建設事業
H20	西合志中学校改築事業		
H22	小中学校太陽光発電装置設置事業	H30~	御代志地区土地区画整理事業
H23~ H24	学校給食センター建替事業・西合志南中 学校体育館・武道館改築事業	R1	黒石地区防災拠点センター建設事業
	H25 H29	デジタル防災無線整備事業	R4~ R5
H29		合志庁舎増築事業・野々島地区防災拠点 センター建設事業・総合センター「ヴィーブル」災害復旧事業	R5
	R6~		合志風の森小・中学校改修事業

【目的別】

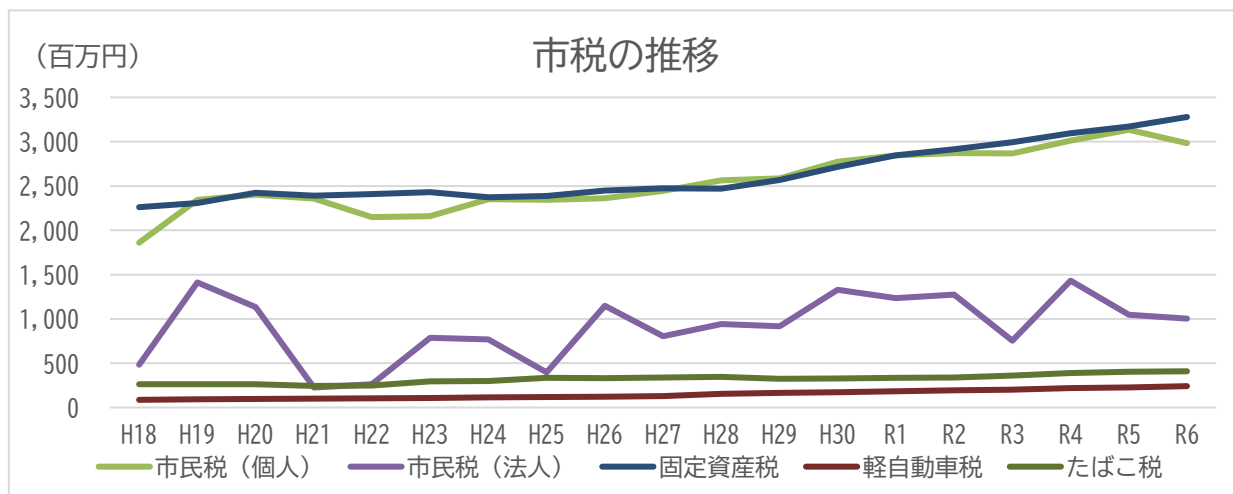
総務費は定額給付事業など国の経済対策による増減が見られますが、近年は人件費による増加も見られます。民生費は扶助費や社会保障関連経費の増により、平成18年度の41億円から令和6年度には145億円となり104億円増加しました。土木費は15億円から30億円で推移していますが、近年は渋滞対策や通学路関連の道路整備の他、土地区画整理事業、地域高規格道路関連の中長期的事業により増加傾向にあります。教育費も児童生徒数の伸びによるICT関連経費の増のほか、近年は学校施設の増改築や大規模改修などにより増加傾向にあります。



③歳入額の推移・分析

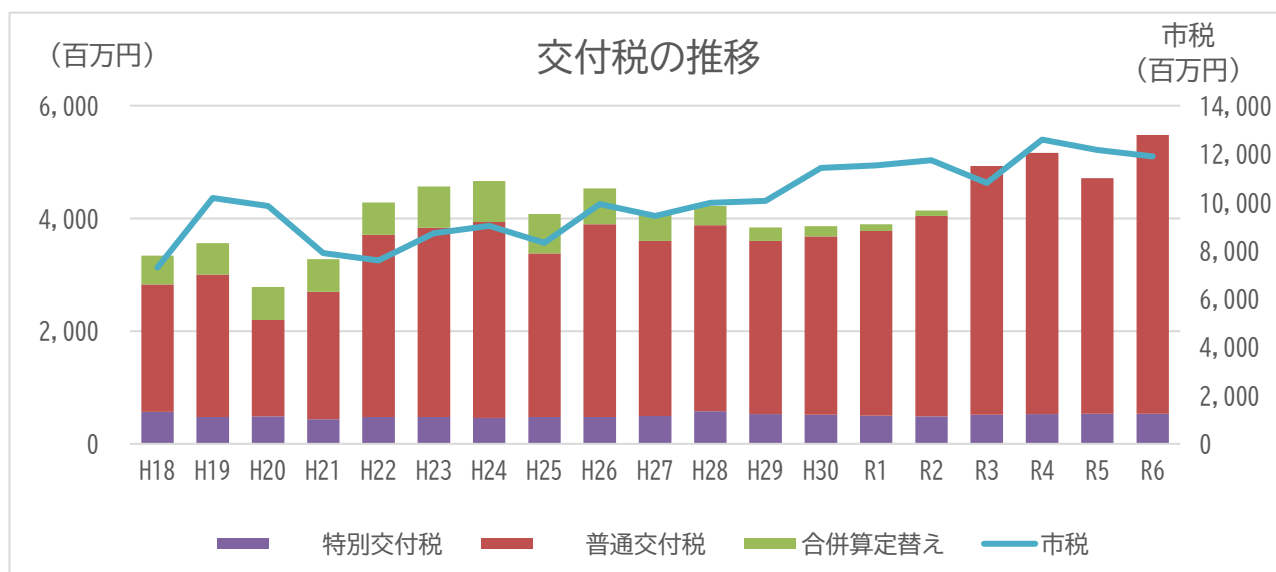
【市税】

市民税（個人）は人口の増加に加え、税制改正に伴う所得控除額の見直しなどが影響し増加傾向となっています。市民税（法人）は社会情勢の変化を強く受けるため、年度によって大きな増減が見られます。固定資産税は住宅地開発や企業立地・商業施設の新規建設等による宅地面積の拡大が決算額の増加に寄与しています。また、土地区画整理による利便性の向上や、渋滞対策などの道路整備に伴う地価の上昇も増加の要因となっています。



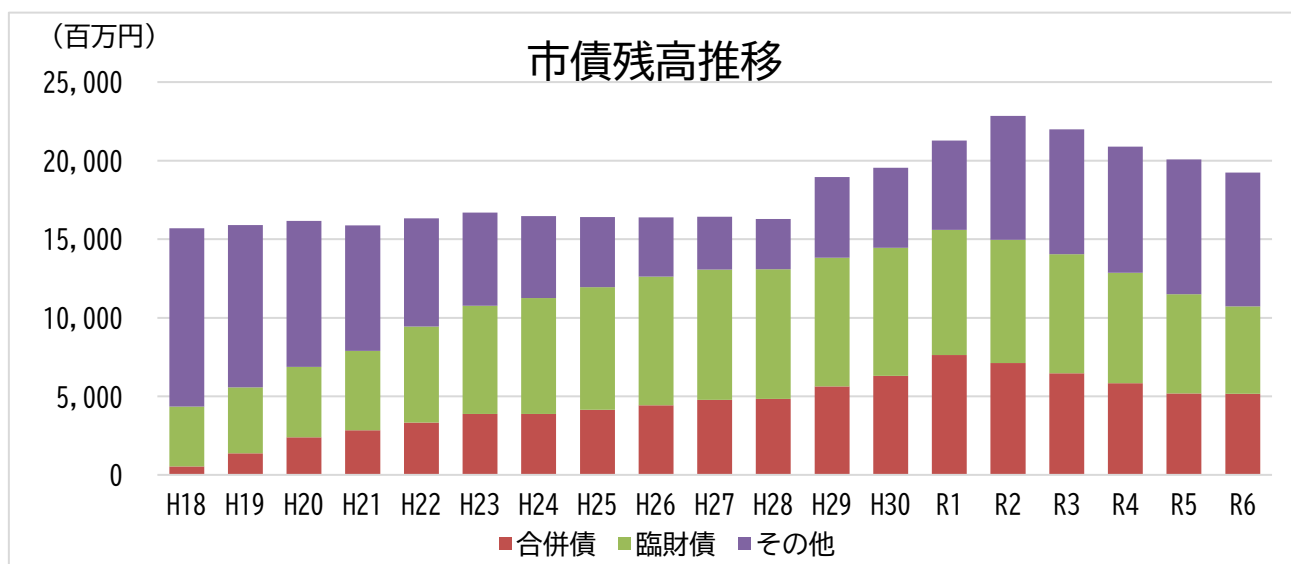
【交付税】

普通交付税は合併算定替えによる財政措置がありました。平成28年度から5年間の段階的縮減を経て、令和3年度から一本算定に移行しました。普通交付税の推移では、市税の増減に伴う変動が見られますが、令和3年度算定から令和2年国勢調査人口が反映され、測定単位となる人口が増加したことや、社会福祉関連の算定額が伸びたことなどにより、令和3年度以降は40億円を超えた交付額となっています。



【市債】

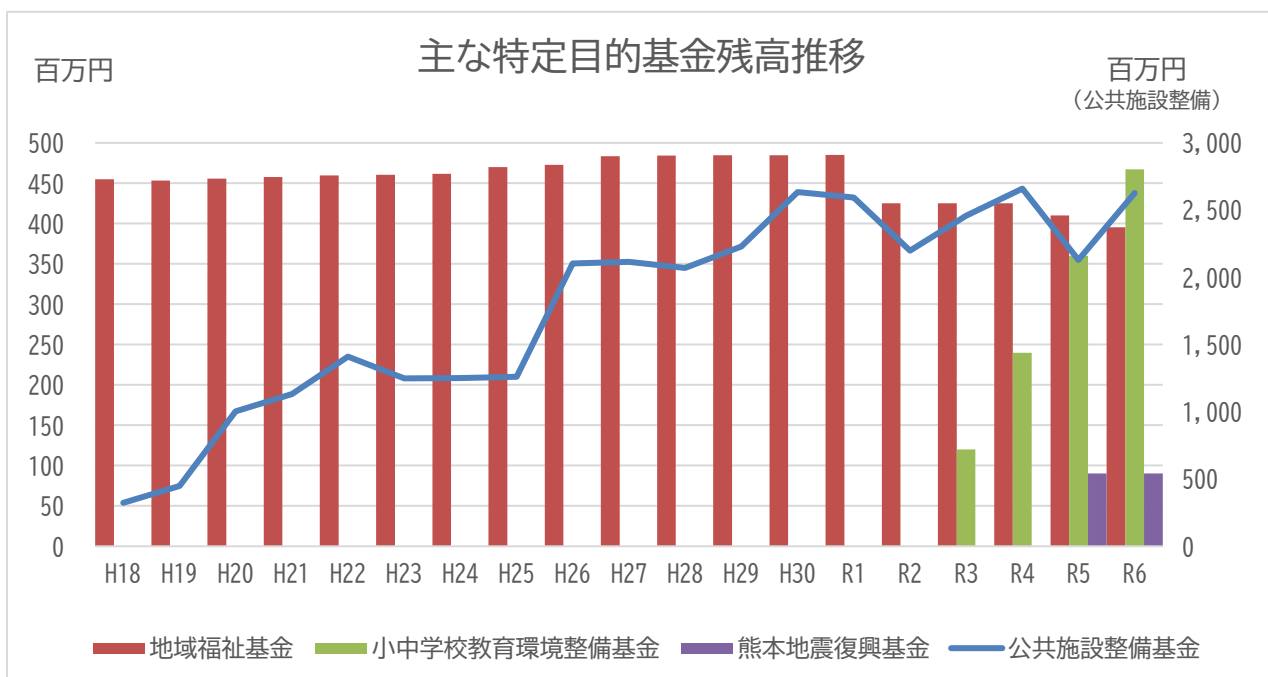
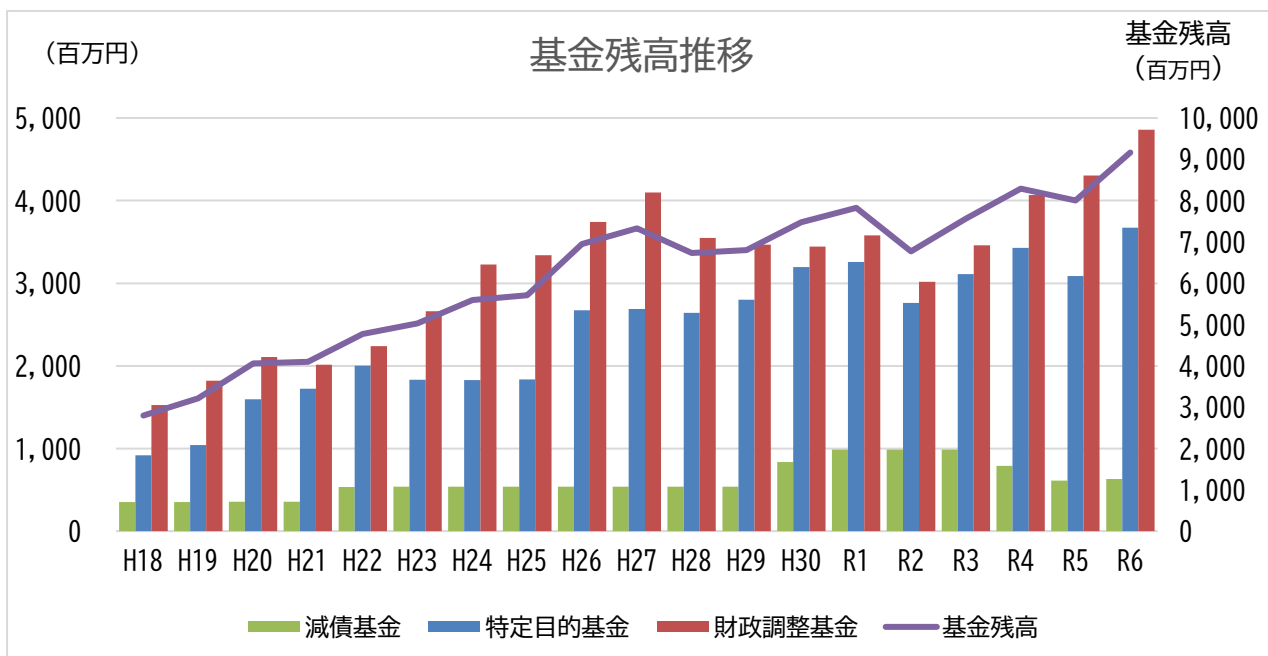
平成18年度以降160億円程度で推移していましたが、平成28年熊本地震での災害復旧事業債や合志楓の森小・中学校建設の財源とした合併特例事業債などの借入れにより、令和2年度の市債残高は228億円となりました。臨時財政対策債は平成27年度の82億円をピークに減少しており、令和6年度の残高は55億円となりました。合併特例事業債は本市の発行可能額130億9,670万円のうち、令和6年度までで119億2,570万円の借り入れを行いました。



【基金】

基金全体の残高は平成18年度の27億円から予算規模と同様に増加傾向にあり、令和6年度には91億円となりました。そのうち、年度間の財源調整を行う財政調整基金は、社会情勢による市税の減や災害などの突発的な財政需要に備えるため、令和6年度で48億円を確保しました。

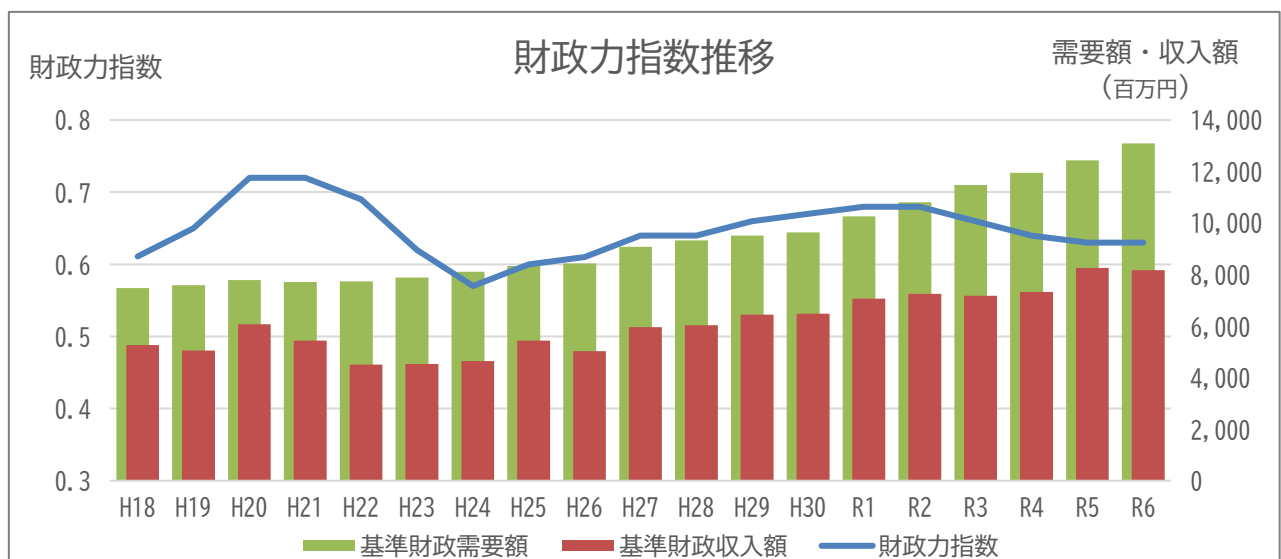
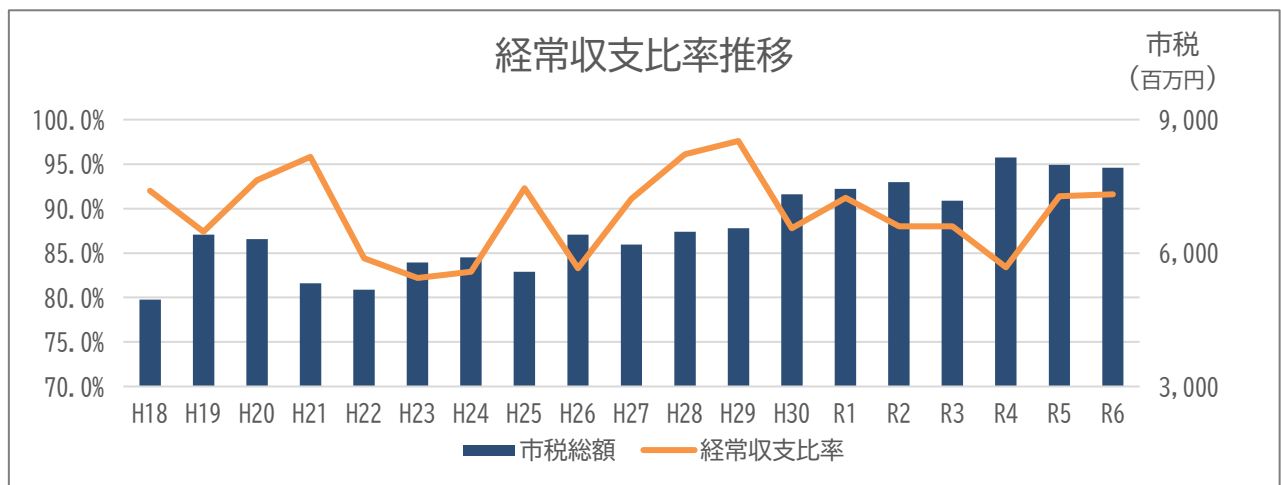
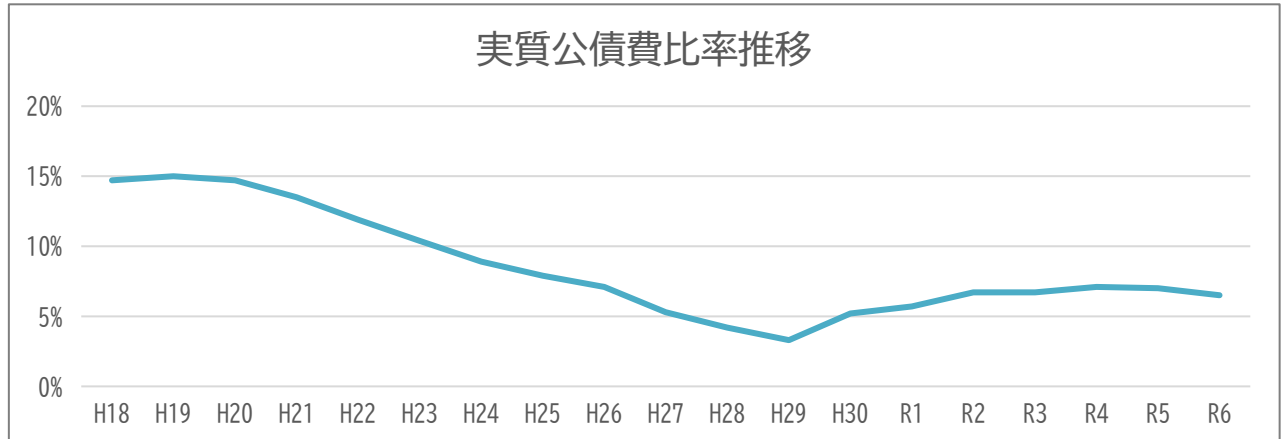
また、特定目的基金のうち公共施設整備基金は、大規模改修などの財源とするため積み増しを行い、令和6年度で26億円を確保しました。このほか、小中学校のタブレット端末更新などの財源とする小中学校教育環境整備基金、災害対策や復興関連事業の財源とする熊本地震復興基金を設置しています。



④各種財政指標の推移・分析

【財政指標】

健全化判断比率の1つ「実質公債費比率」は、18%以上になると起債の発行に許可が必要になります。普通建設事業費の平準化や合併特例事業債など交付税措置の高い起債を活用した効果もあり、平成24年度以降10%未満で推移しています。経常収支比率は市税の収入による増減もありますが90%前後で推移しています。財政力指数は0.6前後で推移していますが、令和2年度以降低下しています。これは、普通交付税の算定に用いる人口が令和2年国調人口になり増加したことのほか、算定基礎に児童生徒数の伸びや、物価上昇による行政経費の増が反映され、基準財政需要額が伸びたことが要因となっています。



(2) 財政運営のまとめ

本市では合併に伴い、合併特例事業債や地方交付税の合併算定替えによる財政支援措置を受けてきました。特に合併特例事業債を活用することで、土地区画整理などの都市基盤の整備のほか、防災拠点センター建設による防災機能の強化、小中学校新設による教育環境の充実など、新市建設計画における様々な施策に積極的に取り組むことができました。

加えて、交付税措置が高い合併特例事業債の活用により、後年度の負担軽減が図れたことで、健全な財政指標の維持や、基金残高を伸ばし今後の財政需要にも備えることができました。

合併特例事業債は令和7年度が発行可能期間の最終年度となり、それ以降は事業に応じた起債を活用することとなります。事業によっては充当率や交付税措置が低い起債もあるため、これからの施設の長寿命化や改修には多額の一般財源を要することが予想されます。

このようなことから、今後の財政運営においては、重要政策課題に必要な予算措置を行えるよう、目的や効果を意識した事業評価を行い、より一層メリハリの効いた予算編成に努めていく必要があります。

第3 合併協定及び新市建設計画の検証

1 合併協定項目の評価（前回検証報告より）

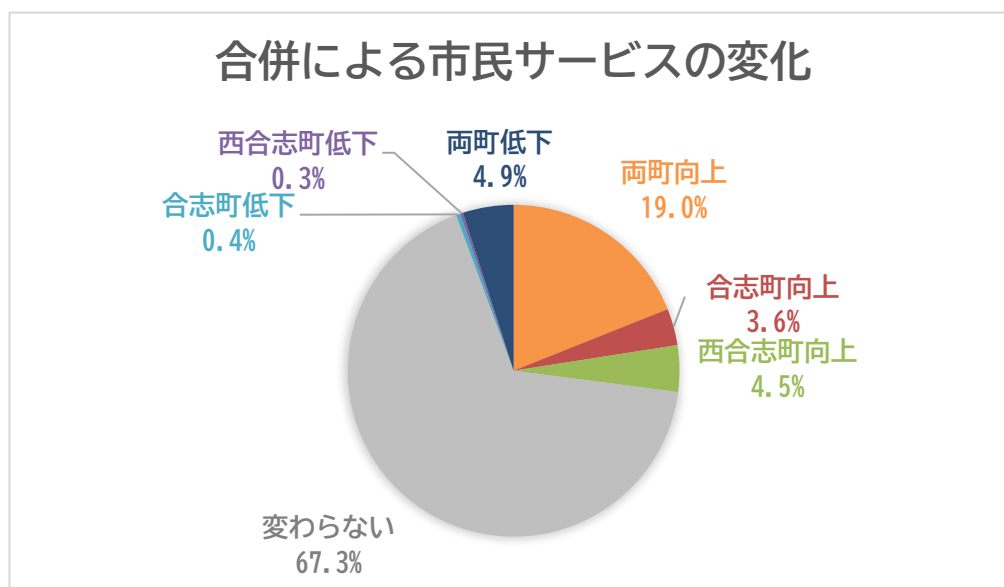
合併協定とは、合併に際し、調整が必要となる両市町の事務事業などについて、「合志西合志二町合併協議会」が検討を重ねて調整した新市の基本方針となるもので、平成17年3月24日の合併調印式をもって決定しました。この協定に盛り込まれた項目数は、「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所」の基本4項目をはじめとして約50項目に及び、事務単位で見ると728項目に上りました。

項目ごとに細かく分析したところ、下の表や円グラフに示すとおり、合併前の旧両町、若しくは旧町のいずれかで、197項目、約3割のサービスが向上していました。また、合併前から継続したものは490項目に上っており、先ほどの197項目と合わせ9割以上でサービスが維持・向上したことになります。一方、旧町時代に比べ調整が必要となった項目は41項目あり、主に各種団体等への補助金・交付金等の取扱いや各種福祉制度の取扱いなどでした。

住民サービスの低下や急激な負担の増加を招かないように配慮しながら、速やかな調整に取り組んだ結果、新市の運営は、全体として住民サービスの水準維持・向上を実現できているものと考えます。

合志西合志二町合併協議会で協議された項目による市民サービスの状況調べ（前回検証時）

両町向上	合志町向上	西合志町向上	変わらない	合志町低下	西合志町低下	両町低下	項目計
138	26	33	490	3	2	36	728



2 新市建設計画に関する検証

新市建設計画は、旧合志町、旧西合志町の振興総合計画を踏まえて作成された、合併後のまちづくり事業計画です。新市建設計画には、合併による財政支援措置を有効に活用した新市における「まちづくりの主要事業」が位置づけられており、これらの事業は、行財政の効率的な運営体制を確立しながら推進し、合併後の速やかな一体性の促進と住民福祉の向上を図ることを目的としています。

なお、本計画は、合併当初10年間の計画として、平成17年3月に策定しましたが、東日本大震災を受け法改正等がなされ、合併特例債の発行期間が2度延長されたことなどを踏まえて、本計画も2度にわたり計画期間等を見直し、令和7年度末を計画期間としています。

前回実施した検証において、ほとんどの事業が完了もしくは継続実施中でしたが、その時点で検討中、あるいは凍結されていたものについて最終年度における進捗結果を改めて明らかにするとともに、前回の検証から事業の大きな見直し等を行ったものを含め、新市建設計画全体について最終的な検証を行いました。

基本施策別進捗状況数（前回検証時）

基本施策	終了	実施中	未実施	見送り	主要事業計
(1) 人と地域が支える健康・福祉のまちづくり	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20
(2) 生涯にわたって豊かな心を育むまちづくり	1 (4.5%)	21 (95.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22
(3) 快適な都市基盤の整ったまちづくり	0 (0.0%)	17 (94.4%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	18
(4) 安全・安心で住みよいまちづくり	0 (0.0%)	16 (88.8%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	18
(5) 地域特性をいかした様々な産業が育つまちづくり	0 (0.0%)	18 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18
(6) 自然と調和した美しい環境のまちづくり	1 (9.1%)	10 (90.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11
(7) 市民が主役、みんなで進めるまちづくり	0 (0.0%)	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19
計	2 (1.6%)	121 (96.0%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)	126

1. 基本施策

(1) 人と地域が支える健康・福祉のまちづくり

主な施策	主要事業	前回	今回
保健医療の充実	総合健康づくり支援	市民の健康課題を分析し、各種健康教室を開催しています。また、検診結果から改善の必要のある人に個別の家庭訪問を行っています。	特定健診の結果に基づく保健指導の実施や、第3次健康増進・食育推進計画に基づき各種健康教室を開催しています。 また、特定健診受診率向上の取り組みとして、受診しやすい体制の構築や勧奨通知の発送、個別勧奨などを実施しています。

(2) 生涯にわたって豊かな心を育むまちづくり

主な施策	主要事業	前回	今回
学校教育の充実	小・中学校校舎等改築整備	校舎等の老朽化に対応するための大規模改修については、建築後20年を経過した施設を目途に普通建設事業等中長期計画に基づき順次行っています。児童生徒数の増加への対応については、その都度校舎増築で対応しています。 しかし、増築するスペースがなくなってきたことと、過大規模校の解消の課題があるため小中学校分離新設校の開校に向けた準備を行っています。	校舎等の老朽化に対応するための学校施設長寿命化改修については、建築又は大規模改修後20年を経過した施設を目途に合志市公共施設個別計画に基づき順次改修を行っています。児童生徒数の増加への対応については、児童生徒数の推計を行い校舎の増築で対応していますが、学校敷地内での増築スペース確保が困難になったことなどから、合志中、西合志南中学校区の一部を分離し、令和3年4月に「合志楓の森小・中学校」を新設しました。 また、近年の酷暑に対応するため、各学校の体育館等に空調設備設置を進めています。

(3) 快適な都市基盤の整ったまちづくり

主な施策	主要事業	前回	今回
計画的な土地利用の推進	農業振興整備計画作成	平成21年8月に策定していますが、現在農振除外、用途変更については個別に見直しで対応しています。	令和6年5月に計画を更新し、優良農地の確保及び保全を図っています。
主要道路網の構築	地域高規格道路（中九州横断道路）整備の推進	計画段階評価に入っており、平成25年5月、平成26年6月に九州地方小委員会が開催されています。 平成27年9月の第3回九州地方小委員会により「熊本市～大津町間」北ルートを対応方針（案）とすることを決定しました。このことにより、現在環境影響評価法に基づく手続きを行っています。	「合志～熊本」間は、令和2年に新規事業化され、12月には中心杭打ち式が開催と本格的な測量・調査業務が開始されました。令和5年に用地取得が進められ、9月には着工式が開催されました。 「大津西～合志」間は、令和2年に計画段階評価が完了し環境影響評価を経て、都市計画決定されました。令和4年に新規事業化され、10月に中心杭打ち式が開催されました。令和7年に用地取得が進められ、12月には着工式が開催されました。

	北熊本スマートIC設置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年3月 連結許可(事業主体=熊本市) ○平成24年度 用地交渉開始(地元代表者) ○地権者との用地買収交渉が難航し、事業期間を平成30年度まで3年間延伸しています。 ○平成28年3月から各地権者との個別交渉を開始。 ○平成29年度中に用地を取得し、一部工事に着手しています。 	○平成31年3月に開通しました。
	主要な県道整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年3月 御代志交差点(県道大津西合志線) 供用開始 ○県道大津植木線(野々島) 歩道整備 ○県道大津植木線バイパス(平成25年~用地交渉) ○平成27年度 1工区 一部工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年12月 大津植木線辻久保バイパス(1工区) 供用開始 ○令和7年9月 合志ICアクセス線・多車線化一部工事着手 ○令和7年12月 大津植木線辻久保バイパス(2工区) 供用開始 ○市内9箇所渋滞短期対策 交差点改良(うち2箇所は令和7年10月竣工)
	幹線市道の整備	<p>幹線市道の整備は、社会資本整備総合交付金事業で実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18~22年度 須屋線 ○平成18~23年度 建山2号線 ○平成22~26年度 御代志野々島線 ○平成20~28年度 大池植木線 ○平成23年度~ 上群中林線(栄・上庄工区) ○平成25年度~令和元年度 福原・原水線 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度~ 上群中林線(栄・上庄工区) ○平成30~令和3年度 永・熊本線 ○令和4年度~ 上群中林線(豊岡工区) ○令和5年度~ 竹迫・第二テクノ線
公共交通サービスの充実・強化	公共交通運行事業(コミュニティ交通)	<ul style="list-style-type: none"> ○レターバス(環状バス) 平成22年10月運行開始 平日: 6便 土日祝日: 5便 ○循環バス・乗り合いタクシー(5路線) 循環バス須屋線: 運行日 火・木・土 2往復/日 ○循環バス日向・新迫線: 運行日 火・木・土曜日 2往復/日 ○乗り合いタクシー合生・上生線: 運行日 火・木・土曜日 1.5往復/日 ○乗り合いタクシー合生・御代志線: 運行日 火・木・土曜日 2往復/日 ○乗り合いタクシー後川辺線: 運行日 火・木・土曜日 2往復/日 ○予約型乗り合いタクシー: 2区域(植木行き、泗水行き) 毎日運行 	<ul style="list-style-type: none"> ○レターバス 令和7年10月運行再編 中央ルート 平日: 6便 土日祝日: 5便 南ルート 平日: 13便 土日祝日: 5便 北ルート 平日: 6便 土日祝日: 5便 ○乗合タクシー 須屋線 火木金運行 ○予約型乗り合いタクシー: 2区域 西部エリア 平日のみ運行 東部エリア 月水金運行
新市の拠点整備	御代志地区土地区画整理事業	平成27年度に御代志周辺地区区画整理事業調査業務委託を発注し、平成27年12月に第1回地元説明、平成28年2月に地権者アンケート調査を実施しました。今後は土地区画整理事業施行区域を確定し、平成30年度の都市計画決定を目指します。	<p>平成30年8月都市計画決定、同11月に事業認可(知事)を受け本格的に事業開始。令和2年11月に区画整理事業起工式を行い造成工事に着手。家屋移転や鉄軌道移設などを進めながら、令和4年10月に新御代志駅及び駅前広場供用開始、令和5年8月に再春医療センター前クランク交差点改良工事完了に伴う供用開始しました。</p> <p>また、令和5年10月から区域内に順次商業施設が開業するなど、市民の安全と利便性向上に寄与する事業を令和10年3月完成を目標に実施中です。</p>

	交流シンボルパーク整備	重点土地利用区域の合志庁舎前地区に位置づけられており、一部区域(65ha)については平成28年5月に市街化区域に編入し、うち12.8haについては平成28年7月に地権者で構成する土地区画整理組合の設立認可を受け、組合施行により市街地の整備を行っています。 残りの区域についても引き続き拠点整備の検討を行っていきます。	合志庁舎前の竹迫地区については、令和元年に組合施行による区画整理事業が完了し、商業施設等の立地による都市機能拠点の誘導が図られました。また、合生・栄地区においては、生活居住拠点として、地区計画制度の活用により、令和6年に一団住宅地と生活利便施設の開発が行われました。 残りの区域についても、引き続き拠点整備の検討を行っていきます。
上下水道等の整備	水道施設整備	○水道普及率(平成18年度末:96.8%、平成28年度末:98.8%) 【施設整備状況】 ○平成26年度に御代志第2配水池、第3水源を整備完了しました。 ○平成28年度に木原野配水池、第4～6号水源築造工事が竣工し、平成29年度に配水タンク築造工事(PC造)に着手しました。 ○老朽化した配水管の布設替を年次計画で実施しています。	○水道普及率(令和6年度末99.17%) 【施設整備状況】 ○平成30年度に木原野配水池等工事整備完了しました。 ○令和4年度に武蔵野台配水池更新工事が完了しました。 ○令和6年度に合生・御代志間送水管布設工事に着手しました。 ○老朽化した配水管の布設替を年次計画で実施しています。
	公共下水道整備	熊本北部流域関連公共下水道事業(公共下水道西合志処理区を平成27年度に北部流域へ編入)及び特定環境保全公共下水道事業を実施しています。 汚水整備率は平成28年度末で熊本北部流域関連公共下水道99.91%、特定環境保全公共下水道99.39%です。 なお、農業集落排水事業の整備は完了しています。 雨水関連整備については、平成28年度に若原雨水幹線大池調整池築造工事が竣工しました。	熊本北部流域関連公共下水道事業及び令和6年度に農業集落排水事業(合生地区)を編入し、特定環境保全公共下水道事業を実施しています。 汚水整備率は令和6年度末で熊本北部流域関連公共下水道99.88%、特定環境保全公共下水道98.76%です。 雨水関連整備については、平成28年度に若原雨水幹線大池調整池築造工事、令和7年度に黒石雨水幹線2号バイパス管渠築造工事が竣工しました。
情報ネットワークの構築	統合型地理情報システムの構築	個別GIS(固定資産台帳、下水道台帳、道路台帳)のデジタル化を行った際に、統合型GISに対応した共通基盤の仕様を盛り込みましたが、統合型システムの構築には至っていません。 個別GISの精査が完了していないため、統合型GISの具体的な検討に至っていません。	職員の窓口対応負担軽減と市民の利便性向上のため「公開型GIS」を令和8年度中に公開予定です。各課の個別GISが持つ地図データを活用し、庁外もしくは庁内において公開できる情報のみを統合しています。

(4) 安全・安心で住みよいまちづくり

主な施策	主要事業	前回	今回
魅力ある住宅地の形成	公営住宅建替・整備	合志市公営住宅等長寿命化計画を平成26年に策定し建替予定年度を平成32・35年度とし、計画的に更新しています。	物価高騰等の社会情勢の変化に対応するため、長寿命化計画を令和2年に改定し、合生住宅の建替年度を当初計画から令和8・9年度に変更して事業を進めています。
	人口集中地区等における住居表示の実施	住民アンケート結果を踏まえて検討しましたが、費用対効果を考慮し実施しないという検討結果を導き出しています。	住所表示の実施に向けた取り組みは進めておりません。
公園緑地の整備	緑の基本計画策定	近い将来に、緑の基本計画策定の必要性は感じていますが、早急な策定の計画はありません。	緑の基本計画は策定しておりませんが、貴重な自然地である弁天山や飯高山は、風致公園として、緑の保全と憩いの場の活用を図っています。

防災・防犯体制、交通安全対策の充実・強化	地域防災拠点施設整備	市民に最も身近な自治公民館の防災機能の強化をはじめ、公共施設の建設及び改修に合わせて、物資の備蓄や避難所機能を拡充した地域防災拠点施設の整備を進めます。 ○合志庁舎防災拠点施設 ○野々島地区防災拠点センター ○黒石地区防災拠点センター など	各地区の自主防災組織を中心に、自治公民館の防災機能の強化に努めています。 公共施設についても、今後の建設や改修にあわせて物資の備蓄や避難所機能の強化を進めます。現在ある3カ所の防災拠点センターについては、災害時の拠点として適切に利用できるよう整備しています。備蓄品については、備蓄計画等を作成し、市内全域の主要施設等に備蓄品を配備しています。
	防災公園整備	新規公園の整備は計画していませんが、既存公園の防災公園としての機能拡充を検討します。	今後の公園再整備や改修において、防災機能の導入等について検討します。

(5) 地域特性を活かした様々な産業が育つまちづくり

主な施策	主要事業	前回	今回
農林業の振興	(仮称) バイオマス利活用事業	家畜排泄物を有効利用する施設整備について、関係機関と協力しながら検討していきます。	家畜排泄物の適正な処理について、熊本県及び関係機関と協議を行っています。
	農業生産基盤の整備	合生地区の圃場整備については、平成26年度に説明会を実施し、意向調査を行いました。今後も受益者の合意形成に努めながら事業の推進を図ります。	令和9年度の県営事業採択に向けて、各種調査業務に取り組んでいます。

(6) 自然と調和した美しい環境のまちづくり

主な施策	主要事業	前回	今回
環境への負荷軽減	地球温暖化防止対策	合志市エコまつりを通じての地球温暖化防止の啓発や、企業等連絡協議会にアンケートを実施するなどの啓発を行っています。	合志市エコまつり等を通じて地球温暖化防止の啓発に継続して取り組んでいます。また、令和5年度から令和7年度にかけて、再生可能エネルギー導入と省エネルギー機器等の導入促進を図るため、脱炭素推進対策補助金を交付し、市民の脱炭素対策を支援しました。

(7) 市民が主役、みんなで進めるまちづくり

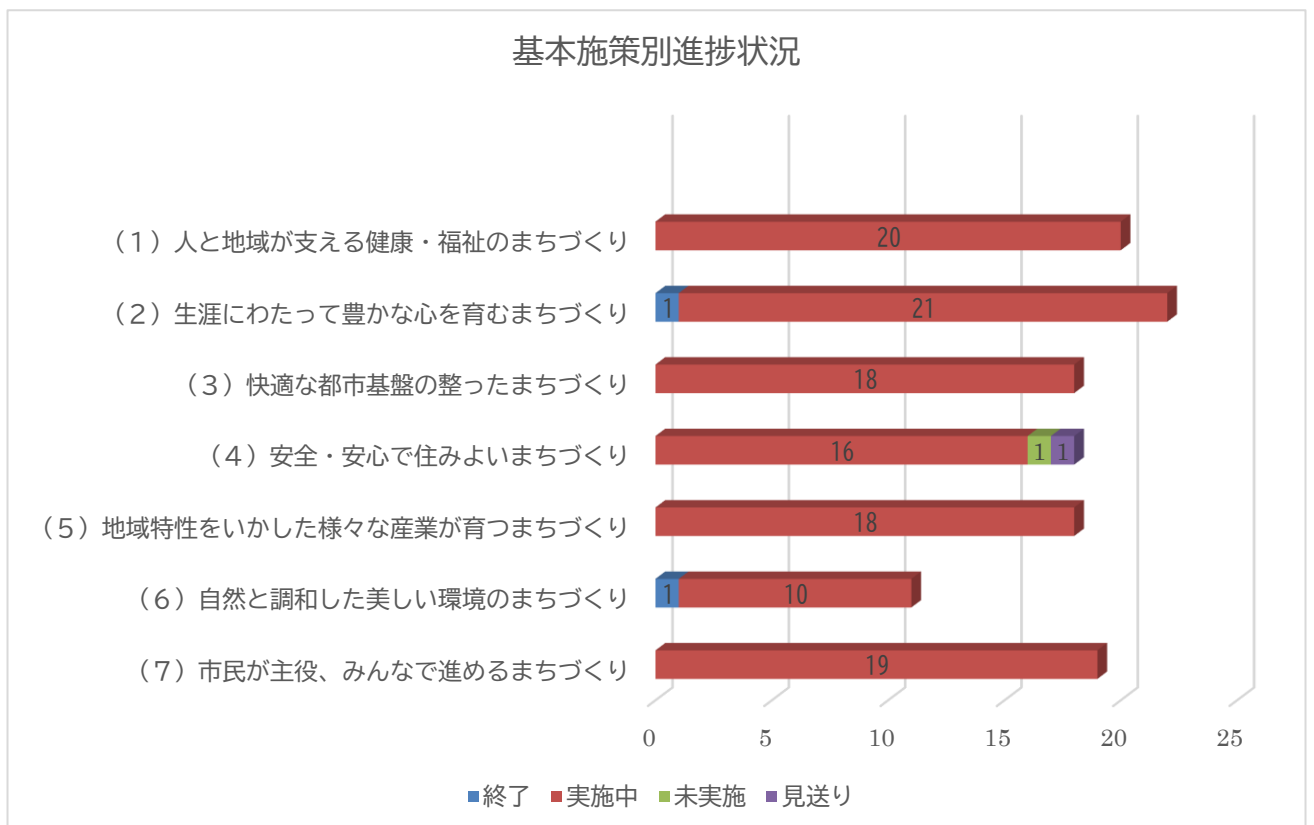
主な施策	主要事業	前回	今回
地域コミュニティ活動の推進	コミュニティ施設等の整備	泉ヶ丘市民センター、野々島公民館、黒石市民センター、須屋市民センターの整備を図り、平成29年度に野々島公民館、平成31年度に黒石市民センターの建て替えを計画しています。	平成29年度に野々島市民センター、令和2年度に黒石市民センターの建て替えが完了し、令和5年度に泉ヶ丘市民センターの空調設備の更新が完了しました。 令和8～9年度に御代志市民センターの長寿命化工事、令和10年度に須屋市民センターの空調設備更新工事を計画しています。
交流によるまちづくりの推進	(仮称) 女性センター設置	女性センター設置の具体的な計画は現在ありませんが、相談窓口として健康福祉部に「女性・子ども支援室」を設置しています。	平成28年4月1日に、配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、平成30年4月1日には女性・子ども支援課として体制を強化しました。 さらに、令和6年4月1日にはこども部を新設、女性・子ども支援課をこども家庭課として再編し、女性の相談を一元化して対応しています。

進捗状況のまとめ

基本施策別進捗状況数

基本施策	終了	実施中	未実施	見送り	主要事業計
(1) 人と地域が支える健康・福祉のまちづくり	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20
(2) 生涯にわたって豊かな心を育むまちづくり	1 (4.5%)	21 (95.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22
(3) 快適な都市基盤の整ったまちづくり	0 (0.0%)	18 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18
(4) 安全・安心で住みよいまちづくり	0 (0.0%)	16 (88.8%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	18
(5) 地域特性をいかした様々な産業が育つまちづくり	0 (0.0%)	18 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18
(6) 自然と調和した美しい環境のまちづくり	1 (9.1%)	10 (90.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11
(7) 市民が主役、みんなで進めるまちづくり	0 (0.0%)	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19
計	2 (1.6%)	122 (96.8%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	126

基本施策別進捗状況



2. 新市の重点施策（構想）

主な施策	前回	進捗状況
<p>(1) 新たな産業集積ゾーンと住宅地の形成</p> <p>新市における住環境の整備と産業の集積を図る観点から各種の都市計画制度の活用を検討し、セミコンテックパーク隣接地や農業公園周辺に新たな産業集積ゾーン（第3テクノパーク、第4テクノパーク）の整備を検討します。また、既存住宅地である栄温泉団地等を中心とした新たな市街化区域の設定や、市街化区域に隣接する黒石原地域等の住宅地形成を推進します。併せて、アクセス性向上のため県道大津植木線の整備を働きかけます。</p>	<p>平成27年5月に見直された「熊本県都市計画マスタープラン」には、御代志地区が『地域核』、竹迫地区が『生活拠点』と位置付けられ、商業施設をはじめとした民間主導による「竹迫土地区画整理事業」が始まっています。</p> <p>熊本都市計画区域マスタープランの改訂、合志市都市計画マスタープランや合志市重点区域土地利用計画の策定により新たな住環境などの計画を定め、計画の実現に向けて取り組んでいます。また、県道大津植木線については、平成25年度から用地買収、平成27年度からバイパスの整備に向けて一部工事に着手しています。</p>	<p>新たな産業集積ゾーンとして、令和2年に栄第二工業団地の整備が完了し、さらに半導体関連需要を背景とした産業拠点の充実を図るため、令和6年にセミコンテックパーク隣接地における東部工業団地の整備に着手しました。また、合志市重点区域土地利用計画の実現に向け、令和元年に竹迫地区区画整理事業が完了し、令和6年には、合生・栄地区に地区計画による商業・生活サービス機能の誘導を図りました。</p> <p>平成30年より御代志地区の区画整理事業に着手し、御代志駅周辺においては、駅前広場や商業施設の立地など着実に事業を進めています。</p> <p>県道大津植木線については、辻久保バイパスが、平成30年12月に一部開通（栄～合生間 約1.2 km）。令和7年12月には第二工区（合生～野々島間約2.2 km）が開通し、全線開通（全3.4 km）となりました。</p>
<p>(2) バイオフィレスト構想の推進</p> <p>医療や福祉、食品の分野で成長が見込まれるバイオ産業を半導体産業と併せ新市の基幹産業として位置付け、九州・沖縄農業研究センター、県農業研究センター等が集積している地域への誘致を推進します。また、同地域には国立療養所が立地しており、国・県と連携を図りながら高次医療機能のさらなる充実をめめます。併せて、アクセス性向上のため国道387号の整備を働きかけます。</p>	<p>健康ファクトリー構想の推進として継続</p> <p>平成19年5月にくまもとテクノ産業財団によりバイオフィレストサポートセンターが西合志庁舎に設置され、同年には崇城大学・東海大学と特産品、新製品開発に向けた共同研究、開発を行うための連携協定を取り交わしました。</p> <p>同構想は、平成23年度に新たに策定された熊本産業振興ビジョンにおいて、重点成長5分野のひとつであるフード＆ライフフォレストとして位置づけられ、本市に開設されたサポートセンターは平成22年度をもって廃止されましたが、食品に関する分野が発展し、現在の特産品地域ブランド推進協議会の活動に至っています。</p> <p>国道387号については、御代志地区土地区画整理事業に併せた整備を国、県に働きかけています。国道387号の整備については、御代志地区の歩道整備が進んでおり、平成26年度に御代志交差点が供用開始になっています。</p>	<p>地域ブランド推進協議会の活動により、食品分野の合志ブランド認証と新たな合志ブランド創出のための研究・開発やその支援などを継続し、一定の成果を上げています。</p> <p>また、令和7年3月に県が策定した「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」に基づき、サイエンスパークの誘致に取り組んでおり、令和8年4月には竹迫地区を中核拠点とする「イノベーション創発エリア」事業推進パートナー基本協定を県・事業者と締結しました。御代志地区においても、分散型サイエンスパークの拠点に位置付けられており、サイエンスパークの整備により、バイオフィレスト構想を含めた先端技術産業の集積と地域経済の活性化、研究開発機能の充実が期待されます。</p> <p>国道387号の整備は平成30年に事業認可を受け、市施行による御代志土地区画整理事業と併せ、県施工により道路拡幅や歩道の整備が行われています。また、須屋地内においては4車線化工事の事業に着手されるなど、国道整備が着々と進んでいます。</p>
<p>(3) 地域間交流・広域交流の拠点整備</p> <p>地域間交流や広域交流を図るため、九州縦貫自動車道北熊本SA地点におけるETC専用インターチェンジ（スマートIC）建設構想の実現のため関係機関等との連携による協議・検討を進めます。</p>	<p>（仮）北熊本スマートインターチェンジの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年3月 連結許可（事業主体＝熊本市） ○平成24年度 用地交渉開始（地元代表者対象） ○地権者との用地買収交渉が難航し、事業期間を平成30年度まで3年間延伸しています。 ○平成28年3月から各地権者との個別交渉を開始 ○平成29年度中に用地を取得し一部工事に着手しています。 	<p>北熊本スマートインターチェンジの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成31年3月開通供用開始

<p>(4) 市民を支える軌道系交通機関の充実</p> <p>新市の住民生活や経済活動をより円滑に支えるために、熊本電鉄と熊本市電との結節や農業公園を経由した辻久保(新たな住宅地)までの延伸の実現のため、関係機関等との連携による協議・検討を行います。</p>	<p>熊本市電との結節については、平成20年に熊本電鉄株が私的整理による経営再建を図ることとなったため、協議が凍結されています。</p> <p>また、辻久保までの延伸については、県道大津西合志線を横断することになり、国道387号と交差する御代志交差点のさらなる渋滞の要因となることが予想されるため、慎重な検討が必要です。</p>	<p>熊本市電との結節については、市中心部と本市のアクセス向上、移動快適性、沿線の価値、都市圏交通全体の流動性向上を図り、公共交通への利用転換へつなげることを目的とし、令和6年度から、合志市、熊本市、熊本電鉄、熊本市交通局による新たな協議会を設立し、施策等の検討を進めています。</p> <p>また、辻久保までの延伸については、依然として費用対効果や更なる渋滞の要因となる懸念等が払しょくされていないことから、検討には至っていません。</p>
<p>(5) 産学交流による人材育成の充実</p> <p>熊本電波工業高等専門学校(現熊本高等専門学校)やポリテクセンター熊本、県立農業大学校などとの連携を図るとともに、地元企業との交流も促進し、産学交流による人材育成に努めます。</p>	<p>市内外の大学、企業等40団体(平成28年9月末現在)と、人材育成を含めた様々な分野についての連携を図るための包括協定を締結し、相互の協力体制を構築しています。</p> <p>また、連携協定機関連絡会議や東京ネットワーク会議を開催するなど、団体間相互の連携、情報を共有、ビジネスマッチングの機会等を創出しています。</p>	<p>市単独では解決することが難しい地域課題に対して、企業等と協力関係を築くため、包括的連携協定の締結を積極的に進めています。</p> <p>令和8年3月末時点で58件の包括的連携協定を締結(66企業・団体)。その他、特定の分野に関して、具体的な内容や取組みを定めて個別協定の締結も進めており、人材育成とノウハウの蓄積に取り組んでいます。</p>

【合併協定項目の評価】

合併にあたり調整が必要な協定項目は728項目に上りましたが、「合志西合志二町合併協議会」において、急激な住民サービスの低下や負担増が生じないよう、旧両町の住民サービスの水準維持・向上を基本に、あらゆる角度から慎重な調整が行われました。

結果として、サービスが向上した項目が197項目に達しており、全体の9割以上でサービスが維持・向上しました。この成果は、合併協議会が旧両町の住民に不公平感が生じないよう丁寧に調整したことを示すものです。

一方、サービスが低下したものは、それぞれで独自にあった団体等への補助金の廃止や団体等そのものの廃止に関する項目でした。市の経営効率化と持続可能な行政運営を図る観点から、やむを得ず調整されたものですが、特に配慮が必要なものについては、経過措置が講じられたことから、全体的には、合併により住民サービスの向上が図られたと思われま

【新市建設計画の評価】

新市建設計画は、合志町と西合志町が合併を通じて、夢のある新市づくりを進めるための指針として策定されました。

最終年度における進捗状況は、基本施策の主要事業126項目のうち、事業が完了もしくは合志市の事業として継続して推進しているものは124項目で、未実施もしくは見送りは2項目、達成率としては約98%となっています。

詳細は以下の通りです。

- | | |
|---------|-------------------------|
| ①終了した事業 | 2事業（海外研修事業、新エネルギー活用事業） |
| ②継続中の事業 | 122事業（子育て支援、健康福祉、道路整備他） |
| ③未実施の事業 | 1事業（緑の基本計画の策定） |
| ④見送りの事業 | 1事業（人口集中地区等における住居表示） |

また、新市建設計画で掲げた5つの重点施策については、以下の通り着実に成果を上げています。

①新たな産業集積ゾーンと住宅地の形成

新市の発展に向けた産業・住環境整備の施策は、着実に進捗しています。

特に、半導体関連需要に対応し、東部工業団地の造成を完了するなど、時流を捉え迅速な取り組みを進めています。また、複数の区画整理事業の実施により、計画的な市街地形成が図られています。

また、県道大津植木線バイパスの全線開通は、アクセス性向上に大きく貢献しました。これにより、工業団地や住宅地への利便性が高まり、施策全体の効果を最大化しています。

②バイオフォレスト構想の推進

「フード&ライフフォレスト」を廃止したものの、現在の地域ブランド推進協議会の活動に繋げており食品分野は着実に発展していますが、バイオ産業全体の誘致推進には課題が残っています。

また、高次医療機能の充実については、思うような進捗が図れていないことから、今後、国・県とのさらなる連携強化が必要です。

このような中で、県の「くまもとサイエンスパーク構想」に基づく誘致に取り組み、竹迫地区を中核拠点とする「イノベーション創発エリア」事業推進パートナー基本協定を締結しました。サイエンスパークの分散型拠点には御代志地区も位置付けられており、バイオフォレスト構想を含めた先端技術産業の集積と地域経済の活性化、研究開発機能の充実により、新たな拠点づくりが期待されます。

また、国道387号の整備は事業認可と区画整理事業との連携で着実に進んでおり、特に、須屋地内の4車線化工事は、渋滞の緩和とアクセス向上など地域の交通インフラ改善に大きく寄与することが見込まれます。

③地域間交流・広域交流の拠点整備

平成31年3月に北熊本スマートICが開通したことで、地域間交流や広域交流の促進が進み、地域経済の活性化や利便性向上に大きく貢献することが期待されます。

④市民を支える軌道系交通機関の充実

熊本市電との結節については、凍結状態を脱し、令和6年度から協議が再開されたことで、熊本都市圏の公共交通の利用促進につながる重要な政策として、実現に向けた新たな一歩を踏み出したものと考えています。

一方、農業公園経由の辻久保までの延伸については、費用対効果の問題や逆に交通渋滞を招くのではないかなどの懸念を払しょくできておらず、未だ本格的な検討に至っていません。

⑤産学交流による人材育成の充実

包括的連携協定を58件（66企業・団体）締結したところであり、これにより、地域課題解決に向けた民間企業等との協力体制を構築しています。さらに、個別協定も活用し、特定分野でのノウハウ蓄積を段階的に進めており、将来的には、より体系的で実効性の高い産学連携による人材育成体制の構築につながるものと考えられます。

以上から、新市建設計画は策定当初の目的を概ね達成し、必要な事業や取り組みは合志市において確実に推進されています。

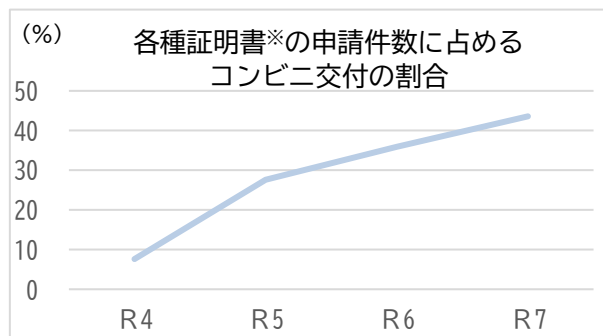
第4 分野ごとの検証

1 市民生活

この分野は、日常の市民生活にかかわる分野で、具体的には住民票の交付や徴税などの窓口での市民サービス、ごみ処理、公害防止、生活衛生などの生活環境の保全等について検証します。

(1) 窓口サービスの状況

本市では、多様化するライフスタイルに合わせ、市役所窓口に来庁せずとも行政サービスを利用できるよう令和4年10月から各種証明書に係るコンビニ交付サービス、令和5年3月からはパスポートのオンライン申請を開始しています。また、待ち時間の短縮など窓口における住民の負担軽減のため、申請書作成支援ツールやマイナンバーカード申請補助端末を導入するなど、書かない窓口の実現に向けた行政サービスを展開しています。



※住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書

(2) 徴税事務等の状況

令和4年度に所得証明書及び課税台帳記載事項証明書のコンビニ交付サービスを開始し、令和6年度には約20%がコンビニ交付となっています。また、申請及び申告の電子化も進めており、令和8年1月からマイナンバーカードと連携した住民税の電子申告を開始するとともに、今後、納税通知書の電子化にも取り組むなど来庁しなくても手続きができる仕組み・申請書類を減らす仕組みを整備しています。

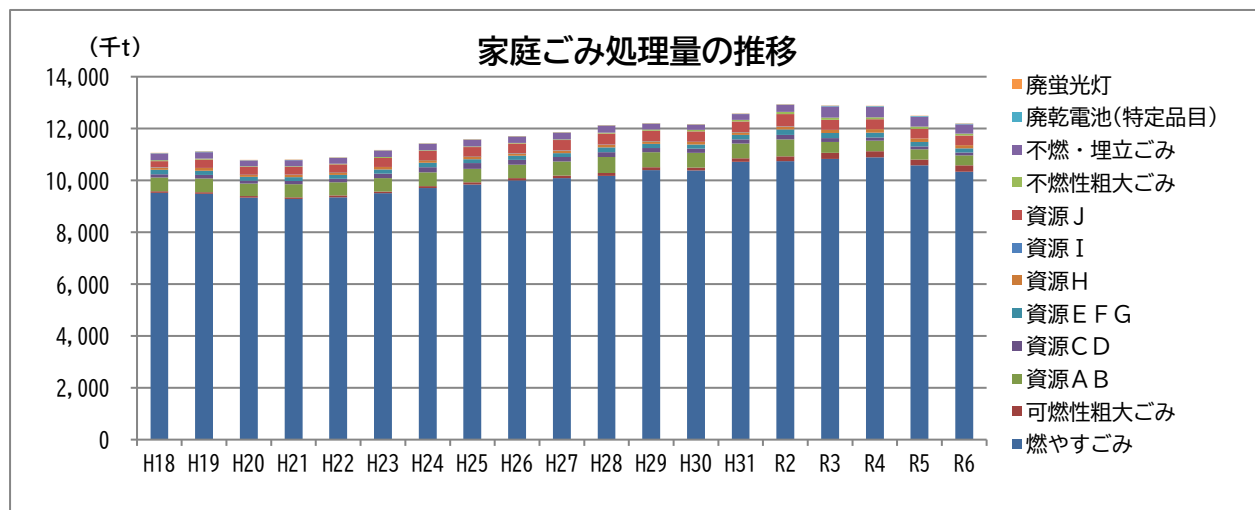
加えて、令和5年度に、個人住民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の納付手段を拡大するためキャッシュレス決済を導入するなど、納税者の利便向上に努めており、このような取り組みにより、収納率は令和6年度に99.54%になり高い水準を維持、財政の安定化に寄与しています。

(3) 環境保全の状況

①ごみ収集・処理量の推移及び今後の課題

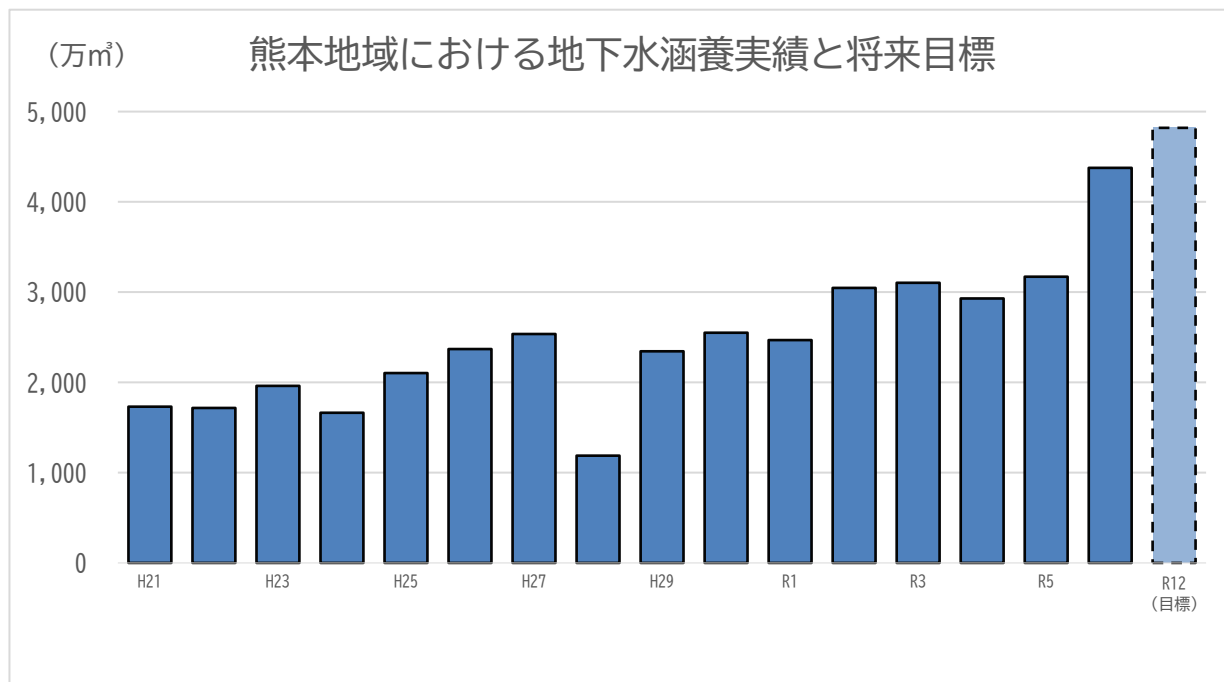
本市における家庭ごみ総処理量は、平成20年度から令和2年度にかけて増加傾向にありましたが、近年では減少傾向となっています。資源物回収団体への助成や、生ごみ処理機器購入への補助、剪定樹木の特別収集、市ホームページや広報紙による周知活動などを積極的に行い、さらなるごみ減量化に取り組んでいきます。

環境美化推進員をはじめとした地域による環境美化活動への取り組みにより、ごみステーションの清潔保持やごみの適正分別を徹底し、違反ごみを減らしていくことが課題となっています。



②地下水保全への取組状況

半導体企業等の集積に伴い、熊本地域における地下水採取量の増加が見込まれています。本市では、県やくまもと地下水財団等の関係機関と連携し、地下水の水質調査や地下水保全施設（雨水タンク、雨水浸透ます）設置者に対する補助金の交付など熊本地域の地下水を水量と水質の両面にわたって保全する取組を実施しています。地下水の収支バランスを維持し、持続可能な地下水利用の環境を保全することが求められています。

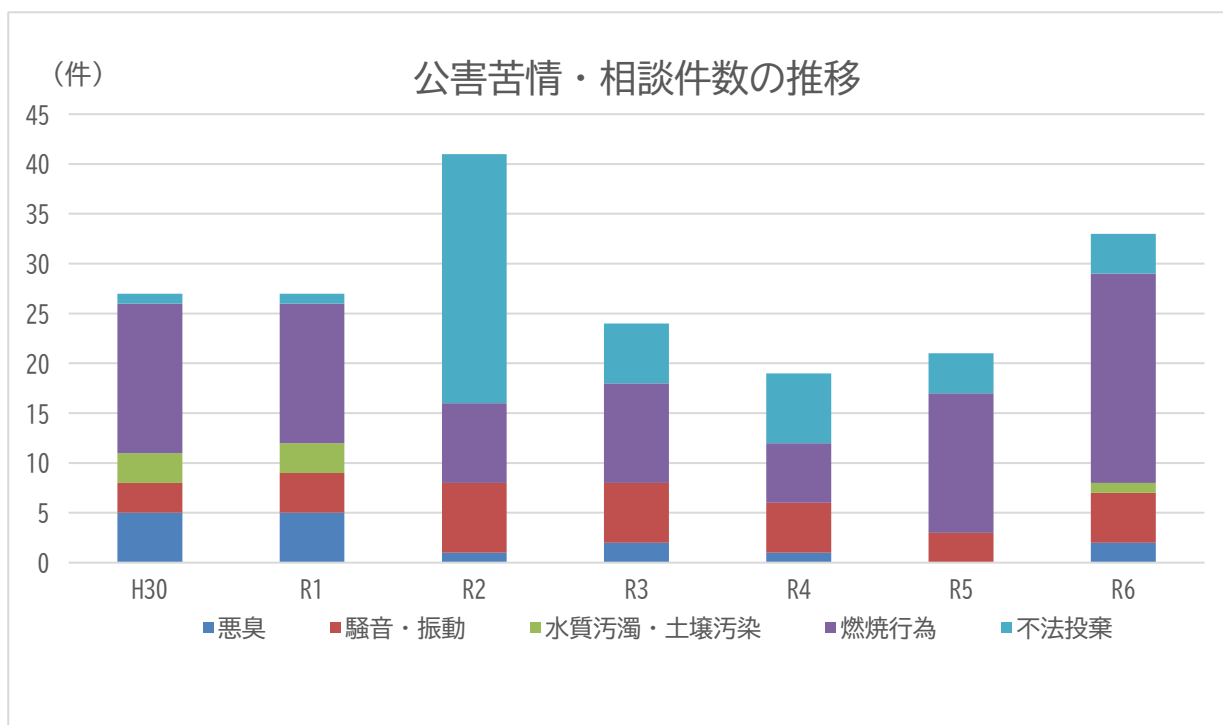


③公害対策における市民からの相談の傾向

大気・土壌・水質などの各種検査を実施しています。

平成24年度より権限移譲を受け、騒音・振動・悪臭に関する届出受付や自動車騒音の監視業務も行っていきます。

また、屋外燃焼行為への指導、不法投棄抑制のための啓発・パトロールを通じて市民の生活環境保全に努めています。さらに、環境保全審議会及び生活環境審議会を開催することにより、環境保全や個別事案について継続的に審議し、良好な環境維持に取り組んでいます。

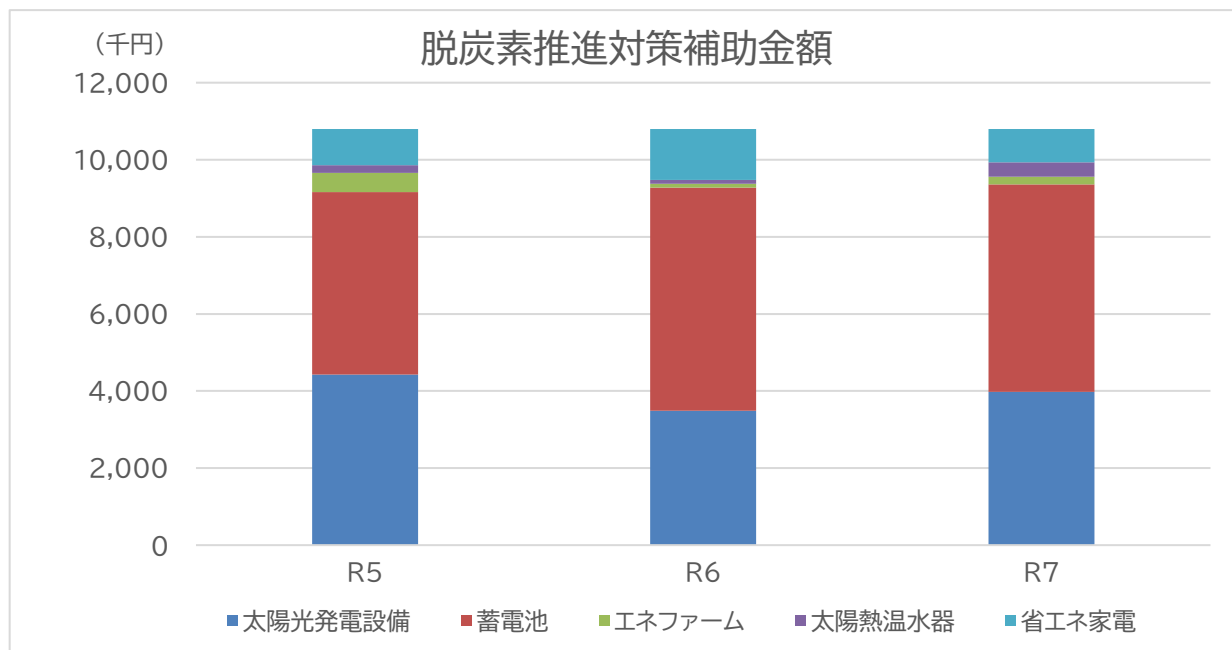
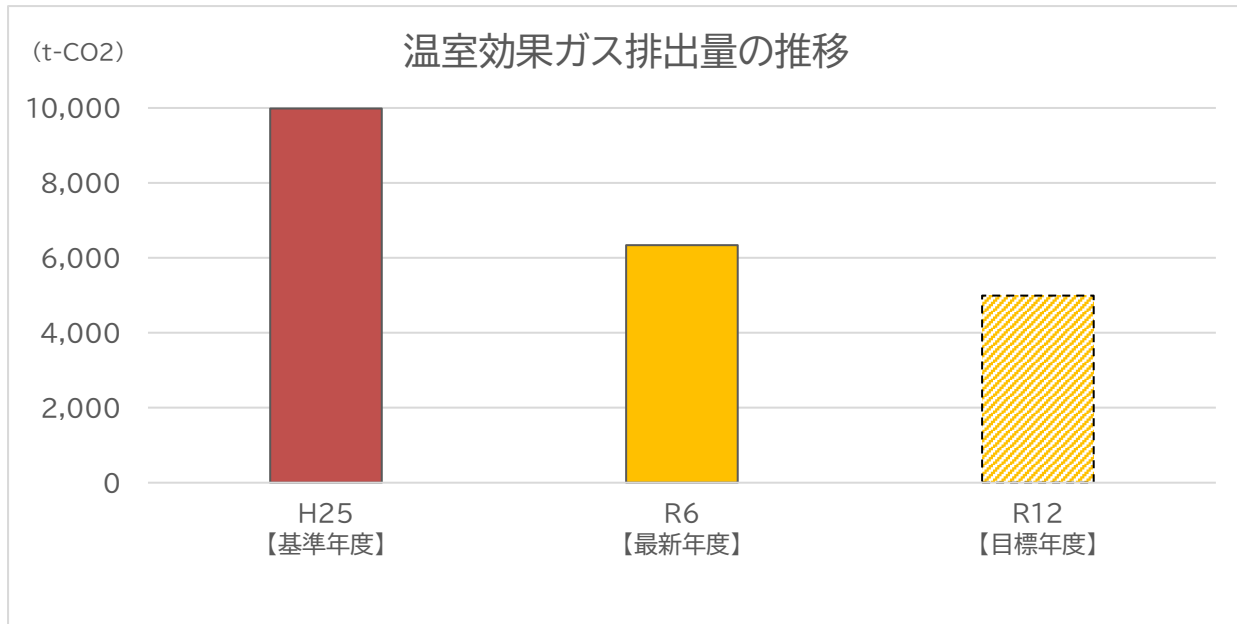


④地球温暖化対策への取組状況

合志市地球温暖化防止実行計画及びエネルギービジョンに基づき、市内小中学校へ太陽光発電設備の設置、市総合センターヴィーブルなど市内施設のLED化、防災センター棟の断熱改修などを行いました。本市事務事業及び事業における温室効果ガス排出量は、基準年度（2023年度）に対し、2024年度排出量は約37%減少しました。

加えて、公用車へのEV車導入を進めており、温室効果ガス排出削減と脱炭素化への意識啓発につなげています。

また、再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー機器の普及促進を図るため、省エネルギー機器等を導入する市民に対し、脱炭素推進対策補助金を交付しました。



2 健康・福祉

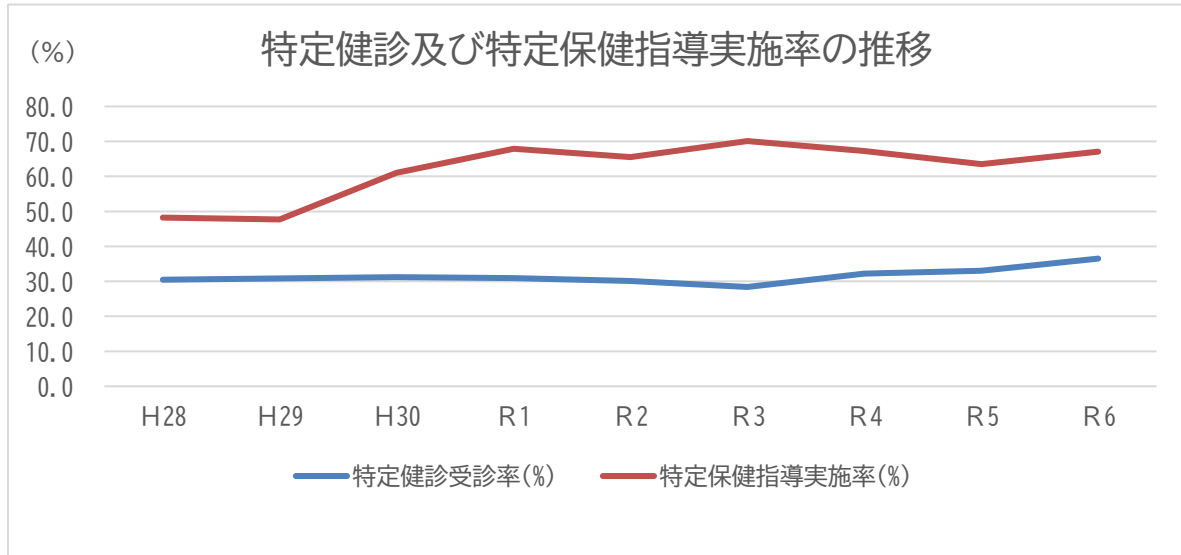
この分野は、市民の皆さんの健康や、生活保護、障がい者・高齢者の福祉、国民年金や国民健康保険、介護保険制度などの適正な運用について検証します。

(1) 健康づくりの状況

①健診等の状況（がん検診、特定健診等の受診率）

がん検診や特定健診の受診率は、横ばいで推移しており、国が示す目標値より低い状況です。受診率向上のため、受診しやすい体制整備や周知・啓発に取り組んでいます。

また、健診受診後のフォロー体制を構築し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組んでいます。



②市民の特定健診結果等の分析

血圧、HbA1c、LDLコレステロール有所見者が多いことから、糖尿病や虚血性心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病を引き起こす人が増えることが予測されます。

自分の体に関心を持つことを目的に、市民を対象に健康教室等を開催し、生活習慣の改善方法や、健診の必要性について周知を行います。また、各団体・機関・企業等と連携をとり、ライフコースアプローチを取り入れた健康づくりに取り組むことが必要です。

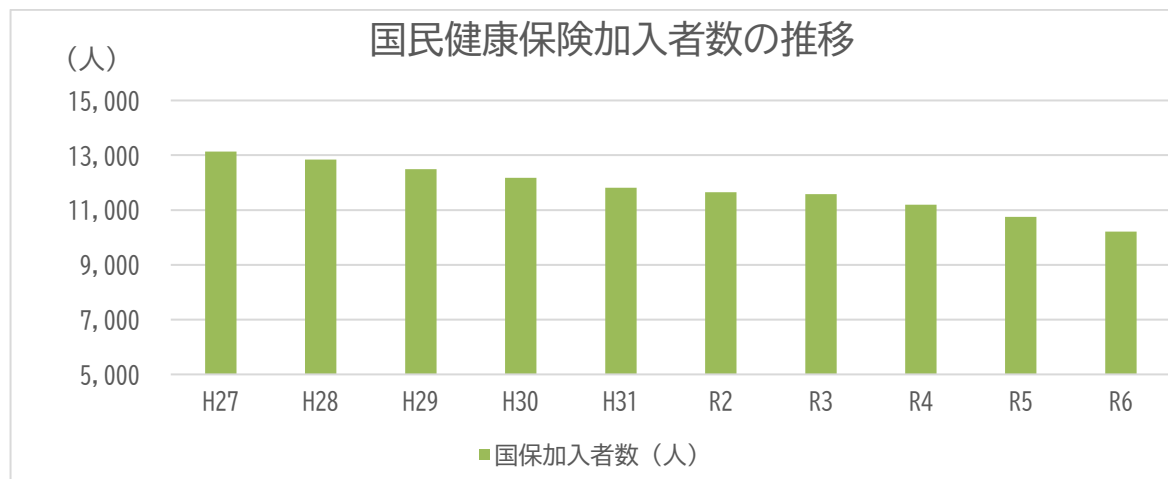
③国民健康保険制度の運用状況

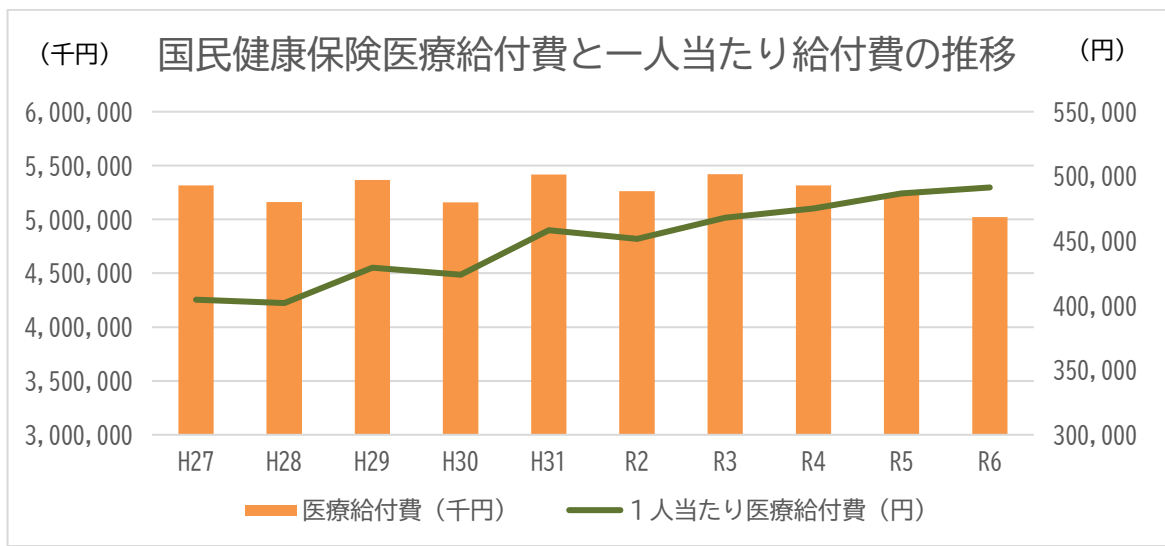
国民健康保険の加入者数は、社会保険の適用拡大等の要因により減少が続いています。特に近年は団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により減少が顕著となっています。

加入者数の減少に合わせて医療給付費全体は減少傾向にありますが、医療の高度化・高額化の影響により、一人当たり医療費は増加の傾向にあります。

このようなことから、本市の国民健康保険財政の状況は急速に悪化し、令和6年度当初予算では約2億3千万円の財源不足となりました。そこで、令和7年度から国民健康保険税率の改定を行い国民健康保険財政の健全な運営に努めています。

なお、熊本県は令和6年3月改定の熊本県国民健康保険運営方針において令和12年度に県内の国民健康保険料（税）率の統一を目標として定めており、本市も統一へ向け協議を行っていきます。



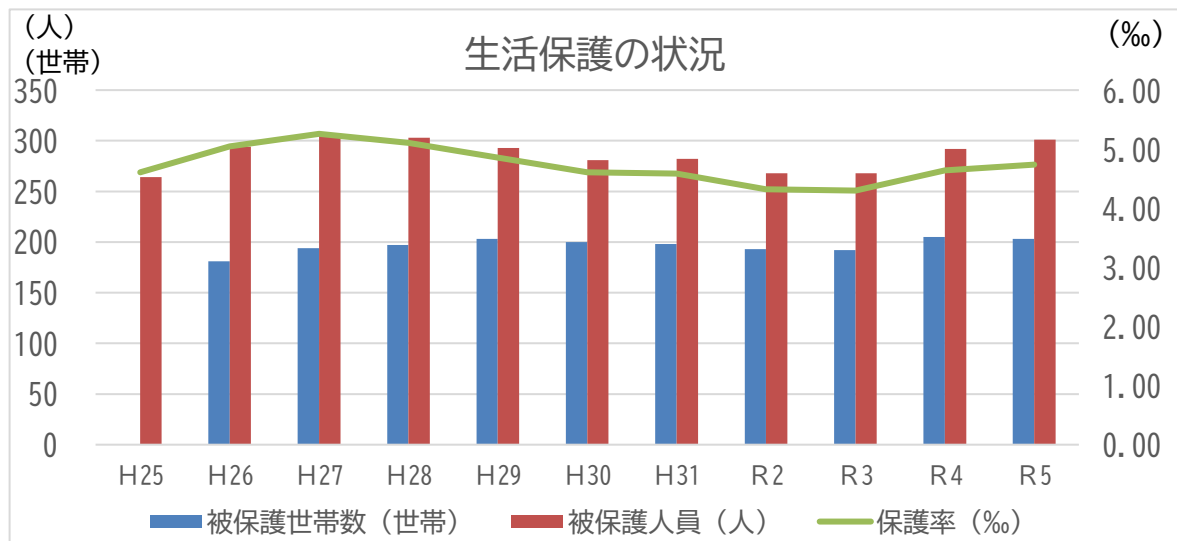


(2) 地域福祉の状況

合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域共生社会を実現するために、地域におけるつながりの強化、地域の福祉力向上、相談支援体制の強化を進めています。民生委員・児童委員が住民の身近な相談役として活動しており、現在の定数は99名です。なお、令和8年3月1日現在で充足率は92%となっており、欠員の区については、引き続き区と協力・連携して欠員解消に取り組みます。

また、生活保護の状況は、生活保護に至る前の生活困窮者等の自立支援と孤立防止等に積極的に取り組んでおり、熊本県全体の平均と比較して低い傾向にあります。

今後も、地域福祉を支える人材の確保・育成と、複雑化しているケースや制度の狭間にあるケースへの支援を強化し、関係機関の連携を深め包括的な支援体制を構築します。



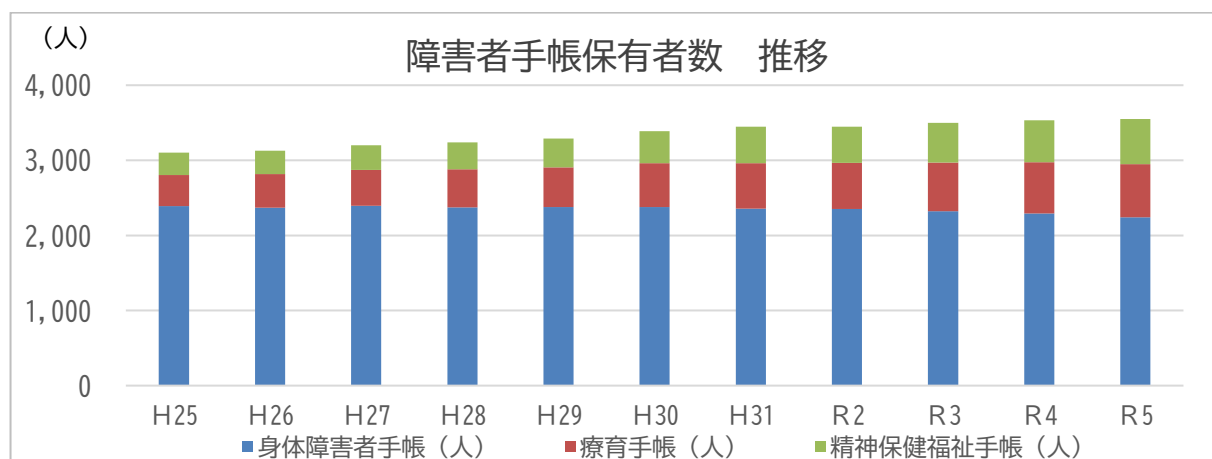
(3) 障がい福祉の状況

障害者手帳保有者数は市全体で増加傾向にあり、令和6年度には3,568人となりました。

なお、身体障害者手帳保有者は減少傾向であり、手帳保有者の死亡、医療技術の進歩などが要因と考えられます。一方、療育手帳保有者は増加傾向であり、知的障がいに対する理解の深化、早期療育の浸透などが背景にあります。また、精神障害者保健福祉手帳保有者も年々増加しており、精神疾患への理解向上、社会のストレス増などが要因とされます。

障害児通所支援利用者は大幅に増加傾向であり、発達障がいへの理解、支援サービスの質向上などが背景にあると考えられます。併せて、障害福祉サービス利用者数についても増加傾向であり、障害者総合支援法の浸透、社会理解の深化が主な要因であり、就労系サービスやグループホームなどの利用増が特に顕著です。障がいの社会参加や経済的自立、地域での生活移行を希望する障がい者が増えていることが要因と考えられます。

今後も市民一人ひとりが互いを認め合い、支え合いながら、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現を目指します。



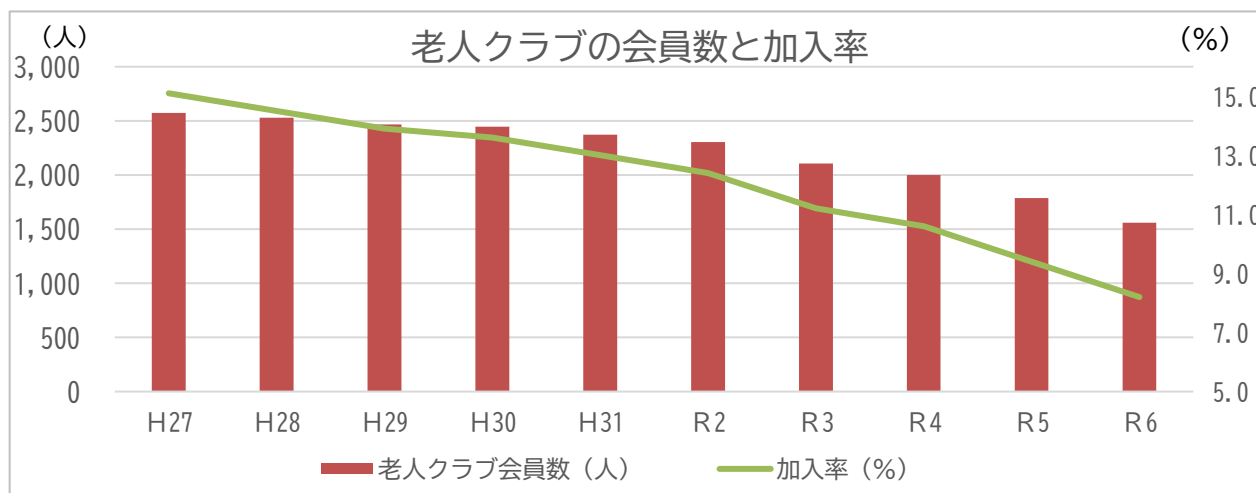
(4) 高齢者福祉の状況

高齢者の社会参加は、生きがいや健康づくりの面で重要な役割を果たしていますが、その中心的な担い手であった老人クラブは、会員の高齢化に伴う脱退などにより会員数が減少し、活動の維持が課題となっています。また、シルバー人材センターの入会者についても定年の65歳延長により減少傾向にあります。その一方で、高齢者サロンや趣味活動など、多様な交流・参加の場は活発に行われています。

また、前期高齢者（65歳～74歳）が減少する一方で、後期高齢者（75歳以上）が増加し超高齢社会がさらに進む中、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターへの相談件数が年々増加しています。相談しやすい環境を整えるため、令和3年度に地域包括支援センターサブセンターを1箇所設置し、体制を強化しました。今後も、総合相談など地域で高齢者を支える拠点として、その周知と活用を図っていく必要があります。

加えて、介護保険の要支援者や基本チェックリストでの事業対象者に対し、高齢者本人の能力の維持・向上及び自立支援を促すサービスを包括的に実施しています。同時に、介護予防、フレイル予防を中心とした多様な介護予防教室を開催し、高齢者の健康寿命の延伸に取り組んでいます。

今後も、高齢者の社会参加の機会の維持・発展に努めるとともに、介護予防・重度化防止を目的とした「介護予防・日常生活総合事業」や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を一層充実させていくことで、健康寿命の延伸に繋げ、住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らせるまちづくりを進めていきます。

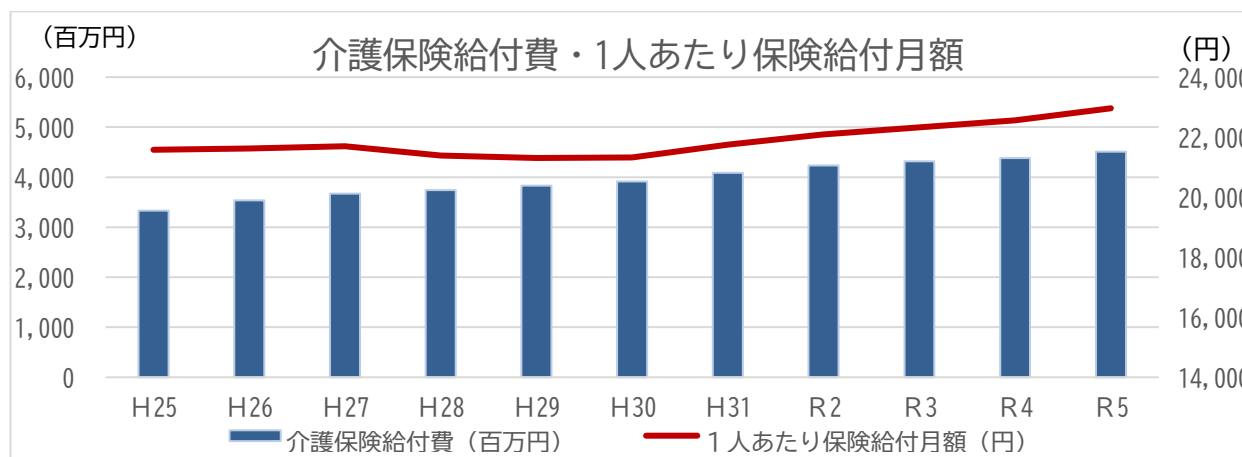
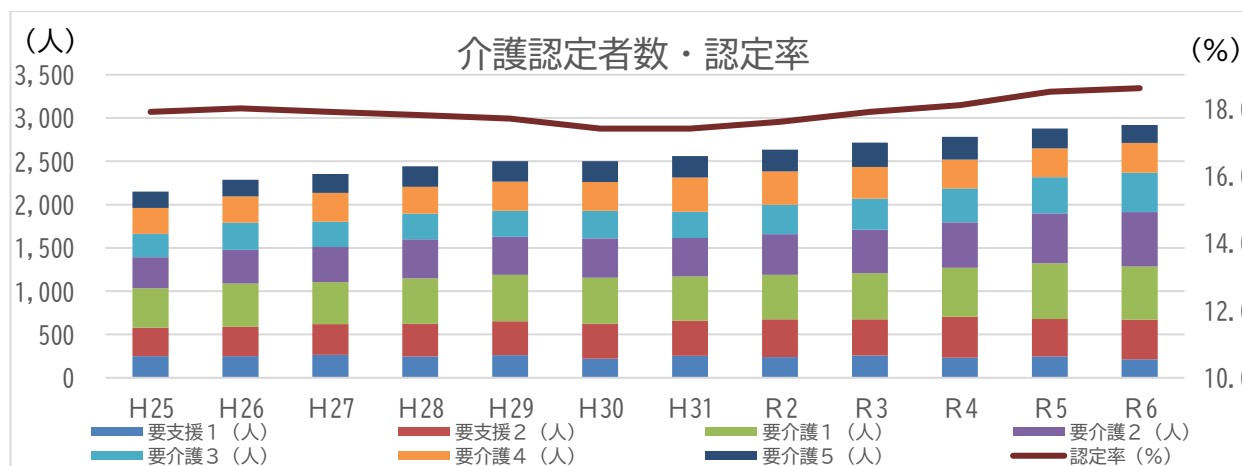
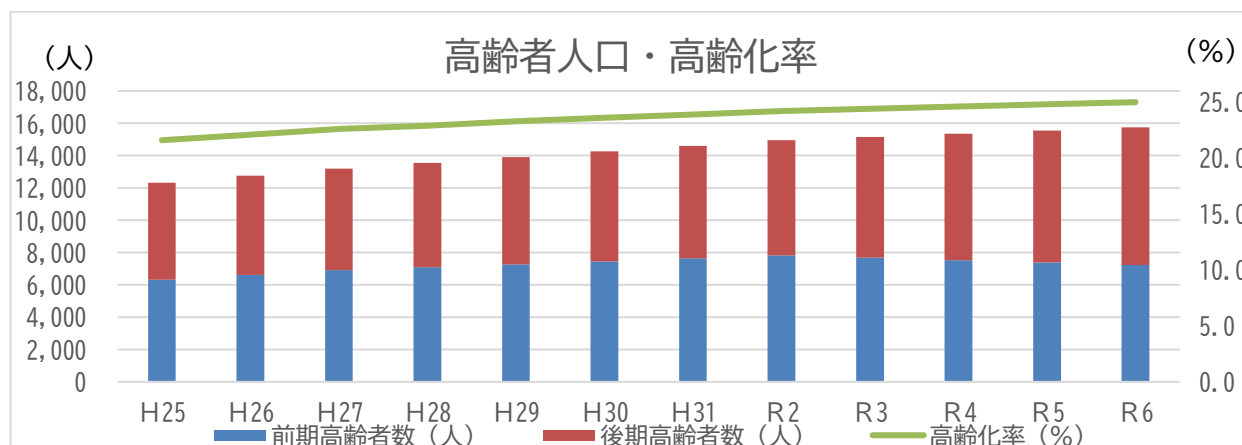


(5) 介護保険の状況

本市において、令和3年までは前期高齢者の割合が後期高齢者を上回っていましたが、令和4年以降は後期高齢者の割合が大きくなり、認定率も増加傾向にあります。また、高齢者人口の増加に伴い要介護・要支援認定者数が増加傾向にあり、認定率は18.6%で全国平均より低いものの、県内平均と比較するとやや高い状況です。特に、要介護3～5の重度認定率は全国平均より高い傾向が見られます。この背景には、新規認定者の平均年齢が県平均より高く推移していることが考えられます。

介護保険料については、合併時の基準額が月額4,200円であったのに対し、令和7年度の基準額は月額6,400円となっており、2,200円増加しています。県内平均6,190円と比較すると、本市は210円高い状況です。この上昇は、65歳以上の第1号被保険者における認定率の上昇に伴い、介護給付費が増加したことが主な要因です。なお、介護保険給付費については、平成25年の約33億円から令和5年度には45億円に増加しています。

今後、後期高齢者の増加に伴い、令和17年には認定率が23%超に上昇すると予測されています。また、介護報酬改定などにより介護給付費の増加傾向も続くとみられています。このような状況の中、介護保険制度の持続可能性と安定性を確保するため、制度の適正な運用に努めることはもとより、地域支援事業の充実等により介護予防を推進するとともに、老老介護や独居世帯の孤立化などの課題に対応するため、引き続き、地域包括ケアシステムの構築などに積極的に取り組んでいきます。



※グラフは本市の数値

3 産業振興

この分野は、農業や商工業など地場産業の振興、企業誘致、地域経済の活性化などに関する取り組みなどについて検証します。

(1) 農業振興に関する状況

①土地改良、農道、水路、ほ場などの整備、環境整備に関する状況

合志地区は、県営及び団体営による大規模な区画整理が実施され、国営菊池台地土地改良事業によるかんがい水も活用しています。整備率は比較的高く、現在のところ新たな整備計画はありません。

西合志地区においても、県営及び団体営による区画整理が進められ、国営菊池台地土地改良事業によるかんがい水を利用していますが、全体的には整備率は低い状況です。特に、合生地区については、区画の狭小化により作業効率が低下していることから、現在、ほ場整備事業の実施に向けた準備を進めています。

市街化調整区域においては、合志農業振興地域整備計画に基づき、農業・農地の保全を基本理念として、無秩序な開発を抑制しています。併せて、担い手への農地の集積・集約化を図ることで農業の構造転換を進め、スマート農業等の先進技術の研究・実装を促進します。これらの取組により、基幹産業である農業と多様な関連産業の持続的かつ安定的な発展を実現し、魅力ある農村地域の形成を目指します。

②個別所得補償、地産地消、販路拡大など農家の所得向上支援に関する状況

本市の農産物や加工品の高付加価値化に取り組むとともに、新商品のマーケティングを推進することで、農業者の所得向上と生産基盤の維持を図ります。具体的には、付加価値を高めた新商品の研究・開発を進め、実需者に対して本市農産物の「味」や「機能性」を広くPRすることで、農業者の生産意欲向上と所得増大を実現し、同時に地域の活性化へとつなげていきます。

③法人化、認定農業者育成、担い手育成など、持続可能な農業への取り組み状況

農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大部分を担う「望ましい農業構造」の確立が必要です。そのため、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組むことが重要となっています。

このため、認定農業者および今後認定を受けようとする農業者に対し、経営改善計画の策定を通じた自立支援を実施するとともに、同計画の目標達成に向けて、個別の事情に応じた経営相談や指導を継続的にを行います。

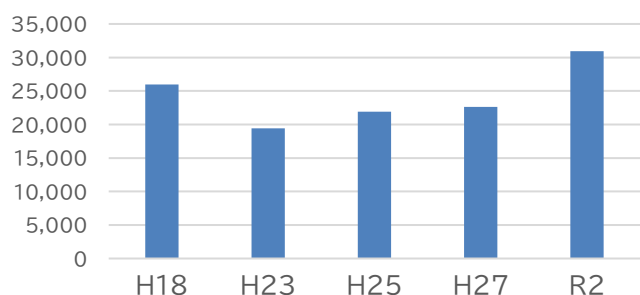
また、法人化を促進するため、相談受付、個別指導のほか、農業経営相談所からの専門家派遣や紹介など多角的に支援し、農業経営体の育成に努めます。

(2) 商工業の振興に関する状況

リーマンショックの影響後、市内小売業は、平成23年を底に従業員数と販売額は回復・増加し、従業員数は令和3年に、販売額は令和2年に過去最高を記録しました。事業所数は平成19年の水準に達していないものの、従業員数は大きく上回っており、一事業所あたりの規模拡大が推察されます。店舗の大型化やサービス充実、EC対応、アンビー熊本開業等により雇用創出力が高まり、加えて令和6年に開業したゆめモール合志、スプリングガーデン御代志などの大型商業施設により、引き続き雇用と経済の活性化が期待されます。

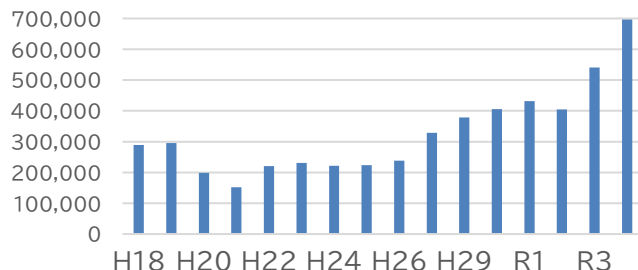
平成18年から令和3年にかけて、市内製造業出荷額は約2千億円から約7千億円へと約3.5倍に増加しました。生産能力の向上や高付加価値製品へのシフトに加え、セミコンテックパークに集積する半導体関連産業の寄与が大きいと考えられます。一方、同期間の事業所数・従業員数は概ね一定で推移しており、企業の効率化と生産性向上により、安定した経営規模を維持しながら高い経済成長を実現しています。工業団地の造成やJASM進出、中九州横断道路整備、「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」に基づくサイエンスパークの誘致等により、今後も企業集積の加速と波及効果の拡大が期待されます。

(百万円) 市内小売業年間商品販売額の推移



※商業統計調査及び経済センサスより

(百万円) 市内製造業出荷額の推移



※工業統計調査及び経済センサスより

(3) 観光の振興

平成2年開始の「ワンパクすもう大会」は市商工会主催の歴史あるイベントで、毎年約200人の子どもが参加しています。熊本地震で同大会が開催困難となった際には「こうし夜市」を創設し、以降はルー口合志で年1回開催し、櫓から小銭入りの餅を投げる餅投げが名物となっています。また、農業公園カントリーパークで行う「合志市民まつり」には毎年1万人超が来場し、交流人口の拡大、市民の一体感やふるさと意識の醸成、商工会員による出店を通じた事業者支援に寄与しています。

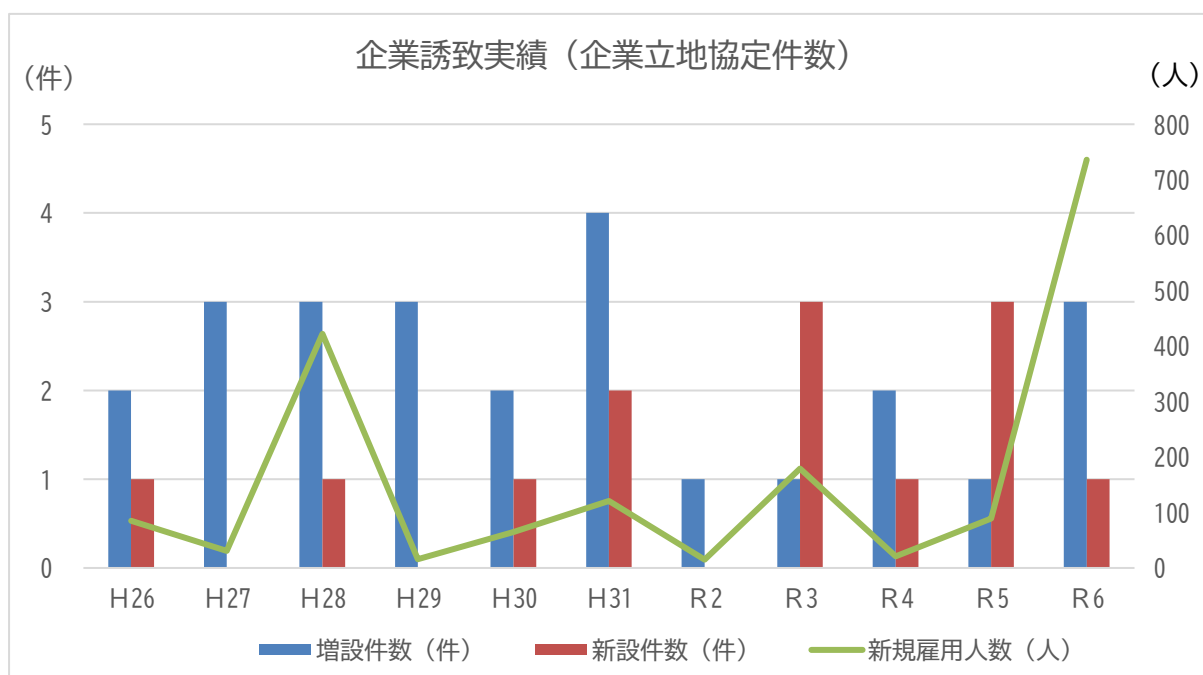
観光資源が少ない中、本市は平成21年に「合志市地域ブランド推進協議会」を設置し、26品目をブランド認証するとともに、平成25年には六次産業化を促進する補助金を創設し、新商品開発を支援してきました。また、令和4～6年度にかけては、地方創生推進交付金事業「『健幸都市こうし』デジタルキッチンプロジェクト」の取り組みとして、キッチンカーによる創業者支援、市内及び首都圏マルシェイベントの企画・運営、郊外の買い物困窮者支援を目的とした移動販売の実施、情報発信のプラットフォームとなるWEBサイトの構築・運営を行い、市の魅力ある「食」を広く周知しました。

引き続き、関係機関と連携し、専門家による出口戦略支援など、事業者の成長段階に応じた幅広い支援を展開し、地域ブランド力の向上と観光振興を一体的に進めていきます。

(4) 企業立地、新規産業支援、雇用確保等に関する状況

企業立地件数は半導体関連産業の集積を背景に堅調に推移し、有効求人倍率も一定の水準で推移し最低賃金も引き上げられるなど、雇用環境は一部改善傾向にあります。工業団地整備や立地企業への優遇制度により企業誘致を促進するとともに、企業の雇用の確保や設備投資を通じて労働生産性の向上を図ります。

一方で、市街化調整区域での農地転用や開発規制への対応、用地確保が課題であり、無秩序な開発を避けつつ計画的な整備が必要です。基幹産業である農業への影響にも配慮し、企業誘致と農業・商業が共生し相乗効果を生む地域産業の発展を目指します。

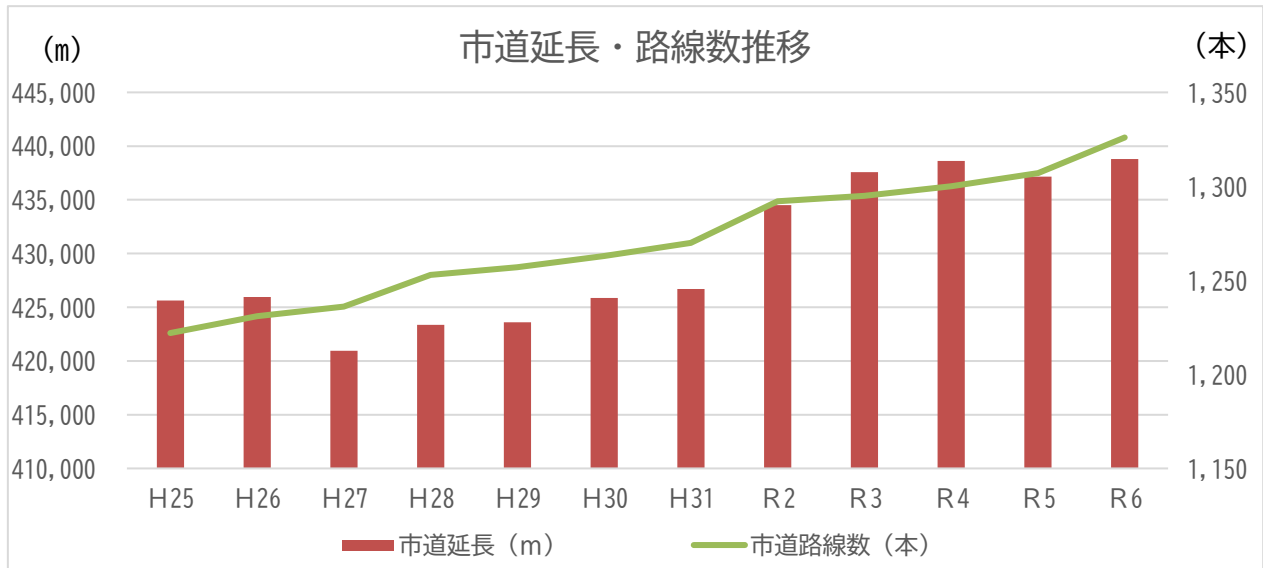


4 都市基盤整備

この分野は、市施行や民間の開発行為など、土地開発、市街地整備や、道路・公園・上水道などの都市施設の整備、道路交通・公共交通など交通問題の取り組みなどについて検証します。

(1) 道路整備・交通対策

市道路線は令和7年3月末時点で1,326本、市道延長は438,800mと増加傾向であり、人口増加や企業の増設・進出等により車両の通行量が増えており、新たな市道の道路改良や歩道整備、また国・県・関係自治体と連携し中九州横断道路の早期整備や交差点改良工事など交通渋滞対策に集中的に取り組んでいきます。

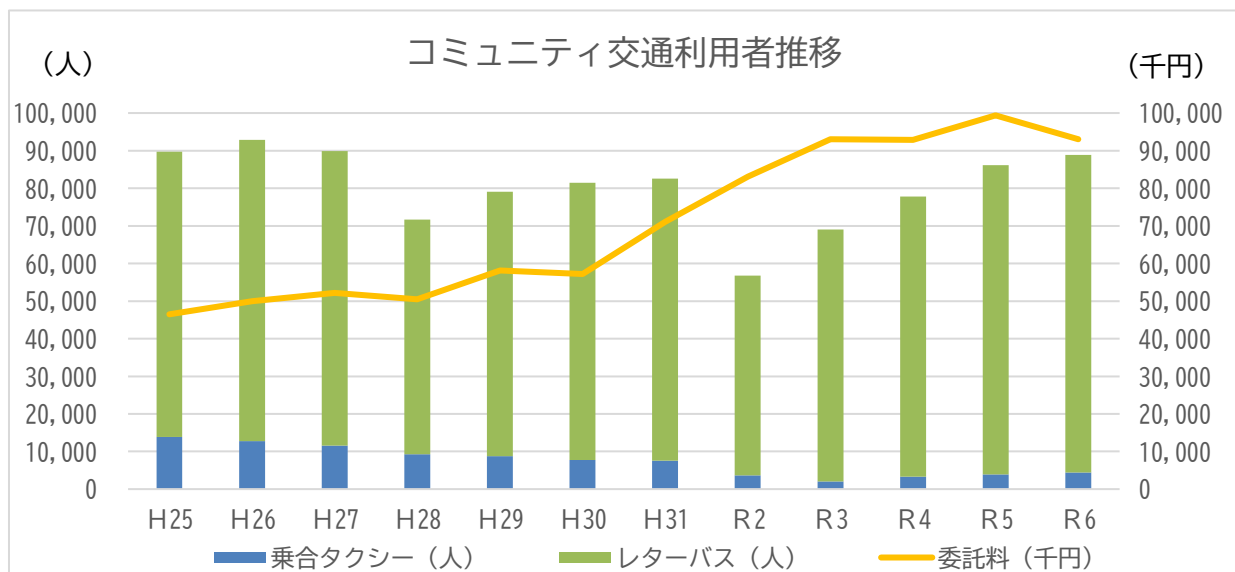


(2) 公共交通

平成18年の合併以降、循環バスの運行を開始し、路線再編を経て多様な公共交通を展開しています。御代志地区再開発などのまちづくりと連携した交通拠点の強化により、コミュニティ交通の利用者は近年増加傾向にあります。

一方、公共交通全体では利用者が年々減少しており、加えて深刻な運転士不足も影響し、交通事業者は便数の減少や路線の縮小などを余儀なくされています。その結果、公共交通の利便性がさらに低下し、新たな利用者の減少につながるという負の連鎖が生じています。

こうした中、高齢化社会における公共交通の役割は一層重要であることから、市民、事業者、行政が一体となり、公共交通の持続的な確保と充実に向けた取り組みが求められています。



(3) 住宅・公園・上下水道

平成18年に南原住宅の老朽化に伴う建替え(6棟・31戸)を実施しました。また、平成26年2月に合志市公営住宅等長寿命化計画を策定し、これに基づき公営住宅等の改善、維持管理を実施してきました。令和2年3月には、公営住宅等の経年劣化が進んでいることや、長期的なストック供給計画の必要性から、長寿命化計画を見直しています。令和8年1月現在における管理戸数は、市営住宅15団地・248戸、特定公共賃貸住宅2団地・37戸となっています。

運動施設を兼ね備え市民に親しまれていた総合運動公園が、中九州横断道路工事に伴いやむを得ず廃止したことにより、国が示す公園整備水準である一人あたり10㎡以上の要件を満たさなくなったことから、今後、市全体の公園機能を回復させつつ、本市がまちづくりのテーマとして掲げる「健幸都市こうし」のシンボルとなるような健康づくりの拠点とスポーツ環境の整備、魅力のある時代ニーズに応じた公園機能の充実等を具現化していく必要があります。

上下水道については、施設・管路の老朽化が進んでいるため適切な維持管理及び布設替え等の設備更新を行う必要があります。加えて、健全な経営基盤を確保するため、適正な料金の見直しを検討していく必要があります。

(4) 拠点整備・市街地再開発

合併後、竹迫地区、御代志地区、合生・栄地区における各拠点の整備推進により、商業施設等の立地が進み、市民の生活利便性の向上が図られました。これに加え、近年は世界屈指の半導体メーカーであるTSMCの熊本進出に伴い、本市への関連企業等の立地や住宅開発などが急速に増加しています。

こうした成長の中、本市の特性である「暮らしやすいまち」を踏まえた、都市計画マスタープランに掲げる将来都市像の実現に向け、無秩序な開発等を防止する必要があります。

本市では、地域の特性や課題、将来動向等を踏まえたまちづくりのルール等を明確にし、用途地域や地区計画などの土地利用計画制度を活用して、適切な土地利用の規制・誘導を図り良好な生活環境の維持・形成に努めます。

5 子育て支援・教育

この分野は、妊産婦、乳幼児への健康支援から就学前の保育、学校教育、生涯学習に至る子育て支援や教育環境の整備などについて検証します。

(1) 妊産婦、乳幼児への支援

こどもを安心して産み育てるため「母子保健機能」と「児童福祉機能」を一体化し、すべての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に相談・支援を行う「こども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。子育て家庭が不安を抱え孤立しないよう、引き続き包括的な子育て支援を行う必要があります。

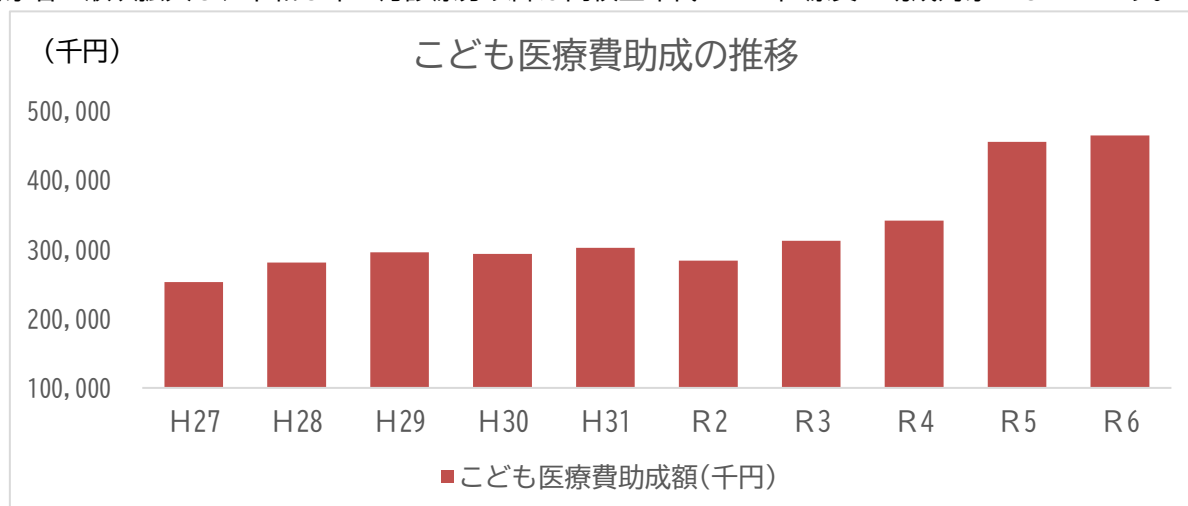
また、令和4年度から妊娠期からの切れ目のない相談支援と経済的支援を一体的に実施するため、妊娠期からの相談支援の充実に加え、妊娠時と出産後に各5万円を妊産婦へ支給し、経済的負担の軽減を図っています。併せて、産後ケアのニーズが高まっていることを受け、令和4年10月からは産後ケア事業を開始し、現在「訪問型」「宿泊型」「通所型」により、産婦の身体的ケアや心のケア、沐浴や授乳のアドバイス、育児に関する相談支援等を実施しています。

さらに、子育て情報発信ツールとして「こうし子育てアプリK o k o a」を令和6年10月から導入し運用を開始しました。今後も母子の健康に関する情報の周知啓発とアプリの充実を図っていきます。

(2) 子育て支援

①こども医療費助成

医療費の自己負担分を全額補助しています。合併時は、就学前までのこどもが対象でしたが、その後は対象者を順次拡大し、令和5年1月診療分以降は高校生年代までの医療費を助成対象としています。



②病児・病後児保育事業

合志市社会福祉協議会に事業を委託し、病気・病気回復期にある児童等の預かり保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立支援の取り組みを継続しています。

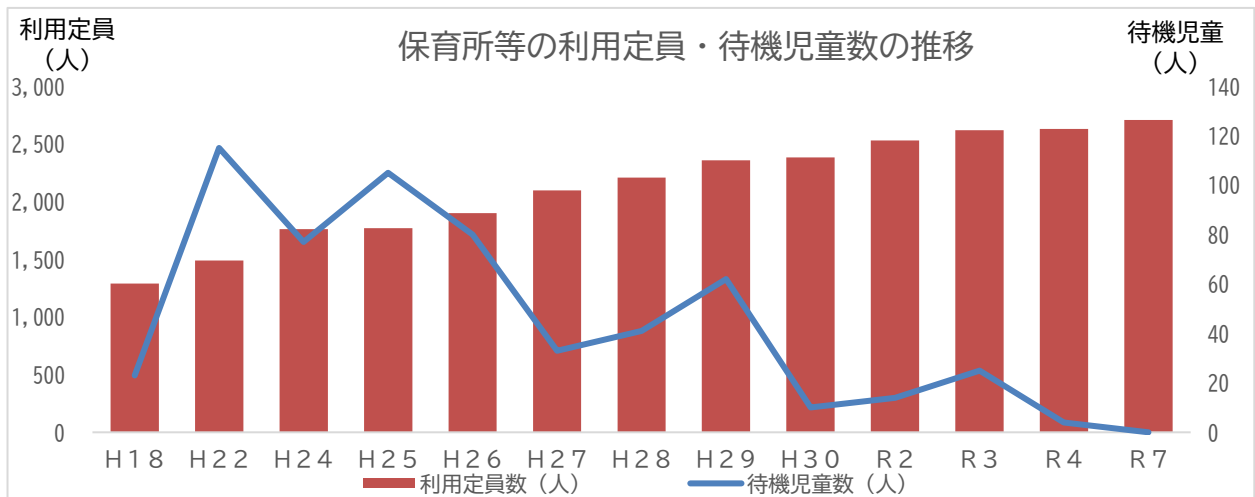
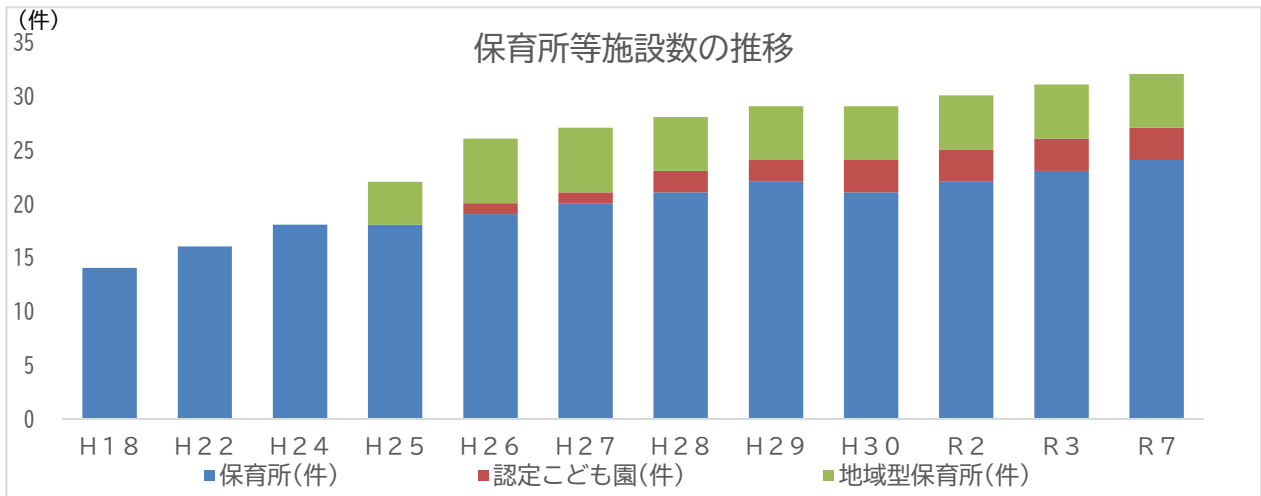
③地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化などこどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子育て支援センターやつどいの広場を設置して地域における子育て親子の交流を促進し、相談受付や情報共有の場を提供することで、子育て中の親子が孤立せず、誰もが地域で安心して子育てに取り組めるよう地域づくりを行っています。

④保育関係

保育所等は、合併により保護者の選択肢が増えたものの、住宅開発等に伴い子育て世代の転入が多かったことや共働き世帯の増加、女性の社会進出に伴い、一時期は待機児童数が100人を超える時期もありました。

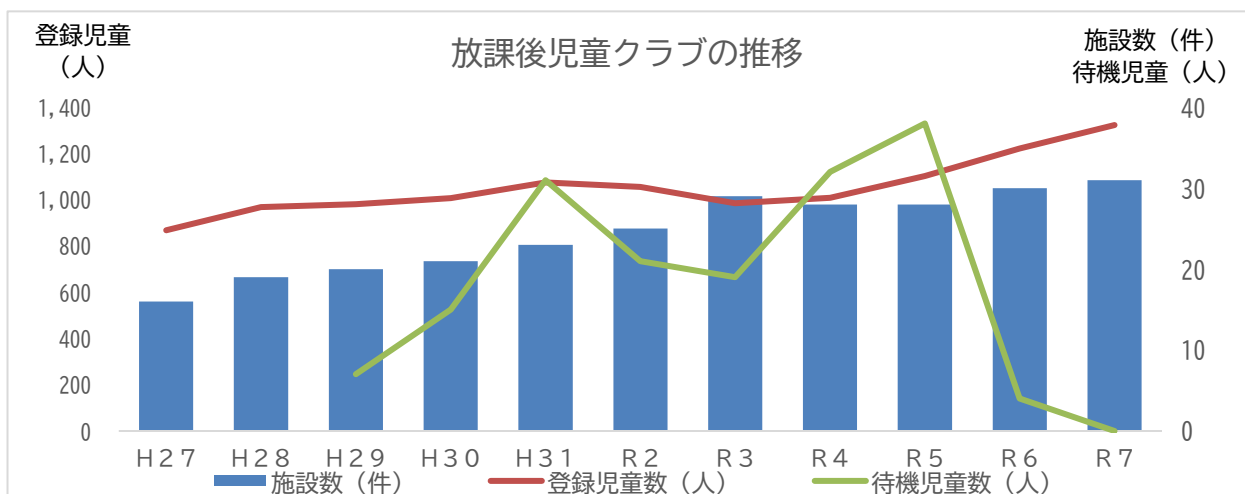
そこで、本市では待機児童解消に向け施設の増設や定員の拡大等に積極的に取り組んでおり、その結果、令和6年度からは待機児童は発生していません。



⑤放課後児童クラブ(学童保育)関係

放課後児童クラブは、合併当初は各学校の保護者会等が自主的に運営する等、法的な設備・運営基準が明確に定められていませんでしたが、「子ども・子育て支援法」が平成27年に本格施行されたことにより、市町村がその実施主体(実施責任)となりました。

保育同様、住宅開発等に伴い子育て世代の転入が多かったことや共働き世帯の増加など、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校児童は増加傾向にあり、利用率も増加しているなか、待機児童の解消のため施設の増設等の取り組みを進めた結果、令和7年度には待機児童は発生していません。



(3) 学校教育

合併以降、児童数は1,711人、生徒数は685人増加しています。児童生徒数の増加に対応するため、西合志南中学校区及び合志中学校区の一部を分離する形で学区を再編し、合志楓の森小・中学校を新設し令和3年4月1日に開校しました。

教育面では、学校・家庭・地域が一体となり、未来を拓く心豊かな人材を育み、夢の実現を目指す「志合せて夢実現プロジェクト」を踏まえた小中一貫教育による学校教育の推進を図っています。また、ICT機器を積極的に活用した教育活動の充実と多様な授業展開による学びの保障にも力を入れており、通信速度の高度化や、ICT支援員の配置による最新IT技術を取り入れやすい教育環境を作っています。

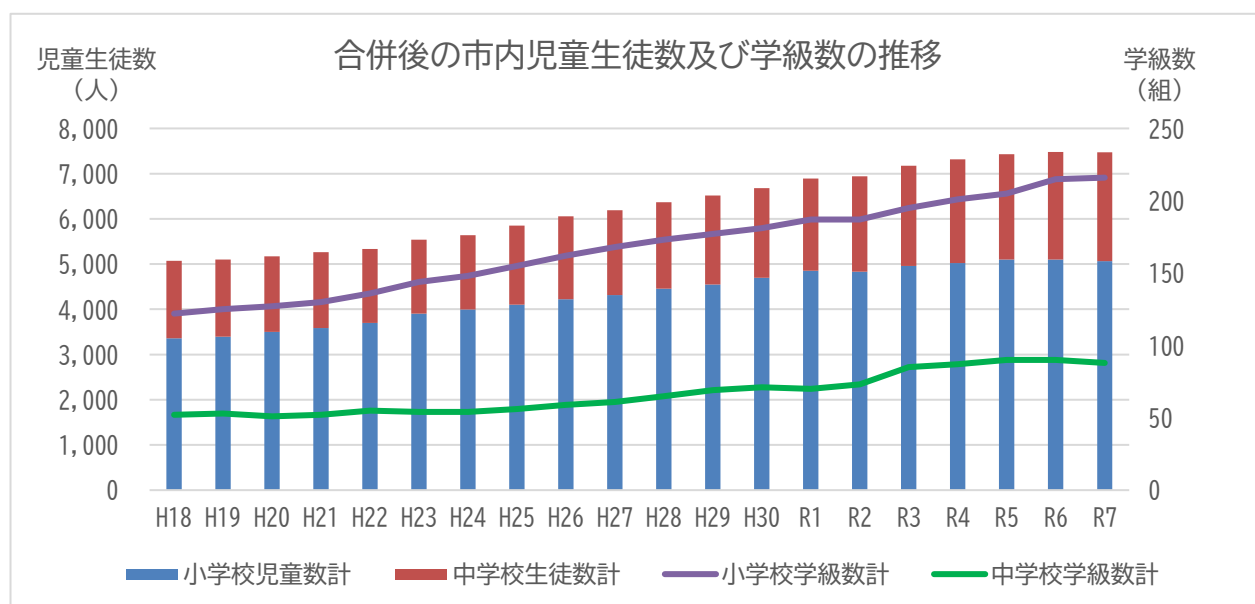
学校給食については、安全・安心でおいしい給食の安定供給に努めています。西合志地区の給食施設については、老朽化に対応するため給食センター方式での建替を予定しており、令和10年度末の供用開始を目指しています。

食育推進では、毎月の食育の日に合わせた「ふるさとくまさんデー」で地元野菜を使用し、季節の行事食や県内郷土料理の献立メニューを取り入れ、食と地域に理解を深める教育を行なっています。

いじめ・不登校対策については、ICT端末を活用した定期的なアンケートで児童生徒の心の状態を把握し、早期発見と早期支援に努めています。また、児童生徒の身近な相談機関としてスクールソーシャルワーカー（SSW）を1名配置し、学校・家庭・地域等と連携し、学習環境や生活環境を整えています。さらに、教育相談員を5名配置し、家庭や学校等と連携しながら、児童生徒の心身に関する悩み相談やケアなどの心理的支援を行っています。

加えて、欠席の児童生徒に対するオンラインでの授業配信、市内4か所の教育支援センターの整備、フリースクール等の民間施設との連携など、学びの保障にも努めています。今後も、フリースクール等の民間施設や地域との更なる連携強化に取り組むなど、いじめ不登校対策を強化していきます。

教職員の働き方改革については、ICT機器の導入や会議・行事等の精選に伴い段階的に進めておりますが、文部科学省が示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」の考え方にに基づき地域やボランティア等との連携を図りながらさらに推進していく必要があります。

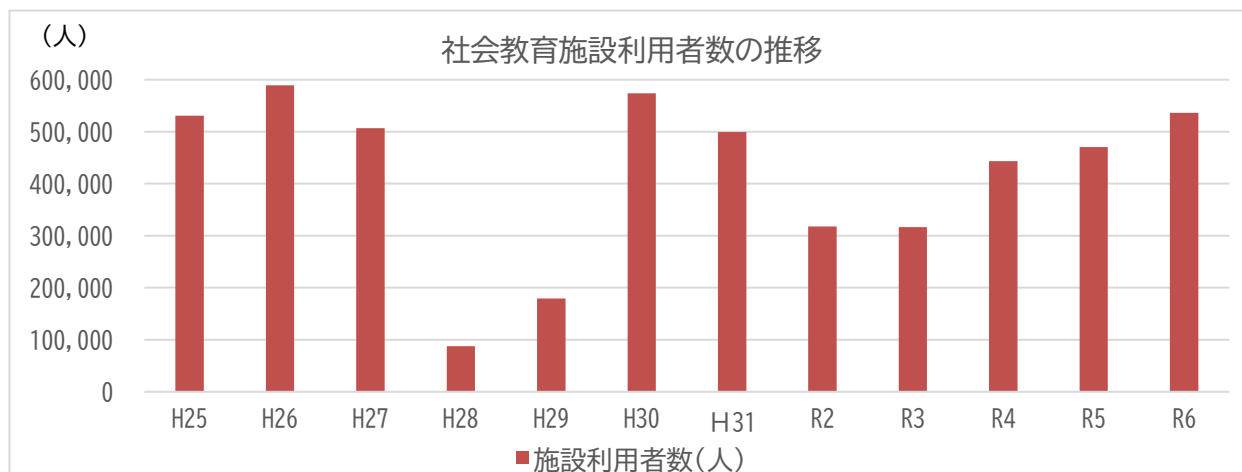


(4) 生涯学習・スポーツ

①社会教育施設等の利用促進

施設利用者数は、熊本地震による施設改修やコロナ禍による活動規模の縮小により、一時的に利用者数が減少しましたが、徐々に回復傾向にあり、施設の利用ニーズは高いと考えられます。

一方で、施設の老朽化が進んでいるため、今後は計画的な施設改修と機能充実が必要です。



②生涯学習、スポーツ等への支援

市民へ生涯学習の機会を提供するために、合併当時は市民のニーズに応じた料理教室や音楽教室等の主催講座を開催し好評を得てきました。加えて、近年の外国人転入者増加に伴い、多文化共生講座、外国人のための日本語講座等を開催するなど、時代の変化等に応じた生涯学習の推進に努めています。また、スポーツイベントや大会の開催、スポーツ施設の充実を図り、市民の健康づくりと生きがい向上を図っています。

③他分野との連携

生涯学習は、「健康づくりに向けたスポーツ振興」、「学校部活動から地域スポーツ活動への展開」、「高齢者の生きがいづくり」、「社会参加活動としての公民館の生涯学習活動」といった多岐にわたる分野と深く関連しており、市民一人ひとりの生活の質向上と、活力ある地域社会の実現に向けた重要な役割を担っています。

各分野がそれぞれの専門性を発揮しつつ、横断的な視点をもって連携を強化していきます。

ア) 健康づくりに向けたスポーツ振興

・ 公民館を活用した健康増進プログラムの推進

公民館やコミュニティ施設を『気軽に参加できる運動・交流の場』として位置づけ、健康講座と連動したウォーキングイベント、高齢者向けの椅子ヨガ、障がいの有無に関わらないユニバーサルスポーツ体験会など、多様なプログラムを推進します。参加の敷居を低くすることで、市民の運動習慣定着を支援します。

・ 地域資源を生かした運動機会の創出

地域の公園、広場、文化施設など、様々な公共スペースを活用した健康イベントやスポーツ教室を企画し、市民が日常的に運動に親しめる機会を創出します。福祉部門と連携し、障がいのある方々も安心して参加できるプログラム開発に取り組みます。

イ) 学校部活動から地域スポーツ活動への移行

・ 地域スポーツ・文化活動への円滑な接続支援

教育委員会や学校関係部署と密接に連携し、学校部活動の地域展開を支援します。具体的には、地域スポーツ団体や文化団体とのマッチング支援、合同練習や合同発表会の機会創出に取り組みます。さらに、生徒が卒業後もスポーツや文化活動を継続できるよう、社会人サークル、クラブチーム、ボランティア団体など地域に存在する多様な活動の場を収集・整理し、学校と連携して情報提供を行います。

・ 地域指導者育成と学校連携の強化

地域のスポーツ指導者や文化活動の担い手を発掘・育成する講座を実施し、学校部活動への協力体制を構築します。これにより、地域が学校教育を支え、生徒たちが多様な専門家から指導を受けられる環境を整備します。

ウ) 高齢者の生きがいづくり・社会参加活動

・多世代交流と社会参画の促進

福祉部局や地域包括ケア部門と連携し、公民館を拠点とした高齢者の生きがいづくりを推進します。同時に、単なる余暇活動に留まらず、高齢者が持つ知識や経験を地域に還元できるようなプログラム（例：こどもたちへの絵本読み聞かせ、地域イベントでのボランティア、専門知識を活かした講座開催など）を企画し、多世代交流と社会参画の機会を創出します。

・公民館を核とした地域コミュニティの活性化

気軽に立ち寄れる「地域のリビング」としての公民館機能を強化するとともに、お茶会、体操教室、趣味のサークル活動などを通じて、高齢者が地域の中で「つながり」を実感できる場を提供し、高齢者の孤立防止と健康維持の促進や、地域住民が互いに支え合う関係性の構築に貢献します。

エ) 生涯学習活動の促進と公民館の機能強化

・地域課題解決型学習プログラムの推進

地域が抱える課題（防災、環境、子育て、福祉など）をテーマとした学習プログラムを、各課と連携し積極的に展開します。市民が主体的に地域課題に向き合い、解決策を共に考える「対話と協働の場」としての公民館の役割を強化します。

・「市民協働の拠点」としての機能強化

公民館を市民との対話や意見交換、協働事業の企画・実施拠点として位置づけ、事業説明会、ワークショップ、市民参加型イベントなどを通じて、行政と市民、市民同士の連携を促進し、地域全体の活性化に寄与します。

オ) 文化財の適正な保全と活用

・文化財の適正な保全

市指定等文化財数は、合併時の23件から、平成25年の追加指定（石立石棺、巖照寺の板碑群・石幢）と令和7年の国登録（菊池恵楓園旧事務所本館）により、現在26件となっています。

また、史跡管理委託数は合併の6件から現在11件へと増加し、史跡管理の範囲は増加しています。加えて文化財保護委員とともに市内の未指定文化財の所在地や史跡の状況などを調査し、保全の体制整備に努めています。

今後、文化財の適正な保全に向け、住民に対する広報・啓発に努めるとともに、近年、開発等が増加していることから、埋蔵文化財に対する体制整備が急務となっています。

・文化財の活用

様々な媒体等を活用した指定文化財等の周知に努めるとともに、今後さらに、郷土史学習などへの積極的な活用を図り、市民の郷土への愛着と誇りを育みます。

カ) 人権教育等の推進

就学前教育および小学校における人権教育は、こどもたちが人権感覚の基礎を培い、社会の一員として尊重し合いながら生きていくための重要な教育です。人権尊重の精神を育み、豊かな人間性を養うための知識とスキルを提供するため、法務局・県・近隣市町村・市内小中学校等と連携を行い、人権教育・人権啓発事業や研修等を実施しています。

小中学校においては、特に、本市に国立ハンセン病療養所菊池恵楓園が所在することから、ハンセン病の歴史と患者の人権問題について重点的な学習に取り組んでいます。また、小学5年時における水俣病問題の現地学習・発表など、環境問題と併せた人権学習に継続的に取り組み、社会的課題と人権を総合的に学ぶ機会を提供しています。

6 コミュニティ活動

この分野は、平成22年4月1日に施行された「合志市自治基本条例」第30条に基づき、住民の自主自立によるコミュニティ活動に関する取り組みについて検証します。

(1) コミュニティ組織

合併時には、旧合志エリアと旧西合志エリアの運営方法がコミュニティ方式と自治公民館方式で異なっており、合併当初は、旧西合志町区域の須屋、黒石、中央、野々島、合生の5つのコミュニティだったものが、令和2年度に旧合志町区域では初めてとなる栄コミュニティが設立されました。栄コミュニティでは、栄市民センター「みどり館」を中心とした交流を推進することで、栄地域のさらなる発展と地域活性化を促進し、「健幸都市こうし」の実現を目指すものです。

コミュニティには、住民交流イベントの助言や運営費の支援を行い、引き続き、地域間交流活性化のために他地域でのコミュニティ設立のアドバイスを実施します。

(2) 安全・安心な地域づくり

人口増加に伴い、軽犯罪認知件数と交通事故件数は増加傾向にあります。これに対応するため、熊本北合志警察署と連携を強化するとともに、交通指導員による朝夕の通学路見守り活動や交通安全啓発活動、自治会や学校関係団体等で組織される防犯団体による防犯パトロール活動と連携し、犯罪・事故防止に努めています。

自主防災組織は、自治会を中心に組織数は年々増加しており、災害時の自助・共助による初期対応や避難支援・備蓄品の管理など、地域の命と安全を守る活動を実施しています。市では、自主防災組織の立ち上げ支援や補助金交付により、これらの活動を支援しています。

火災予防と消火活動に加え、地域の防災・安全維持を担う消防団については、消防団離れが進む中で、団員が一時期減少傾向にありましたが、関係者が協力してあらゆる方向から団員確保に向けた活動に取り組んでおり、現在は毎年微増しています。

さらに、自治会が設置する防犯灯や防犯カメラについて補助制度を設け支援するなど、自治会を中心とする自主的な地域づくり活動を支援しています。

(3) 快適で暮らしやすい地域づくり

大規模公園5箇所（竹迫城跡公園、飯高山公園、蛇ノ尾公園、元気の森公園、妙泉寺公園）については緑化・美化に関わる地域団体へ、地域の中に存在する街区公園約200箇所においては地元自治会等へ委託し、地域住民の積極的な参画・協働による公園管理を実施しています。

(4) NPOなどの活動状況

本市では、こどもの居場所の創出を推進しており、活動内容の周知や企業や農家の方々に呼びかけることで食品や日用品の寄附を募り、各団体等へ分配する役割を担うなど、民間団体等が取り組む「食を通じた子どもたちへの支援」を後方支援しています。

また、職員研修プログラムの一環として、職員が実際の活動に参加し、地域の現状と課題を学んでいます。

今後は、各種のボランティア団体やNPOなどの情報を取りまとめ連携の窓口となる担当部署を設置するなど、市民や企業の自主的な公益活動を積極的に推進してまいります。

第5 危機事象への対応

1 熊本地震

(1) 熊本地震の被害状況

本市は地形的特徴として、土砂災害想定区域や洪水浸水想定区域が比較的少なく、大きな水害リスクは低い地域です。しかし、平成28年の熊本地震では、震度6強の揺れを経験し、これまでにない甚大な被害を受けました。

【熊本地震の被害概況】

地震の概要	前震：平成28年4月14日 21時26分 合志市震度5強（県内最大震度7） 本震：平成28年4月16日 1時25分 合志市震度6強（県内最大震度7）
人的被害	死者7名（直接死：0、関連死：7）、重傷者27名、軽傷者56名
避難状況	避難所開設27か所、最大避難者数6,629人、延べ30,027人
家屋被害	罹災証明書発行件数8,088件 （全壊48件、大規模半壊73件、半壊808件、一部損壊7,159件）
道路被害	市道を中心に多数の陥没や亀裂、法面崩壊などが発生。復旧には多額の費用と時間を要した。（新開線、平町寺崎線など計47,783千円の概算額）
農業施設被害	市全体で農業被害額は概算で552,941千円に上り、ライスセンターやタバコ乾燥施設、水道施設（水路、ため池、水門等）など広範囲に被害が発生した。
上下水道施設	配水池13箇所で漏水が発生し、飲料水の確保が課題となる。その後、給水活動を迅速に実施し、22日間で飲用可能に。下水道施設は陥没延長約2,000mの被害が発生した。
公共施設被害	市役所庁舎をはじめ各市民センター、体育館、学校施設など多くの公共施設において、屋根材や壁面の破損・地割れ等が発生した。特に市総合センター「ヴィーブル」においては、アリーナ天井ボードの落下や照明の破損、事務室の天井崩落、複数箇所での雨漏りなど広範囲にわたり被害が発生し、復旧には多額の費用と時間を要した。
その他ライフライン	電力は瞬間停電のみ。 都市ガスは南部の約5,300戸で停止、4月30日に復旧した。

(2) 熊本地震における災害対応

①発災後の時系列対応

4月14日（前震）	災害対策本部設置、避難所開設（15箇所、最大1,506人）。
4月16日（本震）	避難所24箇所開設、避難者数6,629人。災害対策本部会議を連日開催。
4月17日～19日	応急給水活動開始、仮設トイレ設置、罹災証明書発行開始。
4月20日以降	臨時部長会議を重ね、避難所の集約・閉鎖、アンケート調査などを実施。
7月15日	最終の避難所を閉鎖。

②災害時の体制と主な対応

職員の安否確認	各部ごとの緊急連絡網により、安否確認を実施した。
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、直ちに災害対策本部を開設した。 ・4月14日午後10時15分に1回目の会議を行い、現在の状況と今後の活動について協議した。以降8回の災害対策本部会議において、各関係機関からの情報や各部門からの被害状況等を共有し、課題解決に必要な事項を協議した。 ・被害状況の把握をはじめ、道路の修復や災害廃棄物の処置、上下水道施設の復旧などの対応を行った。 ・被災された方の支援のための罹災証明書の発行のための体制を確立した。
避難所の運営	前震後に15カ所、本震後に24カ所の避難所を開設し、以降7月15日の閉鎖まで延べ92日間、各部職員の交代制により昼夜を問わず、避難者のニーズ対応や情報の提供、物資の輸送・配布など避難所の運営を実施した。
応援職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県を通じて国機関の職員10名の応援を受け入れた。 ・県職員1名を約1ヶ月間リエゾンとして受け入れ、被害情報を共有した。 ・自衛隊へ4月16日に給水車を要請した。その後1名が市役所に駐留し、支援物資などの輸送等の支援を受けた。ベースキャンプは市内の県農業公園とし、5月10日に撤収した。
災害廃棄物の処理	4月17日に給食センター北側空き地及びみずき台グラウンド駐車場を災害廃棄物の仮置場として指定した。翌日18日には中央運動公園駐車場奥広場を追加で指定し、5月30日まで運営を行った。
家屋被害調査	平成28年5月6日から8月30日の間、1班3人編成による18班体制で家屋被害の程度判定を行った。延べ約12,000人の職員を動員し、計4,074件を調査した。
災害対応から通常業務への移行	発災直後から業務の優先順位に基づいて、災害対策を最優先に職員を配置するとともに、市民の日常生活に密接した業務については停滞を招かないように努めた。

③被災者支援

災害により被害を受けた市民の生活再建を支援するため、義援金・見舞金の給付、生活再建支援金の支給、被災者の生活段階に応じた支援を実施しました。

種類	件数	種類	件数
災害見舞金	952件	一部損壊義援金	1,129件
災害義援金	963件	住宅応急修理	469件
災害援護資金	6件	みなし仮設住宅	156件
生活再建支援金	326件	公費解体	住家255件 非住家255件 ブロック塀等：9件
弔慰金	7件		

(3) 復旧・復興

平成28年度に「合志市復興まちづくり計画」を策定し、基本方針の「市民の生命と暮らしを守るまちづくり」、「地域で支え合うまちづくり」「復興を担う活力あるまちづくり」に基づき、市民の安全と安心を第一に、減災まちづくりと、早期復興に向けた強いまちづくりを目指した取り組みを実施しました。主に、災害発生時における市の災害対策本部拠点の強化及び防災拠点センターの整備や、都市中核拠点づくりなど合志市重点区域土地利用計画の推進に取り組みました。

(4) 熊本地震後の防災対策

熊本地震時の災害対応における課題・反省を教訓に、大規模災害に備えた防災対策として災害対応に関する体制整備や防災啓発活動を行っています。

①防災拠点センターの整備

地域防災力の強化と災害時の迅速な対応を目的として、市庁舎を含む3か所に防災拠点センターを分散整備しました。(合志市防災拠点センター、黒石防災拠点センター、野々島防災拠点センター)

災害時の指定避難所や備蓄品の配備等として活用するのみならず、平時から地域の交流の中心的な拠点として活用することで、地域コミュニティの醸成や市民の防災意識向上など、有事の際の相互援助の基盤形成を図っています。

②避難所体制の整備・運用方法の見直し

市の公共施設25施設を指定避難所、1施設を指定福祉避難所に指定しています。中でも災害時に優先的に開所される施設である指定避難所7か所及び指定福祉避難所1か所には、災害時に防災情報を確認できるよう、防災用の無料Wi-Fi環境を整備しました。

また、災害発生時の避難所開設については、災害発生のおそれや被害の状況に応じて開設の必要性を判断し、3名1班編成の職員を迅速に配置しています。特に台風やその他予測可能な災害については、気象警報発表前に避難所を開設し、予防的避難を促すことで、市民の安全を確保できる体制を整備しています。

③備蓄品の確保

「合志市防災備蓄計画」に基づき、最大避難者数8,600人を想定した備蓄体制を整備しています。食料品、生活用品、医療品、応急対策資材などの物資を1日分(食料は3食分)備蓄しており、市内の備蓄拠点に分散配置しています。

④防災訓練による災害対応体制の確認

毎年、市総合防災訓練や熊本県との合同訓練において、地震や大雨等による大規模災害を想定した防災訓練を実施しています。災害が発生した際に迅速に対応できるよう、災害時の応急対応や避難所開設に関する訓練を実施しています。

⑤災害ボランティアセンターの設置・運営

令和3年12月11日に合志市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティアセンター設置及び運営に関する協定」を締結しました。本協定に基づき、大規模災害時には市から社協へ業務委託を行い、迅速なセンター設置・運営を目指しています。

協定内容	災害情報の把握、ニーズの把握、ボランティア募集・受入、情報発信、相談対応、ボランティア保険加入、資機材の調達・保管、移動手段確保、災害対策本部との情報共有など。
------	--

⑥自主防災組織の設立支援

熊本地震以前の組織率は67.3%(平成28年4月1日時点)でしたが、自主防災組織設立支援に関する防災対策支援官の雇用により現在は組織率91.2%(令和8年4月1日時点)まで向上しました。

自主防災組織の立ち上げ支援や補助金交付など、自主防災組織の活動を支援しています。

⑦防災士の養成、防災士連絡協議会の設立

自主防災組織や自治会等で災害時の「共助」を担う防災リーダーとなり得る防災士の養成を行っています。

また、平成30年には、防災に必要な知識、技能等を高め、地区の自主防災組織をはじめ、市全体の防災力の向上に寄与することを目的として、市防災士連絡協議会を立ち上げました。会員数は252名(令和8年4月1日時点)で、地区への啓発活動や訓練支援をはじめ、スキルアップ研修の実施、SP防災士の育成、学校や地域への出前講座などにより、災害に強いまちづくりに貢献しています。

⑧被災者支援と避難行動要支援者対策

災害により被害を受けた市民の生活再建を支援するため、罹災証明書発行、義援金・見舞金の給付、生活再建支援金の支給、応急修理など、被災者の生活段階に応じた支援を実施しています。

また、約1,800名を「避難行動要支援者」として登録し、民生委員や地域住民が日頃から関係を構築し、災害時に安否確認が迅速に行える体制を整備しています。災害時には、福祉避難所への直接避難、市内14の福祉事業者との協定に基づくサービス提供、市外・県外施設での受け入れ要請など、多段階の支援体制を整備しています。※市外・県外高齢者施設への受入要請は、熊本地震時は事例なし。

⑨関係機関との連携

・国・県・自衛隊

熊本県と県内市町村は、災害時に「熊本県防災情報共有システム」を活用し、災害時の被害状況や避難所開設情報を随時共有しています。災害発生時には、県及び警察・消防・自衛隊等関係機関から市町村の状況を把握し連携する職員が連絡員として派遣される仕組みとなっており、円滑な情報共有を行います。

また、国（河川事務所、気象台等）とも緊急連絡網を共有し、迅速かつ的確な連絡体制を整備しています。

・市消防団・市防災士連絡協議会・自主防災組織

市の防災訓練等を通じて、市内防災団体と連携し、災害時の応急対応や避難所の運営等を支援してもらう体制を整備しています。

・災害協定締結先

大規模災害に備え、県、他自治体、民間企業・団体と64の災害協定を締結しており、物資供給、輸送、復旧活動、情報提供、ボランティア支援等、多角的な応援体制を構築しています。

⑩防災に関する周知・広報

市防災サイトや広報紙で「日頃からの災害への備え」に関する周知や、多言語に対応したハザードマップなどを掲載しています。

⑪防災啓発活動

市消防団や市防災士連絡協議会と連携し、市内保育園での防火に関する紙芝居や、防災訓練や出前講座等を通じて住民向けの防災啓発活動を実施しています。

(5) 熊本地震に関する歳出

●平成28年度歳出分

性質	(目的別)	主な事業	単位(千円)
人件費	民生費	時間外勤務手当	79,730
物件費	衛生費	地震被害家屋等解体業務委託	443,746
	衛生費	震災廃棄物処理委託	382,703
	民生費	災害救助法に基づく応急修理	149,805
	衛生費	被害家屋等解体・処分業務委託	125,190
	総務費	復興計画策定支援業務委託	14,936
扶助費	民生費	災害見舞金	51,130
	民生費	災害弔慰金	17,500
補助費等	農林水産業費	経営体育成支援事業補助金	179,561
	衛生費	自費解体家屋等撤去費	135,901
	民生費	災害復興商品券助成事業補助金	27,996
	土木費	下水道事業会計負担金(営業外収益)	47,300
普通建設事業費 (補助事業費) (単独事業費)	衛生費	地震被害廃棄物仮置場復旧工事	9,180
	民生費	地区公民館等災害復旧事業費補助金	10,368
災害復旧事業費 (補助事業費) (単独事業費)	災害復旧事業費	学校教育施設災害復旧工事	83,627
	災害復旧事業費	総合センター災害調査及び設計業務	31,320
貸付金	民生費	災害援護資金貸付金	10,800

●平成29年度歳出分

性質	(目的別)	主な事業	単位(千円)
人件費	民生費	時間外勤務手当	839
物件費	衛生費	地震被害家屋等解体業務委託	781,217
	民生費	災害救助法に基づく応急修理	90,544
	衛生費	地震被害家屋等解体業務委託	126,265
扶助費	民生費	災害見舞金	2,050
	民生費	災害弔慰金	2,500
補助費等	農林水産業費	経営体育成支援事業補助金	442,616
	衛生費	自費解体家屋等撤去費	17,189
	民生費	災害復興商品券助成事業補助金	62,259
災害復旧事業費 (単独事業費)	災害復旧事業費	災害復旧工事(ヴィーブル)	968,617

※本資料は、地方財政状況調査(決算統計)の数値によるものです。
(上記で目的が衛生費となっている事業は、決算書では民生費での決算となっています。)

2 新型コロナウイルス

(1) 基本データ

年月日	国の動き	熊本県の動き	市の動き
令和2年1月15日	国内で初の新型コロナウイルス感染症患者が確認される。		
令和2年2月21日		熊本県内で初の新型コロナウイルス感染症患者が確認される。	
令和2年3月16日			本市で初の新型コロナウイルス感染症患者が確認される（熊本県発表）。
令和2年4月7日	一部地域に対し、初の緊急事態宣言が発令される。		
令和2年4月16日	緊急事態宣言の対象が全国に拡大される。		
令和2年4月		国の緊急事態宣言を受け、県独自の外出自粛要請などが行われる。	国および県の緊急事態宣言・外出自粛要請を受け、市独自の対応（公共施設の休館、イベントの中止など）を実施。
令和3年2月17日	医療従事者へのワクチン接種が開始される。		
令和3年2月			医療従事者へのワクチン接種を開始し、高齢者へ接種が開始した後、順次住民接種を実施。
令和5年5月8日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行。	国の5類移行に伴い、県としての対応も変更される。	国の5類移行に伴い、市としての対応も変更される。感染対策の呼びかけは継続しつつも、より個人の判断に委ねられるようになる。

(2) 対応状況

①対策会議

市の新型コロナウイルス感染症対策会議は、三役・部長級で構成し、会議は令和2年4月8日から令和5年4月28日まで計48回開催し、市民への周知啓発や感染症対策の協議、情報共有を行いました。

②ワクチン接種

新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、健康福祉部長を対策室長として、組織的かつ段階的に対応しました。医療機関との連携、接種会場の確保と調整、市民への啓発、予約受付・変更対応などにより、円滑かつ安全なワクチン接種体制を構築しました。

令和3年2月10日 併任辞令発令 17名

令和3年4月 1日 併任辞令発令 3名 計20名

令和3年7月 1日 併任辞令発令 14名、兼務解2名 計32名

令和4年4月 1日 併任辞令発令 9名、兼務解9名 計32名

令和5年4月 1日 併任辞令発令 7名、兼務解4名 計35名

③市民からの相談

健康づくり推進課が担当部署となり、市民からの相談等に対応しました。また、コールセンターを設置し、ワクチン接種案内、予約・キャンセル対応、相談体制を確保しました。

④感染者対応

医療機関との調整、感染者への連絡、感染者対応（生活用品の配布等）などは実施していません。

⑤県、医療機関との連携

予防接種の円滑な実施にあたり、県や市内医療機関と連携して対応しました。

⑥具体的対応

ア) ワクチン接種

・接種スケジュールの調整

市内医療機関との接種曜日、時間帯、医師の配置などについて綿密に調整しました。

・接種機会の確保

市内医療機関における個別接種に加え、市防災センターにおける集団接種を実施しました。接種会場まで移動することが困難な希望者に対して、接種会場への往復に利用できるタクシー初乗り運賃割引チケットまたは市コミュニティバス無料乗車券を配布し、接種会場への移動を支援しました。

・ワクチン配分の管理

県から配分されるワクチンについて、適切な温度管理と在庫管理を実施しました。

イ) 市民への呼びかけ、周知徹底

・広報活動

市のウェブサイト、広報紙、SNSを通じて、国や県の方針に基づいた情報（不要不急の外出自粛、三密回避、手洗い・マスク着用、発熱時の相談先など）や、ワクチン接種情報を周知しました。

・防災無線

必要に応じて、防災無線による外出自粛や注意喚起の呼びかけを行いました。

・ポスター・チラシ

公共施設に感染症対策のポスターやチラシを掲示・配布し、市民への啓発活動を強化しました。

ウ) 市有施設の対応

・臨時休館・閉館

令和2年3月に、2年間の期限を設け、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を含める改正法が施行されたことから、本市においても各施設の条例施行規則等に基づいて、緊急事態宣言の発令期間中またはその前後に、市民センター、公民館、図書館、文化会館、スポーツ施設（体育館、グラウンドなど）など、市の保有する生涯学習施設等は、原則として臨時休館・閉館する措置を取りました。また、文部科学省からの「社会教育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」により、施設利用者の把握、利用人数の制限、窓口での混雑を避けるための事前予約制、時間短縮営業を実施しました。

・利用制限・再開

宣言解除後は、感染状況に応じて段階的に再開し、利用人数の制限、利用時間の短縮、利用時の検温・消毒の徹底、マスク着用義務化などの感染防止対策を講じました。また、感染拡大を防ぐために施設使用後には利用者の名簿提出を求めました。

エ) 学校等の対応

・一斉臨時休校

国や県から緊急事態宣言が発せられ、教育現場に対し休校等の措置を取るよう求められた際には、市教育委員会では教育長をトップとする対応会議を随時開催し、県教育委員会や市長部局との連携を図りながら迅速に対応しました。保護者や児童生徒への周知を工夫した上で、円滑に休校措置を実施するとともに、感染者数に応じた臨機応変な対応を可能にするため、休校・学級閉鎖の基準を策定し、学校現場に周知しました。

・分散登校・オンライン学習

国や県の指導・助言に基づき、休校期間中や再開後の感染対策として、分散登校やオンライン学習（家庭学習の支援）を実施しました。オンライン授業は、教育現場へのICT環境整備に伴い、新型コロナウイルス感染症収束後も、長期休暇時の学習支援などの活用を進めています。

・学校再開後の対策

県教委員会により、感染防止に関するガイドラインが策定され、登校時の検温、手洗い・うがいの徹底、常時換気、給食時の黙食、運動会や修学旅行などの学校行事の実施方法について、具体的な対策が示されました。市教委員会としても学校現場へガイドラインに基づく対策を指導するとともに、対策に必要な備品等の配備を進めました。

オ) 放課後児童クラブ、保育所等の対応

・保育所の開所継続と利用自粛要請

保育所は、コロナ禍においても医療従事者やエッセンシャルワーカーと呼ばれる社会機能を維持するために就業を継続する必要がある保護者のために、原則として開所を継続し、抗原検査キットの配布など必要な感染対策支援を実施しました。同時に、マスクや消毒液等の衛生用品の提供や備品購入への助成を行い、園内の感染対策を支援しました。

また、感染状況に応じ、自宅での対応が可能な家庭に対しては登園自粛を要請し、園内の感染拡大を防止する取り組みを行いました。

これらの支援の取り組みについては、熊本県や市認可保育園連盟など関係団体と緊密に連携することで、認可保育施設、地域型保育施設、認定こども園はもとより認可外保育施設等も対象にスムーズな対応が図れました。

・放課後児童クラブ（学童保育）の対応

放課後児童クラブについては、コロナ禍の間、利用児童や指導員の事前検温、児童間の距離確保、手洗い・消毒の徹底などの感染防止対策を講じることはもとより、保護者に対し可能な限り利用自粛を要請しつつも、保護者の就労状況を踏まえ、学校の休校期間中も開所を継続しました。

また、保育所と同様、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品への支援を行い、各クラブ内での感染症対策の徹底を図りました。

カ) 民間施設等への対応

・感染対策の要請

高齢者施設や障がい者施設などに対して、国や県のガイドラインに基づいた感染防止対策（面会制限、職員の体調管理徹底、施設内の消毒など）の徹底を要請しました。

・情報提供・支援

クラスター発生時の対応支援や、マスク・消毒液などの支援物資の配布（可能な範囲で）、情報提供などを行いました。特に高齢者施設では、感染した場合の重症化リスクが高いため、厳重な対策が求められました。

キ) 市主催イベントの対応

・中止・延期

緊急事態宣言の発令中や、感染状況が悪化している期間は、市が主催・共催するイベント（祭り、講演会、各種講座、健康診断など）の多くを中止または延期しました。

・オンライン開催

一部イベントでは、対面開催に代わってオンライン形式での開催を検討・実施し、市民への情報提供や交流の機会を確保しました。

・規模縮小・感染対策の徹底

宣言解除後や、感染状況が落ち着いた時期に開催されるイベントについては、参加人数の制限、事前予約制、検温・消毒の徹底、飲食の制限など、厳格な感染対策を講じた上で実施しました。

(3) 庁舎等及び職員等への感染予防、拡大防止対策

① 庁舎等における対策

ア) 窓口・来庁者対策

・ビニールカーテン・パーティションの設置

来庁者と職員との間の飛沫感染防止のため、窓口カウンターにビニールカーテンやアクリル板のパーティションを設置しました。

・消毒液の設置

庁舎出入口、各課窓口、会議室などに手指消毒用アルコールを設置し、来庁者に利用を促しました。

・検温の実施

庁舎入口などにサーマルカメラや非接触型体温計を設置し、来庁者の検温を推奨しました。発熱が確認された場合は、入庁をお断りするなどの対応を行いました。

・ソーシャルディスタンスの確保

床に目印を貼るなどして、窓口での待機列でのソーシャルディスタンス確保を促しました。

- ・換気の徹底
庁舎内の窓を定期的開放するなど、換気を徹底しました。
- ・清掃・消毒の強化
ドアノブ、手すり、エレベーターのボタンなど、多くの人が触れる場所の定期的な清掃・消毒を強化しました。
- ・オンライン・郵送申請の推奨
感染リスク軽減のため、住民票や戸籍謄本などの各種証明書交付申請について、オンライン申請や郵送での手続きを推奨しました。

②会議室・執務室対策

ア) 会議の制限

多数の職員が参加する会議は極力オンライン形式に切り替えるか、延期・中止とし、対面での会議は人数制限、換気、距離確保を徹底しました。

イ) 執務室の換気

執務室内の窓を定期的開放し、換気を徹底しました。

③職員等への対策

ア) 健康管理の徹底

- ・毎日の検温・体調確認
全職員に対し、出勤前の検温と体調確認を義務付け、発熱や体調不良の場合は出勤を控えるよう徹底しました。
- ・体調不良時の対応
発熱や風邪症状がある場合は、医療機関を受診し、自宅待機とするなどの対応基準を設けました。
- ・海外渡航・県外移動の制限
不要不急の海外渡航や感染拡大地域への県外移動について、自粛を要請しました。

イ) 感染予防行動の徹底

- ・マスク着用の義務化
全職員に対し、勤務中のマスク着用を義務付けました（新型コロナウイルス感染症が感染症予防法上の2類相当から5類に変更後、個人の判断に委ねる形に移行）。
- ・手洗い・手指消毒の徹底
庁舎内各所に消毒液を配置し、手洗い・手指消毒の徹底を促しました。
- ・三密（密閉・密集・密接）の回避
職員に対し、執務室内外での三密回避を徹底するよう指導しました。
- ・会食等の自粛
職員間の会食や懇親会などについて、自粛または少人数・短時間での開催を推奨しました。

ウ) 勤務体制の工夫

- ・テレワーク・時差出勤の導入
部署や業務内容に応じて、テレワークや時差出勤の導入を検討・実施し、職員間の接触機会の低減を図りました。
- ・柔軟な休暇制度の活用
職員が体調不良時や濃厚接触者となった場合に、安心して休めるよう、特別休暇制度の活用などを周知しました。
- ・非常時体制の構築
職員が多数感染した場合でも行政機能を維持できるよう、業務の優先順位付けや代替職員の確保など、非常時体制を構築しました。

エ) 情報共有・研修

- ・最新情報の共有
国や県からの最新情報を総務課が職員全体に迅速に共有し、適切な対応を促しました。
- ・感染症対策研修
感染症の正しい知識や予防策に関する職員向け研修を実施しました。

④市民生活支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業）

●令和2年度

交付金事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 交付金充当額 [単位:円]
水道事業会計補助金事業	水道課	①公営企業会計に繰り出し、市内の上水道使用者に対する生活支援として、契約毎の基本料金の2か月分を全額免除する。 ②市民	47,136,230 43,000,000
就学援助制度事業 (準要保護分)	学校教育課	①新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯について就学援助を行う。 ②就学児童のいる世帯	322,200 90,000
就学援助制度事業 (準要保護給食分)	学校教育課	①臨時休校期間中（4月5月分）の給食費について、給食があったことみなして就学援助より支給を行う。 ②就学援助認定者（準要保護）	4,591,008 2,850,000
商品券配布事業	企画課	①感染予防、防止拡大に取り組むための生活支援と合わせて市内の消費喚起を行うための商品券発行。 ②市民、市内事業者	343,895,680 332,662,000
障害者総合支援事業費補助金(特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業)	福祉課	①学校の臨時休校期間中に平日単価から休日単価になったことでの保護者負担分及び感染防止対策等のため電話等による代替支援を事業所が行った場合の保護者負担を市が補助するもの ②放課後等デイサービス利用児童	504,259 110,000

●令和3年度

交付金事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 交付金充当額 [単位:円]
新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援事業	商工振興課	①「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う影響により、売上げ減少が続く市内事業者の経営体力回復を支援するとともに、事業再構築を推進するため支援金を給付する。 ②市内事業者	66,592,000 38,060,000
合志市プレミアム付商品券事業	商工振興課	①地域経済の停滞が長期化する中、ワクチンの接種が進んでおり、人流の回復とともに、これまで抑えられてきた消費意欲を域内志向へ導くことで市内中小事業者の本格回復を後押しし、地域経済活性化の呼び水とするためプレミアム付商品券を発行する。 ②市内事業者及び市民	225,697,427 95,454,000

●令和4年度

交付金事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 交付金充当額 [単位:円]
物価高騰に伴う学校給食費等の負担軽減事業	学校教育課	①原油価格・物価高騰に伴う食材費への影響が、子育て世帯において負担になっている状況を踏まえ、保護者が徴収・負担している学校給食費会計（私会計）への補助金を出すことにより、子育て世帯の負担軽減に寄与する。 ②市内小中学校で学校給食をたべる児童・生徒（教職員を除く）	20,087,000 20,087,000
生活支援商品券事業	総務課	①燃油・物価高騰による市民の家計負担は増大する中、新たな生活様式に向けた家計への支援及び地域経済の消費活性化を促進するため、合志市生活支援商品券を配付する。（一人当たり3,000円） ②市民	228,548,874 166,749,000
大学生等生活応援事業	企画課	①ガス・エネルギー・物価高騰の影響を受けている、大学生等を扶養する子育て世帯の生活応援を目的として現金を給付する。（一人当たり20,000円） ②子育て世帯の保護者（大学生等のこどもがいる者）	31,048,700 31,048,700
生活支援商品券事業 (後期高齢者向け)	高齢者支援課	①燃油・物価高騰による市民の家計負担は増大する中、新たな生活様式に向けた家計への支援及び地域経済の消費活性化を促進するため、合志市生活支援商品券を配付する。（一人当たり8,000円） ②75歳以上の市民	73,707,268 73,705,000

●令和5年度

交付金事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 交付金充当額 [単位:円]
低所得世帯等給付金事業 (低所得者世帯給付金)	福祉課	①物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、現金を給付する。（一世帯当たり30,000円他） ②住民税非課税世帯等及び家計急変世帯	162,840,000 162,840,000
物価高騰に伴う学校給食費等の負担軽減事業	学校教育課	①エネルギー・食品等価格等の物価高騰に伴う食材費への影響が、子育て世帯において負担になっている状況を踏まえ、保護者が徴収・負担している学校給食費会計（私会計）へ補助金を出すことにより、子育て世帯の負担軽減に寄与する。（令和5年4月分～令和6年3月分） ②市内小中学校で学校給食をたべる児童・生徒（教職員を除く）	20,307,062 20,307,000

LPガス使用世帯支援事業	財政課	①エネルギー等の物価高騰の影響を受けたLPガス使用世帯に対し現金を給付し、生活支援を行う。 ②市内LPガス使用世帯(11,999世帯)	59,900,000 29,950,000
合志市生活応援給付金事業	子育て支援課 高齢者支援課	①食費やエネルギー等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける0歳から18歳までの子どもを有する子育て世帯及び65歳以上の高齢者世帯に対し、給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。対象者の世帯主に対し、対象者分(一人当たり6,000円)を支給する。 ②18歳以下及び65歳以上の世帯員がいる世帯主	284,215,785 2,262,000
生活困窮者自立支援の機能強化事業	福祉課	①物価高騰等の影響を受けたことにより、生活に困窮される方への支援の強化が求められる中、特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談の対応、各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制の整備を行い自立相談支援体制の強化を図るとともに、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進することで、現下の情勢における必要な支援を実施する。 ②市内の生活困窮者	7,809,978 1,430,000

⑤地域経済活性化支援(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業)

●令和2年度

交付金事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②事業の対象(交付対象者、対象施設等)	総事業費 交付金充当額 [単位:円]
商工会運営支援事業	商工振興課	①市民に対して商品をテイクアウト及びデリバリーにより提供し、かつ商品を割り引いて提供する事業を支援することで、市民への食事提供及び飲食事業者の売上向上に寄与する。 ②合志市商工会	1,860,000 1,650,000
新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援事業	商工振興課	①売上が減少した中小企業・小規模事業者の事業継続を支援。市内事業者のうち売上げが前年同月比30~50%未満で減少した事業者を対象とする。(県の支援を受けた場合に上限100,000円を上乗せ支援) ②市内事業者	1,400,000 1,400,000
総合健康センター施設維持管理事業	商工振興課	①市が行う休館及び休業の要請に応じた合志市総合健康センター「ユーパレス弁天」の指定管理者に対し、要請に対する協力金及び感染症拡大防止への対応を進めるための支援金 ②合志市総合健康センター「ユーパレス弁天」指定管理者	10,000,000 8,900,000
合志市経営体次期作等交付金	農政課	①次期作に前向きに取り組む農業経営体に対し、一律100,000円を給付する。 ②本市に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者並びに人・農地プランの中心経営体であって、今後も営農を継続し次期作に取り組むことが認められる者。 合志市事業者定額支援金を受給していない者。	20,100,000 19,500,000
新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援事業	商工振興課	①自粛要請等によって売上げの急減に直面する事業者の事業の継続を支援するために事業全般に幅広く使える事業者定額支援金を交付する。 ②市内事業者(中小法人及び個人事業者)	151,500,000 146,000,000
子ども・子育て支援交付金	子育て支援課	①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について減免を行う事業。 ②利用料の日割り減免を行った放課後児童クラブ	10,910,910 3,270,000
学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)	学校教育課	①学校再開等にあたり集団感染のリスクを避け、児童生徒が安心して学ぶことができる体制の整備を促進するため、学校設置者が保健衛生用品等の整備に必要な経費を補助するもの。 ②市立小中学校	2,168,320 950,000
学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)	学校教育課	①各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を補助するもの。 ②市立小中学校	18,613,045 8,860,000
学校臨時休業対策費補助金(学校給食費返還等事業)	学校教育課	①学校臨時休業に伴う学校給食停止による食材費の違約金等の支払いによる納入業者の支援 ②食材納入業者	3,436,439 750,000
障害者総合支援事業費補助金(特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業)	福祉課	①学校の臨時休業期間中に平日単価から休日単価になったことでの保護者負担分及び新型コロナウイルス感染防止対策等のため電話等による代替支援を事業所が行った場合の保護者負担を市が補助するもの ②放課後等デイサービス利用児童	504,259 110,000

●令和3年度

交付金事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 交付金充当額 [単位:円]
新型コロナウイルス感染症 対策中小企業支援事業	商工振興課	①「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う影響により、売上げ減少が続く市内事業者の経営体力回復を支援するとともに、事業再構築を推進するため支援金を給付する。 ②市内事業者	66,592,000 38,060,000
営業時間短縮要請協力金負担金	商工振興課	①熊本県が行う新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき行う、令和3年度における飲食店に対する営業時間短縮要請に係る協力金の負担金 ②熊本県	31,192,000 30,558,000
災害対策事業 (抗原検査キット)	交通防災課	①新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者以外で保健所からPCR検査対象者以外の市民に安心のために抗原検査キットを配布し、感染拡大を未然に防ぐ一助とする。 ②学校、保育園、災害時の避難所等	10,230,000 4,500,000

●令和4年度

交付金事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 交付金充当額 [単位:円]
学校保健特別対策事業費補助金(学校等における感染症対策等支援事業)	学校教育課	①各学校が児童生徒の安全安心な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に実施するため、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施するための経費に対して補助を行う。 ②市内小中学校	7,921,577 4,058,000
合志市燃油高騰等緊急農業支援対策事業	農政課	①飼料・肥料、燃油、資材の価格高騰による生産コストの上昇に対して十分な農畜産物への価格転嫁を行いがたく収益が圧迫されている。こうした中、燃油価格や配合飼料等の高騰により農業生産コストが増加し、農業経営に影響を受ける農家に対して、影響を最小限にとどめるとともに農業経営意欲の継続と市の基幹産業である農業の持つ多面的機能の維持保全を図るため、緊急的な支援を実施する。 ②本市在住の認定農業者及び認定新規就農者並びに人・農地プランの中心経営体であって、飼料、肥料、加温ボイラー又は乾燥機、農業用機械の燃油、農業用塩化ビニール・特殊ポリオレフィンフィルムを購入した農家	41,548,000 41,548,000
合志市収入保険加入緊急支援事業 (旧：経営体育成支援事業)	農政課	①売り上げ減少など、農業者の経営努力では避けられない理由で収入が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険。市では農業者の経営安定のため、保険料(掛捨て)の一部を支援し、加入を促進する。 ②収入保険加入者(個人)	814,577 814,000
新型コロナウイルス感染症 対策中小企業支援事業 (中小企業等経営継続支援事業)	商工振興課	①市内事業者の経営体力回復を支援するとともに、自社の創意工夫による新たな販路開拓やウィズコロナを念頭においた新分野展開などの事業再構築を推進するなど、「攻めの経営への転換」を促す一助となることを目的に支援金を給付する。 ②市内事業者で次の(1)と(2)を満たす企業 (1)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較し20%以上30%未満減少した事業者 (2)経済産業省「事業復活支援金」を受給していない事業者	14,625,908 14,592,000
原油価格高騰対策運送事業者等支援金事業	商工振興課	①市民の日常生活に必要な不可欠な公共交通の運行や物資の輸送等について、原油価格、物価高騰の影響を受けている道路運送事業者等に対し燃料費相当の一部助成を行うことでその維持を図り、市民生活の安全安心の確保につなげることを目的とする。 ②一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業貨物軽自動車運送事業 観光バス タクシー・介護タクシー 自動車運転代行業(随伴用登録車両)	8,390,000 8,390,000
小規模事業者持続化補助金事業	商工振興課	①個人や中小企業者がポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応し、市内で新たに起業する場合に要する経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。 ②補助対象期間までに、個人で事業を始めること、又は会社を市内に設立若しくは市内に事務所・事業所を設置し、補助事業完了後も引き続き3年以上事業を継続すること。また、補助金の交付の申請を行う年度内に創業を行うか、事業を開始した日以後3年を経過していない起業者であって、市が定める創業計画書を作成し市商工会等による相談・助言等の支援を受けながら取り組むものであること。	8,026,000 8,026,000

購入資材等緊急農業支援対策事業	農政課	①農業用の燃料や資材、飼料や肥料が高騰し、農業者の経営を圧迫している。経費の上昇を農産物価格に転嫁しづらい農業者の営農継続を支援するため補助金を交付する。	32,238,000
		②認定農業者及び認定新規就農者並びに人・農地プランの中心経営体	32,238,000
合志市保育施設等物価高騰等対策支援給付金事業	子育て支援課	①原油価格や物価の高騰により児童等へサービス提供を行う施設等に係る運営経費の増大が生じている状況を踏まえ、不安定な社会情勢下であっても児童等が地域で安心して生活を送るために、市内認可保育施設へ物価高騰等対策支援給付金支給事業を実施し、光熱水費及び燃料費等の高騰分の一部を支援するための給付金を支給する。	9,440,000
		②市内認可保育施設：30施設	4,720,000

●令和5年度

交付金事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 交付金充当額 [単位:円]
合志市私立保育所等物価高騰対策支援給付金支給事業	子育て支援課	①不安定な社会情勢下であっても児童等が地域で安心して生活を送るために、光熱水費及び燃料費等の高騰分の一部を支援するための給付金を支給する。	6,608,000
		②市内認可保育施設31施設	3,304,000
飼料・資材等高騰緊急農業支援対策事業	農政課	①畜産農家においては主に配合飼料価格の高止まり、施設園芸農家等に関しては肥料・燃料・資材等の高騰により農業生産コストが増加し、農業経営に非常に大きな影響を受けている。そのため、農業者等への影響を最小限にとどめるとともに農業経営意欲の継続と、市の基幹産業である農業の持つ多面的機能の維持保全を図るため、緊急的な支援のため補助金を交付する。 ②本市在住の認定農業者及び認定新規就農者並びに人・農地プランの中心経営体であって、飼料、燃料、資材、肥料を購入した農業者等	62,882,000 2,000,000

3 危機事象対応に対する検証

(1) 平成28年熊本地震

熊本地震では、前震（震度5弱）と本震（震度6強）により、これまでにない甚大な被害を受けました。関連死7名を含む人的被害、8,088件の家屋被害、農業や道路・上下水道などライフラインにおいても広範囲に被害が発生しました。このような厳しい状況下において、前震直後に災害対策本部を設置し、本震後は避難所を最大24箇所開設するとともに、応急給水活動、仮設トイレ設置、関係機関との連携など、被害状況に応じた処置を行いました。また、家屋被害認定調査には延べ12,000人を超える職員を動員し、迅速に罹災証明書を発行するとともに、被災者が罹災証明書を活用した保険請求やその他の被災者支援制度の申請を行えるよう、早期に受付窓口を開設しました。

本市にとって大きな試練となったこの危機において、合併により行政の運営体制が強化されたことに加え、保健師や土木・建築などの専門職員等の充実が、避難者の健康維持やインフラの復旧等、災害対応や復旧・復興において、一定の役割を果たしました。

また、この経験を通じて、災害対応体制の整備、自主防災組織の強化、国・県・自衛隊・社会福祉協議会をはじめとする各種団体との連携強化や災害協定の締結、防災用の無料Wi-Fiなど通信環境の整備等、多岐にわたる防災対策の改善を進めており、市民の安全・安心を守るため、来るべき災害に備える体制を強化しています。

しかしながら、大規模災害時における避難所運営の手法（避難者把握、障がい者等への対応、支援物資の効率的な配給など）には引き続き多くの課題が残されており、これらを今後の訓練や計画見直しに活かしながら、引き続き、市民、地域、行政が一体となり、共助の精神で防災力を高め、より強靱で安全なまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生の際には、市民からの相談対応、消毒液やパーティションの設置など、市施設での感染防止等に取り組むとともに、国や県による緊急事態宣言時や蔓延防止等重点措置が要請された際には、休校措置、市所有施設の休館、イベント等の中止はもとより、市民に対する情報の提供や外出自粛要請など感染防止対策を実施しました。

一方で、外出自粛などが経済活動や市民生活に大きな影響を及ぼし、住民や市内事業者への迅速な支援が喫緊の課題となりました。中でも、ワクチン接種業務及び各種給付金事業は、その趣旨を鑑み、迅速かつ公平な対応が強く求められました。

特に、ワクチン接種業務は、接種券の発行、予約受付、医療機関との調整、接種者への連絡、接種場所までの移動支援など、複雑かつ時間を要する業務が発生し、通常の業務体制を大幅に上回る膨大な事務量となりました。本市は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、最大35名の職員を配置して、市民への安全・安心なワクチン接種体制を構築しました。

また、各種給付金の申請受付から審査、支給までの一連の事務は、給付対象の広さ、申請件数の多さ、そして給付の緊急性から、短期間で処理が求められました。

ワクチン接種事務と給付金事務を並行して実施する中で、多くの職員に事務が上乗せされました。通常業務の停滞を防ぎつつ、未経験のワクチン接種・給付金交付事務を迅速に遂行する必要があり、精神的・肉体的な負担が大きく、ワークライフバランスの維持も課題となりました。

このような困難な状況下で、ワクチン接種対策室のような専門組織の迅速な立ち上げや、部署間の相互支援、職員間の密な情報共有・連携や協力体制の構築により、組織としての対応能力が最大限に発揮され、加えて職員の使命感と実行力が相乗的に作用し、迅速な給付事務と安全なワクチン接種体制の構築につながり、一定の成果を上げることができたと考えています。

(3) まとめ

本市では大規模自然災害、パンデミックといったこれまでに経験のない危機事象発生において、極めて厳しい状況下においても臨機応変に対応を進めることができたのは、関係機関との連携協力、市民・事業者の責任ある行動や連帯、職員の粘り強い取り組みなどによるものと考えます。加えて、合併により自治体としての行政運営体制の基盤が強化されたことも、危機対応能力の向上と柔軟な組織体制が実現できた大きな要因です。

これまでの対応経験を踏まえ、今後起こりうる大規模災害やパンデミック時の迅速な対応と円滑な復旧復興を実現するため、平時において、職員一人ひとりの危機管理意識の醸成を図り、総合防災計画、避難所運営、BCPなどの関係計画やマニュアルなどについて、実際の危機事象時に適切に運用ができるよう、訓練等を通じて適切に見直し、整備しておく必要があります。

また、関係機関との情報交換を密にし、連携体制を維持・強化するとともに、市民への迅速かつ適切な情報提供の仕組みづくり、危機管理に対応した人材育成に取り組んでいかなければなりません。

まとめ

平成18年2月27日の旧合志町と西合志町の合併は、広域的な行政サービスの提供を可能にし、旧町単独では困難であった大規模な都市基盤整備や防災機能強化、子育て支援、教育環境整備、そして産業振興といった多岐にわたる施策を一体的かつ効率的に推進しました。

特に財政面では、合併特例事業債や地方交付税の合併算定替えを最大限活用することで、安定した財政運営を維持しつつ、合併前と比較して市民サービスの質と量を飛躍的に向上させました。この成果は、「新市建設計画」の事業進捗率が98%という極めて高い達成度にも裏付けられています。

さらに、平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症といった未曾有の危機事象に際しては、合併により行政の機動力と各分野における連携が強化され、迅速かつ的確な対応を可能にしました。これにより、市民の安全・安心を確保する上で大きな効果を発揮しています。

一方で、社会情勢の変化に対応するための柔軟な行政運営のあり方や、大規模災害時における情報共有と伝達の迅速化、防災士や自主防災組織等と連携した地域防災力のさらなる向上など、継続的に取り組むべき課題も浮かび上がっています。

20年間の検証を通じて、合併が本市の持続的な発展と市民生活の質の向上に不可欠な強固な基盤を築いたことが明確に示されています。今後もこの貴重な経験と実績を活かし、半導体産業の集積を地域経済の振興に繋げるとともに交通渋滞の深刻化など浮上した課題にも真摯に向き合い、「健幸都市こうし」の実現とさらなる発展を目指します。

